

夢おおい 21 プラン

—大井町第4次総合計画—

第4次実施計画

平成21年度～平成22年度

平成21年3月

大井町

夢おい21プラン～第4次総合計画～

第4次実施計画 目次

◇ 実施計画の概要	1
第1章 重点施策	
1 基本的な姿勢	5
2 重点施策の構成	6
3 プロジェクトの内容	
「いこいの里・相和」推進プロジェクト	7
「酒匂川・せせらぎネットワーク」形成プロジェクト	9
魅力的な都市軸・うるおいの住環境形成プロジェクト	11
安全・安心なまちづくり推進プロジェクト	13
次世代育成ネットワーク形成プロジェクト	17
地域のためのまちづくり推進プロジェクト	19
第2章 施策別計画	
第1節 都市基盤・生活環境	
第1項 都市基盤	24
第2項 生活環境	47
第3項 町民の安全	60
第2節 健康・福祉	
第1項 健康	76
第2項 福祉	85
第3節 生涯学習	
第1項 学校教育	110
第2項 社会教育	118
第4節 産業	
第1項 農業	134
第2項 商業・工業	139
第3項 観光	143
第5節 町民参加	
第1項 地域社会	148
第2項 町政への町民参加	154
第3章 計画の推進にあたって	
第1項 行政運営	159
第2項 広域行政	168
資 料	171

夢おおい 21 プラン第 4 次実施計画の概要

1 計画策定の趣旨

町では、平成 22 年度を目標とする「夢おおい 21 プラン～大井町第 4 次総合計画～」に基づき、将来像「あしがらの環境と調和した健康なまち」の実現に向けた施策を推進しています。

基本計画は、夢おおい 21 プランの基本構想に基づき、その実現のための基本的な施策を部門ごとに体系化したものであり、また、実施計画は基本計画に示された施策の実現のため、具体的な事業を年度計画で示し、予算編成の指針とするものです。

第 4 次実施計画は、平成 21・22 年度の 2 ヶ年間を期間として作成しています。

夢おおい 21 プラン（大井町第 4 次総合計画）の構成

13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

基 本 構 想 平成 13～22 年度

前期基本計画 平成 13～17 年度

後期基本計画 平成 18～22 年度

第 1 次実施計画
平成 13～15 年度

第 2 次実施計画
平成 15～17 年度

第 3 次実施計画
平成 18～20 年度

第 4 次実施計画
平成 21・22 年度

※第 2 次実施計画は、当初平成 16・17 年度の 2 か年間の計画の予定でしたが、社会情勢の変化に対応するため、1 年前倒しし、平成 15 年度からの 3 か年間の計画としました。

2 計画策定の方針

町では、「夢おおい 21 プラン」の目標である「あしがらの環境と調和した健康なまち」を目指し、平成 22 年度を目標に後期基本計画に示された各施策を進めています。

第 4 次実施計画の策定にあたっては、後期基本計画のまちづくりプロジェクトに位置づけられた事業、緊急を要する事業、将来のまちづくりを先導する事業などを中心に、厳しさがよりいっそう増す将来の財政状況を見据え、効果的・効率的観点から事業選択を行い、後期基本計画の中長期的目標が達成できるよう心がけました。

3 財政収支の見通し

町の財政状況は、これまでバブル崩壊からようやく景気回復の兆しがあり、税収等の伸びが見込める状況にありました。また、町債残高も年々減少し続け、基金保有高も一定額を保ってきておりました。しかし、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機による日本経済の悪化や大手企業の事業所移転問題により、当町の財政運営は大変厳しい状況となりつつあります。

このような状況の中で、「夢おい21プラン 後期基本計画」の施策を推進し、「第4次実施計画」に掲げる各事業を確実に実施するための財政面での裏付けとして、平成21年度から平成22年度まで2年間の一般会計の歳入・歳出の総額を推計しました。推計にあたっては、平成21年度の予算額を基礎として、過去の伸びや事業費の積み上げ等により算出しました。

【 歳 入 】

自主財源のうち、町税については景気動向や制度改正等を勘案し、推計しました。また、依存財源については、国・県の動向を勘案した上で、事業の内容や過去の実績などを参考に推計しました。

【 歳 出 】

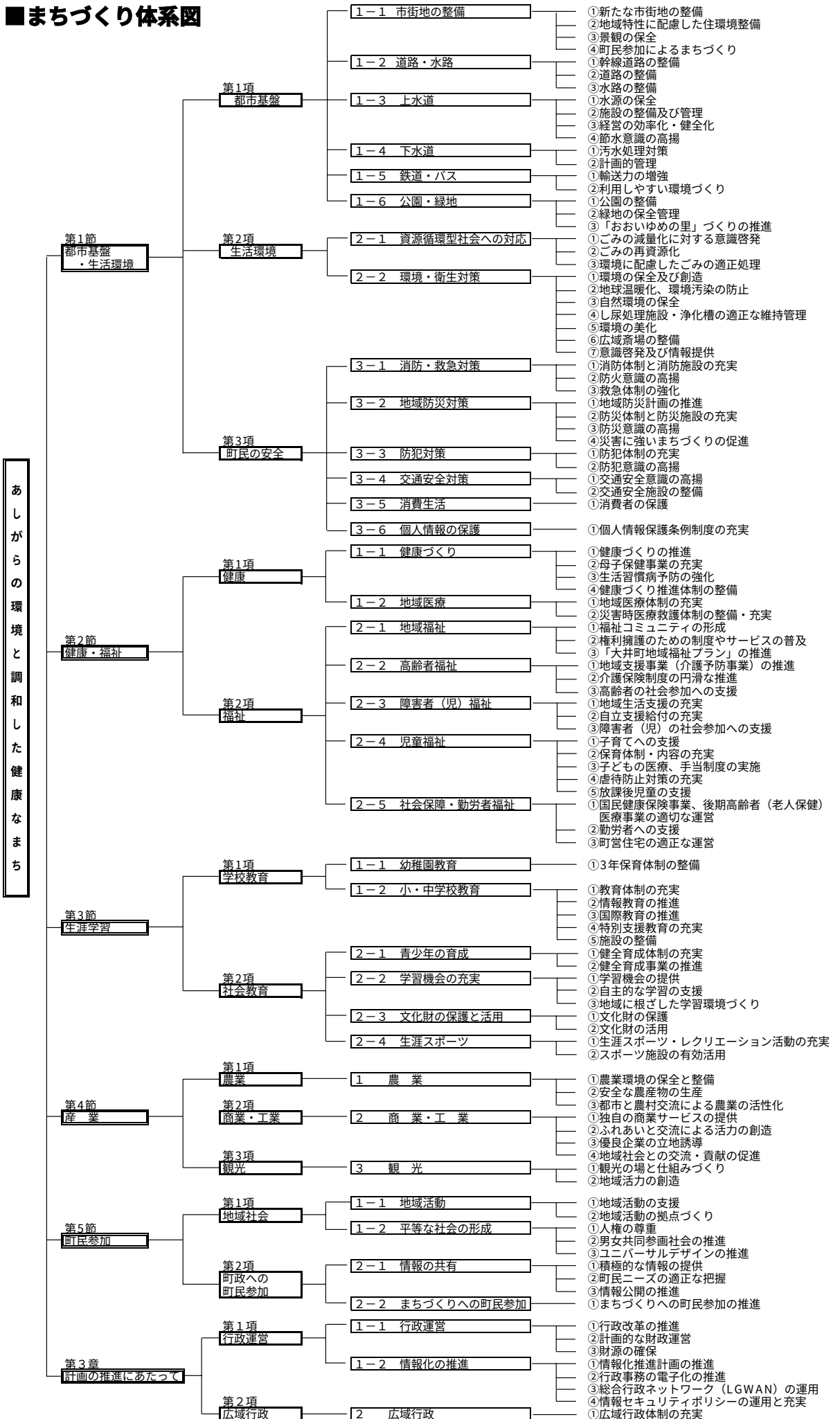
経常的経費については、過去の実績等による伸びを勘案するとともに、「大井町集中改革プラン」に基づく節減目標を考慮して推計しました。また、臨時的経費については、「第4次実施計画」に掲げる事業費を積み上げ推計しました。

【平成21年度から平成22年度までの推計表（一般会計）】

(単位:千円)

歳入		歳出	
○自主財源	7,776,923	○経常的経費	8,792,030
町 税	6,438,207	人件費	2,514,854
その他の自主財源	1,338,716	その他	6,277,176
○依存財源	2,023,077	○臨時的経費	1,007,970
地方交付税	15,000	「いこいの里・相和」推進	309,012
国・県支出金	1,119,677	「酒匂川・せせらぎネットワーク」形成	63,221
町 債	300,000	安全・安心なまちづくり推進	89,082
その他の依存財源	588,400	教育施設の整備・改修	74,533
平成22年度末 基金残高	721,020	道水路の整備	199,492
町債残高	2,175,287	その他	272,630
合計	9,800,000	合計	9,800,000

■まちづくり体系図



実施計画書の見方について

2-1 情報の共有

町民と行政とが互いに情報を共有し、理解を深めていくため、行政情報をわかりやすく発信・提供するとともに、町民の意見や要望を的確に把握する仕組みづくりの構築を推進します。

【これから取り組む主な施策】

2-1-② 町民ニーズの適正な把握

2-1-② 町民ニーズの適正な把握

懇話会の開催や「わたしの提案・意見」制度の充実及びパブリック・コメント制度の事務基準にしたがい、幅広い層からの町民ニーズの適正な把握に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
4) パブリック・コメントの実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
町政懇話会の開催	テーマに関する意見の割合	%	100	100

○ 現状と課題

さらに、重要な施策等を決める際には、町民の意見を広く求めるための手段の一つとしてパブリック・コメント*制度を実施します。

4) パブリック・コメントの実施

町の重要な施策等を決める際には、広く意見を求めるパブリック・コメントを事務基準に基づき実施していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

皆様からの声を積極的に何うことができるよう、体制や制度の改善を行ってまいりますので、皆様からのご意見・ご提言を積極的に出していただけますようお願いいたします。

分野名、施策の方向

後期基本計画上の「分野」と、分野ごとの「施策の方向」を示します。

施策一覧

上記の分野ごとの「施策」の一覧表です。

施策名

本計画は、施策ごとに解説を行っており、これは「施策名」を示します。

施策概要

施策の内容です。

主な取り組みと実施予定

施策を構成する主な事業と実施年度です。

なお、実線は事業そのものの実施を示し、破線は事業の準備・検討段階であることを示します。

主な事業の目標値

施策を構成する事業のうち主な事業について、平成22年度までに達成する目標を示します。

現状と課題

この施策が現在置かれている状況やその課題について説明しています。

用語の解説

右肩に※のある語句は巻末に資料として用語説明を示しています。

事業内容

施策を構成する事業の内容について、その概要を説明しています。

町民と町とのパートナーシップ

町民と町との役割分担などについて説明しています。

第 1 章

重点施策

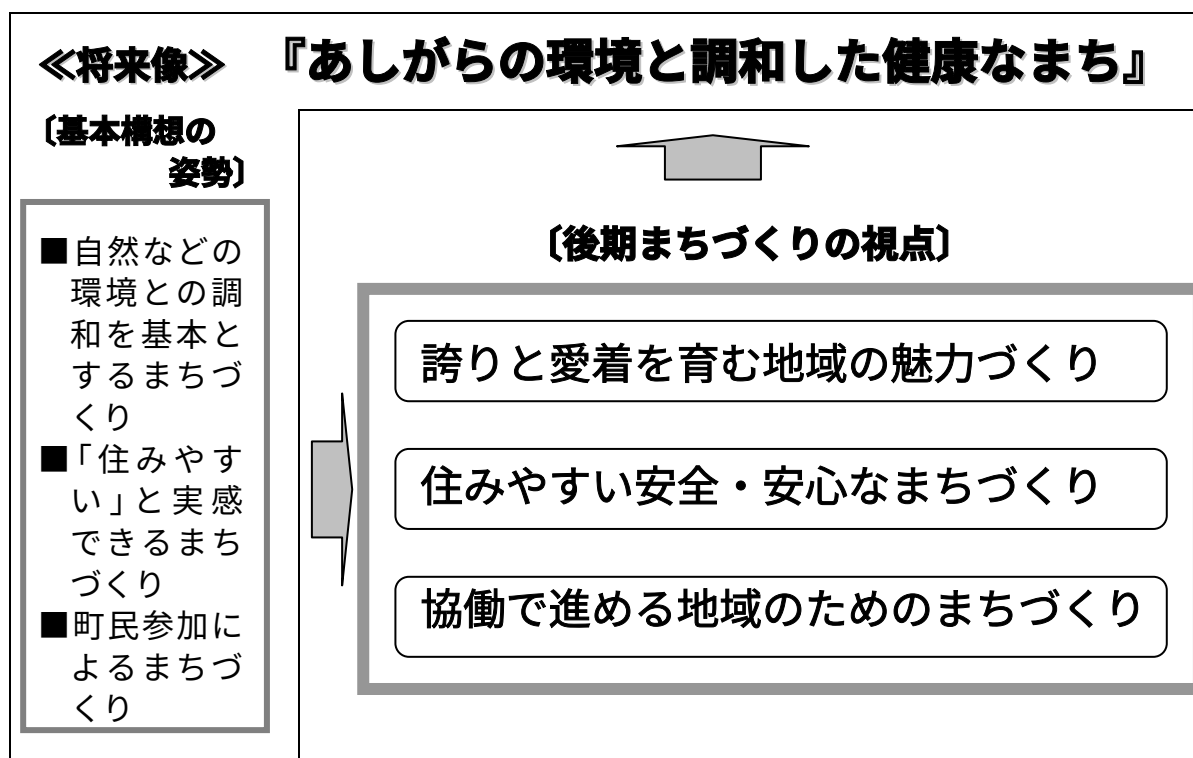
【第1章 重点施策】

1 基本的な姿勢

夢おい21プラン後期基本計画では、将来像「あしがらの環境と調和した健康なまち」実現のため次の3点をまちづくりの視点に据えて各種施策に取り組んでいます。

町民本位のまちづくりを進めるためには、地域・町民と町とが意見を出し合い、議論し、ともに実行していくことが大切です。また、地域・町民ができる分野については町民自身が行うという町民の積極的な姿勢も必要となります。

このようなことから、それぞれのプロジェクトごとに地域・町民と町とが協働して行う「パートナーシップ事業」についての説明をしています。協働によるまちづくりを進めることにより、町の新たな発展につなげていきます。



2 重点施策の構成

－ 3つの重点施策と6つのまちづくりプロジェクト－

後期のまちづくりの基本的な姿勢を踏まえ、「地域の魅力づくり」、「住みやすいまちづくり」、「協働で進めるまちづくり」を柱とした3つの重点施策を定めます。

また、重点施策をより具体的に進めるため、6つのまちづくりプロジェクトを定め、これまでの組織の枠や各分野ごとの枠にとらわれることなく、横断的に取り組むことにより、相乗的な効果が発揮できるようにしていきます。

重点施策

誇りと愛着を育む 地域の魅力づくり の推進

○地域資源を活かした、拠点の整備や様々な地域活動・学習活動などをおして、みんなに愛される魅力あるまちづくりを推進します。

住みやすい 安全・安心な まちづくりの推進

○地域の特性が活かされたいるおいのある居住環境の整備とともに、次世代を担う子どもたちの成長を安心して見守ることのできる、安全・安心で住みやすいまちづくりを推進します。

協働で進める 地域のための まちづくりの推進

○21世紀の大井町らしいまちづくりを推進するため、地域のためのまちづくりの仕組みを整備し、町民と行政の新たなパートナーシップを築き、協働のまちづくりを推進します。

まちづくりプロジェクト

「いこいの里・相和」 推進プロジェクト

「酒匂川・せせらぎ ネットワーク」 形成プロジェクト

魅力的な都市軸・ うるおいの住環境 形成プロジェクト

安全・安心な まちづくり 推進プロジェクト

次世代育成 ネットワーク 形成プロジェクト

地域のための まちづくり 推進プロジェクト

3 プロジェクトの内容

① 「いこいの里・相和」推進プロジェクト

相和地域は、自然あふれる起伏の中に農地と集落が点在する「里山」的風景が強く残っています。このような農地や山林などの地域資源を活かし、町民や関係団体と協議・連携して都市住民との交流による地域活性化を図っていきます。あわせて、「おおいゆめの里」を地域の中心的施設と位置付け、整備を進めていきます。

推進にあたっては、様々なイベントや地域活動・学習活動の機会や場をとおして、町民が主体的に参加することができる仕組みを整備します。

【プロジェクトを構成する施策と主な事業】

1 農業生産基盤や生活基盤の整備

(1) 地域特性に配慮した住環境整備

それぞれの地域特性に配慮した人にやさしくゆとりとうるおいのある住環境整備を推進するため、地区計画の推進と新たな活用を検討します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・集落地区計画に基づく住環境整備の推進 （「いこいの里・相和」整備事業の推進）					P. 26

(2) 農業環境の保全と整備

農村振興基本計画に基づき、地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、農業生産基盤の整備を推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・ほ場整備の推進					P. 134

(3) 都市と農村交流による農業の活性化

都市部と農村部の住民が、農業をとおした様々な交流を図ることにより、農業の活性化を推進します。

また、交流の基本的な資源となる様々な農村文化資源や里山などの農村の原風景・景観を保全し、その活用を推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・各種イベントを活用した農村交流事業の実施					P. 137
・「おおいゆめの里」の活用					
・グリーンツーリズムの推進					
・グリーンツーリズム推進組織の立ち上げ					

(4) 観光の場と仕組みづくり

観光の振興を図るため、自然や歴史・風土などの地域資源を活用した観光拠点や周辺市町と連携した観光ネットワークの整備を推進します。

また、各種団体の育成や連携の強化を図りながら、様々な情報やイベントを総合的にプロデュースする体制づくりを推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・「おいゆめの里」の整備					P. 143
・既存ハイキングコースの整備・充実					
・観光情報の整理・提供					

(5) 地域活力の創造

様々なイベントの開催により都市住民をはじめとした様々な交流や、情報発信・町のPRを行うことにより、地域活力の創造を図ります。

また、地域に根付いた農業体験ツアーの実施などにより、町民の地域産業への理解を深め、郷土愛の増進に努めます。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・様々なイベントの実施					P. 145
・各種体験プログラムの実施（農業体験・加工体験など）					
・グリーンツーリズム推進組織の立ち上げ					

2 「おいゆめの里」の整備

(1) 「おいゆめの里」づくりの推進

「いこいの里・相和」整備事業の拠点となる「おいゆめの里」の整備を推進するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら身近な里山環境の保全を図ります。

また、自然・農業・農産物を活用した様々な地域活動やイベントの実施、学校と地域の連携による学習活動、勉強会などをととして、町民主体の地域づくりや活性化に向けた施策の研究を推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・「おいゆめの里」整備事業の推進					P. 45
・里山環境整備事業					
・里山の保全・再生活動への支援					

(2) 地域に根ざした学習環境づくり

地域の良さを学び、地域への誇りを醸成する機会や場の充実など、地域に根ざした学習の環境づくりを推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・自然観察・農業体験など、自然や水辺とふれあうイベントの開催					P. 125

(3) 地域活力の創造（再掲：上記1(5)参照）

《パートナーシップ》

「おいゆめの里」の整備、「里山ふれあい祭」などにおける地域紹介のイベントや新たな交流・学習活動をととして、町民が主体的に考え、進めるまちづくりにつなげていきます。

②「酒匂川・せせらぎネットワーク」形成プロジェクト

酒匂川沿岸一帯を町民が誇ることのできる象徴的な自然空間として、自然とふれあえる憩いの場として整備していきます。

また、これら散策路・せせらぎについては、町民参加による維持・管理のネットワーク化を進めるとともに、イベント開催や地域活動・学習活動の場として活用を進めていきます。

【プロジェクトを構成する施策と主な事業】

1 酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり事業の推進

(1) 景観の保全

富士箱根連山、丹沢山系、酒匂川の松並木など優れた自然景観を保全するため、景観法に基づく様々な取り組みの研究を推進します。

また、酒匂川左岸縦貫道路沿道は広告景観形成地区に指定されているため、この制度の普及啓発・規制誘導を継続して行います。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・ 関東の富士見100景推進事業の活用					P. 27
・ 酒匂川左岸縦貫道路沿道を対象とした広告景観形成地区制度の普及啓発と規制誘導					

(2) 公園の整備

地域特性である農業景観や原風景を活かしながら、「おいゆめの里」や「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」とあわせて、町民が身近に利用できる公園づくりを推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・ 「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の整備					P. 42
・ ひょうたん池周辺の環境整備					

(3) 地域に根ざした学習環境づくり (再掲: 8ページ参照)

(4) 都市と農村交流による農業の活性化

都市部と農村部の住民が、農業をとoshた様々な交流を図ることにより、「おいゆめの里」や「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」との連携を図りつつ、農業の活性化を推進します。

また、交流の基本的な資源となる様々な農村文化資源や里山などの農村の原風景・景観を保全し、その活用を推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・ 各種イベントを活用した農村交流事業の実施					P. 137
・ 「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の活用					
・ グリーンツーリズム推進組織の立ち上げ					

(5) 観光の場と仕組みづくり

観光の振興を図るため、自然や歴史・風土などの地域資源を活用した観光拠点や周辺市町と連携した観光ネットワークの整備を推進します。

また、各種団体の育成や連携の強化を図りながら、様々な情報やイベントを総合的にプロデュースする体制づくりを推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の活用					P. 143
・既存ハイキングコースの整備・充実					
・観光情報の整理・提供					

(6) 地域活力の創造 (再掲：8ページ参照)

《パートナーシップ》

ひょうたん池周辺の環境整備、自然や農業の体験学習・勉強会などをとおして、町民が主体的に考え、進めるまちづくりにつなげていきます。

③魅力的な都市軸・うるおいの住環境形成プロジェクト

東西連絡道路（都市計画道路金子開成和田河原線）の整備促進とあわせ、金子吉原地区の土地区画整理事業により本町の魅力・活力を高める新たな都市軸の形成に向けた検討を進めていきます。

また、「住みやすいまち」の実現に向けて、地域ごとの特性や町民ニーズを踏まえたゆとりとうるおいのある住環境や、緑豊かで美しい町並みなど、誇りと愛着を持って住み続けることのできる住環境整備について、町民と行政が一体となって取り組んでいきます。

【プロジェクトを構成する施策と主な事業】

1 東西連絡道路の整備

(1) 幹線道路の整備

本町の新たな東西連絡道路となる都市計画道路金子開成和田河原線の早期完成の要望活動を継続して行い、幹線道路網の整備を推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載頁
・東西連絡道路（都市計画道路金子開成和田河原線）の酒匂川2号橋の早期完成と全線整備の要望					P. 30

2 幹線道路沿道の土地利用の研究、景観の保全

(1) 地域特性に配慮した住環境整備

それぞれの地域特性に配慮した人にやさしくゆとりとうるおいのある住環境整備を推進するため、地区計画の推進と新たな活用を検討します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載頁
・地区計画の活用による市街化調整区域の都市基盤・住環境整備の研究					P. 26

(2) 景観の保全

富士箱根連山、丹沢山系、酒匂川の松並木など優れた自然景観を保全するため、景観法に基づく様々な取り組みの研究を推進します。

また、広告景観形成地区制度の普及啓発・規制誘導と新たな区域への適用を検討します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載頁
・景観法の活用検討					P. 27
・酒匂川左岸縦貫道路沿道を対象とした広告景観形成地区制度の普及啓発と規制誘導					
・都市計画道路沿道における広告景観形成地区指定の検討					

3 公園のあり方の研究・検討

(1) 公園の整備

地域特性である農業景観や原風景を活かしながら、「おおいゆめの里」や「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」とあわせて、町民が身近に利用できる公園づくりを推進します。

また、町民ニーズを踏まえた町民参加による公園整備や町民参加型公園管理を推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・既存公園の再整備に関する地域との話し合い事業					P. 42
・町民参加型公園管理の推進					

《パートナーシップ》

良好な住環境の整備、幹線道路沿道の適正な土地利用や景観の保全、公園の整備などについて、実際の地域活動や商業イベントなどをとおして、町民と行政が一体となって研究・検討していきます。

④安全・安心なまちづくり推進プロジェクト

大規模地震や水害の発生などが懸念される中、本町では自然災害に強い町を目指し、防災体制の整備・充実を図っていきます。さらに犯罪が多発する中、その発生を未然に防ぎ、犯罪のない町にするため、防犯体制の整備・充実に取り組んでいきます。

なお、防災・防犯体制の整備とともに、町民が自ら地域を守るための取り組みと行政の施策とが一体となるネットワークづくりを行い、安全・安心なまちづくりを推進します。

【プロジェクトを構成する施策と主な事業】

1 防災・防犯体制の整備・充実

(1) 地域防災計画の推進

大井町地域防災計画に基づく計画的な防災対策を推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載頁
・地域防災計画の推進					P. 64

(2) 防災体制と防災施設の充実

災害時における幹線道路やライフラインの分断などを踏まえた防災拠点の整備推進など、防災施設の充実を図るとともに、自主的なコミュニティ活動の促進、地域防災リーダーの育成などによる自主防災組織の育成など、防災体制の充実を図ります。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載頁
・防災拠点の整備					P. 65
・地域防災リーダーの育成及び活用					
・自主防災資機材等整備事業の推進					
・ボランティアなどのネットワークの強化					

(3) 防災意識の高揚

新潟県中越地震などの経験を踏まえ、自然災害に関する適正な情報の提供を図るとともに、ホームページや広報など様々なメディアを活用して防災意識の高揚を図ります。

また、総合防災訓練の実施などをととして、応急救護などの対応知識の提供を推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載頁
・適正な情報の提供					P. 66
・様々なメディアを活用した防災意識の高揚					
・総合防災訓練の実施					

(4) 災害に強いまちづくりの促進

地震などの自然災害を想定し、緊急輸送路の確保など、災害に強い都市整備を推進します。

また、急傾斜地崩壊危険地域においては適切な対応措置を促進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載
・急傾斜地崩壊対策工事の促進					P. 67
・被災時の緊急輸送路の機能確保					

(5) 防犯体制の充実

警察などの関係機関との連携のもと、自主的な防犯ボランティアの支援・強化など、地域ぐるみの防犯体制の充実を図ります。

また、防犯灯の設置など、夜間犯罪につながる有害環境の浄化を推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載
・にこにこパトロール隊の活動支援					P. 68
・防犯灯の設置					

(6) 防犯意識の高揚

防犯キャンペーンの実施やチラシなどを利用した広報の充実により、町民の防犯意識の高揚を図ります。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載
・防犯キャンペーンの実施					P. 69
・防犯広報の実施					

2 町民・暮らしのネットワークの形成

(1) 消防体制と消防施設の充実

組合消防及び消防団の充実と連携の強化により消防体制の更なる充実を図るとともに、消防水利の確保や老朽化した施設・器具の更新・維持管理など、消防施設などの充実を図ります。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載
・消防水利整備事業の推進					P. 60
・消防団の充実					
・消防施設等の整備充実					

(2) 救急体制の強化

高齢化社会や高度医療に対応し、医療機関との連携の強化を図るとともに、災害時の医療救護体制の整備を推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載
・消防組合等による災害時の医療救護体制の整備					P. 63

(3) 交通安全意識の高揚

警察・学校・地域など関係機関や団体との連携のもと、交通安全運動や夜間街頭キャンペーン、広報の活用など、様々な機会をとらえて交通安全意識の高揚を図るとともに、各年代に応じた交通安全の学習機会を充実し、マナーの向上を図ります。

また、交通安全団体をはじめ、家庭や学校・地域・職場などにおける町民の主体的な活動を支援していきます。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・交通安全運動の実施					P. 70
・街頭キャンペーンの実施					
・園児・児童への交通安全教室の実施					
・交通安全団体（交通指導隊）の活動支援					
・危険箇所の点検					

(4) 交通安全施設の整備

カーブミラーの設置・管理や横断歩道の設置をはじめ、交通安全施設の整備を推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・カーブミラーの設置・維持管理					P. 72
・横断歩道設置に向けた調整の推進					

(5) 消費者の保護

消費生活の安定・向上を図るため、南足柄市消費生活センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、あらゆる機会を活用して消費者意識の高揚を図ります。

また、関係機関との連携のもと、適切な情報の収集・提供を図るとともに、自主的な消費者団体の育成に向けて支援していきます。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・相談体制の充実・強化					P. 73
・啓発活動の充実					
・足柄上地区1市5町共催による講演会の開催					

(6) 個人情報保護条例制度の充実

情報技術の進展に柔軟かつ適切に対応し、個人の情報を適切に保護するルールとして、個人情報保護条例制度の充実を図ります。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・個人情報保護審査会の適正な運営					P. 74

(7) 地域医療体制の充実

休日や夜間急患診療における診療体制の充実をはじめ、地域・町内医療機関・広域的な大規模病院との連携を強化し、地域医療体制の充実を促進します。

また、必要な医療サービスが受けられるよう、医療情報等の周知を図ります。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・医療関係機関との連携強化					P. 83
・休日急患診療所などの救急医療体制の充実					

(8) 災害時医療救護体制の整備・充実

町地域防災計画に基づき、医薬品などの備蓄や医療情報の提供など災害時医療救護体制の整備・充実を図ります。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載
・災害時医療救護体制の充実					P. 84
・応急救護方法の普及					

(9) 虐待防止対策の充実

児童虐待の防止、早期発見・早期対応、被害児童の保護など児童虐待に総合的に対応するため、福祉関係者にとどまらず医療・保健・教育・警察・民生委員児童委員などの地域住民との連携・協力体制を整備強化します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載
・虐待の早期発見					P. 102
・要保護児童対策地域協議会の開催					
・個別ケース検討会議の実施					

(10) 放課後児童の支援

保護者の就労等により、放課後留守家庭になる小学校 1 年生から 3 年生の児童を対象に、指導員が放課後の一定の時間を預かります。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載
・児童コミュニティクラブの充実					P. 103

《パートナーシップ》

行政による防災・防犯対策との連携のもと、地域による見守りや自己防衛などの啓発や体制・組織の強化を推進するとともに、ボランティアの連携や各種生活支援情報や安全・安心情報の提供など、町民と行政、町民相互の暮らしの各分野のネットワーク化に向けた取組みを推進します。

⑤次世代育成ネットワーク形成プロジェクト

教育、福祉、防犯など様々な分野から知恵を出し合い、安心して子育てができる環境の整備を行っていくとともに、次世代を担う子どもたちを地域ぐるみで育み、見守る環境づくりを進めていきます。

また、教育・福祉施設などの整備・充実にあわせ、それを十分活用した地域での教育活動や子育て支援の拠点・場づくりを推進します。

【プロジェクトを構成する施策と主な事業】

1 のびのび“大井っ子”の育成（地域主体の子育て支援体制の強化）

(1) 防犯体制の充実（再掲：14ページ参照）

(2) 防犯意識の高揚（再掲：14ページ参照）

(3) 交通安全意識の高揚（再掲：15ページ参照）

(4) 母子保健事業の充実

乳幼児健康診査・育児教室などにおける育児相談の充実を図り、両親が安心して育児を行っていただけるよう、支援していきます。また、次世代を担う若い世代の健全な育成を支えていくため、関係機関との連携により思春期保健の充実を図っていきます。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・乳幼児健康診査の実施					P. 78
・乳幼児相談・家庭訪問の強化					
・育児教室の充実					
・思春期保健事業の推進					

(5) 子育てへの支援

育児相談や親子の交流の場として、子育て支援センターの健全な運営を推進するとともに、一次預かりを担うファミリーサポートセンターの充実や広報などによるPRにより支援会員の増員を図ります。

また、母親同士の交流や地域ネットワークづくりを進める「のびっこくらぶ」は、継続して事業の充実を図ります。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・子育て支援センターの運営の充実					P. 98
・ファミリーサポートセンターのPRと支援会員の増員					
・「のびっこくらぶ」の充実					
・ボランティアネットワークなどによる多様な保育環境の提供とPRの促進					

(6) 子どもの医療、手当制度の実施

安心して子どもを産み育てられる生活を支援するために、県の補助基準を考慮し、子どもの医療、手当制度の実施を図ります。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載頁
・ 小児医療費助成事業の推進					P. 101
・ 出産祝い金の支給					

(7) 虐待防止対策の充実 (再掲:16ページ参照)

(8) 放課後児童の支援 (再掲:16ページ参照)

(9) 3年保育体制の整備

教員の充足や教育課程の見直しを図り、3年保育を基本とした保育体制を強化するとともに、幼稚園と小学校との連携を深め、小学校教育への円滑な移行を推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載頁
・ 3年保育の充実					P. 110
・ 3年保育体制に対応した教育課程の見直し					
・ 幼児教育研修の実施					
・ 幼・小・中の連携による一貫した教育の充実					

(10) 健全育成体制の充実

青少年の健全な育成を図るため、学校・家庭・地域が連携しながら、健全な環境づくり、非行防止活動の実施、地域教育力の向上などを推進するとともに、指導者の育成や団体活動の支援・充実を図ります。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載頁
・ 地域青少年指導者と学校の合同会議の開催					P. 118
・ ジュニアリーダーの育成					
・ 社会環境浄化活動の推進					
・ 広報「おおい」による地域・家庭教育などの情報の提供					

(11) 健全育成事業の推進

青少年の生きる力を育むため、地域資源などを活用した様々な学習機会の充実や、青少年団体活動の支援など、健全育成事業を推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載頁
・ 野外体験事業の開催					P. 120

2 児童コミュニティクラブの充実

(1) 放課後児童の支援 (再掲:16ページ参照)

《パートナーシップ》

ファミリーサポート事業をはじめ、ボランティアなどのネットワークによる多様な保育体制の強化を図るとともに、地域で取り組む子育て支援についての普及啓発を図り、町民主体の体制づくりにつなげていきます。

⑥地域のためのまちづくり推進プロジェクト

愛することのできる、また、誇ることのできる町の実現に向けて、町民と行政のパートナーシップを基本としながら、町民参加のルール、町民参加を基本としたまちづくりの推進体制などを整えていきます。

また、個人情報の保護や情報セキュリティポリシーの適切な運用を基本としながら行政情報の管理や提供を行います。あわせて、地域情報の収集・発信など、きめ細かな生活情報の提供や地域資源のPRなどにより地域の魅力・活力づくりを推進する地域情報システムを整備し、有効に活用していきます。

【プロジェクトを構成する施策と主な事業】

1 地域づくり支援体制の整備

(1) 町民参加によるまちづくり

自然環境と住環境が調和したまちづくり、人にやさしくゆとりのある空間づくり、水と緑にふれあえるうるおいのあるまちづくりの実現に向けて、町民参加によるまちづくり施策を研究します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・町民参加による地域別のまちづくり施策の研究					P. 29

(2) 地域活力の創造

様々なイベントの開催により都市住民をはじめとした様々な交流や、情報発信・町のPRを行うことにより、地域活力の創造を図ります。

また、地域に根付いた農業体験ツアーの実施などにより、町民の地域産業への理解を深め、郷土愛の増進に努めます。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・「大井よさこいひょうたん祭」への支援					P. 145
・様々なイベントの実施					
・各種体験プログラムの実施（農業体験・加工体験など）					
・グリーンツーリズム推進組織の立ち上げ					

(3) 地域活動の支援

相互扶助の意識に基づきながら、地域の特性を生かした自治組織の育成や連携の強化を図るとともに地域活動への参加を促し、住民福祉の増進と地域コミュニティの形成を推進します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・自治会の円滑な運営のためのルールに関する協議					P. 148
・自治会連合会設立の検討					
・定例自治会長会議の開催					
・町民の自治会活動への参加意識の促進					

(4) 地域活動の拠点づくり

地域活動の拠点となる集会施設などの整備・建替えなどを支援します。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・老朽化した集会施設などの整備					P. 150
・誰にでもやさしく使いやすい施設の整備					

2 町民参加システムの検討・整備

(1) 町民参加によるまちづくり（再掲:19ページ参照）

(2) 積極的な情報の提供

広報紙や町ホームページの充実により、町民への積極的な情報提供を推進します。

また、新聞やコミュニティ紙に対して、迅速かつ正確に行政情報を提供できる庁内体制づくりを図ります。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・対話型や参加型を取り入れた広報紙づくり					P. 154
・ホームページの充実					
・円滑な情報提供体制の整備					

(3) 町民ニーズの適正な把握

町政懇話会の開催や「わたしの提案・意見」制度の充実及びパブリック・コメント制度手続基準にしたがい、幅広い層からの町民ニーズの適正な把握に努めます。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・公共施設などの見学会の実施					P. 156
・町政懇話会の開催					
・わたしの提案・意見制度の充実					
・パブリック・コメントの実施					

(4) 情報公開の推進

個人情報の保護に配慮するとともに、情報公開条例に基づきながら、公文書の適正管理や公開を推進し、町民と行政における情報の共有化や透明性・公開性を高めていきます。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・公文書の適正管理					P. 157
・情報公開コーナーや町ホームページの充実					

(5) まちづくりへの町民参加の推進

まちづくりへの町民の参加・参画は、自治を実現する上で必要不可欠です。

将来にわたって誰もが安心して暮らせるまちにしていくために、町民と行政とが一体となって、それぞれの役割分担のもと、協働してまちづくりを進めていきます。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・自治基本条例の推進					P. 158
・住民投票制度の整備					

3 地域情報システムの整備活用

(1) 情報化推進計画の推進

情報化推進計画に基づき、各種事業の適切な推進を図るとともに、地域における多様な情報基盤の整備・活用や町民団体との連携の強化など、きめ細かな行政情報の提供や地域情報を収集・発信するしくみや体制づくりに取り組みます。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・ホームページの充実					P. 164
・地域情報システムの整備・活用					

(2) 総合行政ネットワーク（L GWAN）の運用

総合行政ネットワーク（L GWAN）などの適切な運用により、行政手続きの簡素化や利便性の向上など、行政サービスの向上を図ります。

事業名 / 年度	20	21	22	23	記載ページ
・L GWANの運用					P. 166
・神奈川県・市町村電子自治体共同運営協議会への参画					

《パートナーシップ》

町民と行政又は町民相互など、社会全体が協力して地域の諸問題や課題について議論していく機会を設けることにより、地域づくりの方向性を明らかにし、町民自ら考え、責任をもって実践していくまちづくりのルールづくりやシステムづくりにつなげていきます。

第 2 章

施策別計画

第 1 節

都市基盤・生活環境

【第2章 施策別計画】

第1節 都市基盤・生活環境

第1項 都市基盤

1-1 市街地の整備

良好な市街地の整備を推進するとともに、地域特性に応じた住環境の整備や、人にやさしくゆとりとうるおいのあるまちづくりを、町民参加のもとに推進します。

【これから取り組む主な施策】

- 1-1-① 新たな市街地の整備
- 1-1-② 地域特性に配慮した住環境整備
- 1-1-③ 景観の保全
- 1-1-④ 町民参加によるまちづくり

1-1-① 新たな市街地の整備

良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業などの促進を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 金子吉原地区土地区画整理事業の促進				
2) 市街化区域内低・未利用地の有効活用の促進				
3) 相互台地区における企業用地の土地利用の促進				

○ 現状と課題

金子吉原地区保留フレーム※は、熟度などの問題から土地区画整理事業の進展がほとんどみられない状況にありましたが、地権者に対するアンケート等を実施した結果、土地区画整理事業を進めたいという意向が強く、第6回線引き見直しにおいては、特定保留区域としての設定を進めており、事業を促進する必要があります。

また、本町においては、人口が増加傾向にあることから、市街化区域内の低・未利用地の有効な利用を図る必要があります。

さらに、事業再編により土地利用の転換が予想される相互台地区の企業用地においては、その土地利用の促進を図る必要があります。

1) 金子吉原地区土地区画整理事業の促進

金子吉原地区土地区画整理事業の促進を図るため、組合設立に向けた取り組みを推進します。

2) 市街化区域内低・未利用地の有効活用の促進

市街化区域内の低・未利用地において、進入路が狭いなどの要因により土地利用を図ることができない土地の有効利用を図るため、道路の拡幅事業等の対応策を検討・実施します。

3) 相互台地区における企業用地の土地利用の促進

相互台地区の企業用地については、今後、事業再編による土地利用の転換が想定されており、計画的にふさわしい用途への転換を図ります。

また、周辺地域の環境の保全に配慮しながら都市基盤の再整備の検討を行います。

さらに、商業、工業、住宅等の複合的な用途に土地利用の転換が必要となった場合には、地区計画※などを活用し、良好な市街地の形成を図ります。

○ 町民と町とのパートナーシップ

土地区画整理事業、低・未利用地の有効利用、土地利用の促進には、地権者など関係者の積極的な取り組みと、町と関係者の連携による十分な検討が必要です。

1-1-② 地域特性に配慮した住環境整備

それぞれの地域特性に配慮した人にやさしくゆとりとうるおいのある住環境整備を推進するため、地区計画の推進と新たな活用を検討します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 集落地区計画に基づく住環境整備の推進（「いこいの里・相和」整備事業の推進）				
2) 地区計画の活用による市街化調整区域の都市基盤・住環境整備の研究				

○ 現状と課題

篠窪・柳・赤田地区においては、地域特性を活かした住環境整備を図るため、集落地区計画に基づいた住環境整備の検討を進めますが、集落地区計画区域内の農振農用地の見直し等、関係法令の調整が不可欠となります。

その他の地区についても、酒匂川左岸縦貫道路や都市計画道路金子開成和田河原線の整備の進展に対応して、これらの沿道の無秩序な土地利用の抑制、自然環境や農業的土地利用との共存などを図る必要があります。

また、金手・新宿・西大井地区の集落においても、住環境や営農環境の維持向上を図るため、地区計画などの制度を活用したまちづくりの推進を図る必要があります。

1) 集落地区計画に基づく住環境整備の推進（「いこいの里・相和」整備事業の推進）

相和地区（篠窪・柳・赤田地区）では、集落地区計画に基づき住環境の整備を推進します。また、山田地区においては、ほ場※整備事業とあわせて住環境の整備を推進します。

2) 地区計画の活用による市街化調整区域の都市基盤・住環境整備の研究

相和地区以外の市街化調整区域においては、地域特性に配慮しつつ、無秩序な土地利用を抑制し、住環境や営農環境を向上させる必要があります。特に大半が市街化調整区域となっている酒匂川左岸縦貫道路沿道や、金手・新宿・西大井地区の集落においては、地区計画などの制度を活用したまちづくりの推進を図ります。

また、都市計画道路金子開成和田河原線沿道についても、道路整備の進展にあわせて、同様な対応を行います。

○ 町民と町とのパートナーシップ

地区計画は、計画策定の段階から地区住民等の意向を十分に反映することを義務付けた、いわゆる町民参加のまちづくりを目指す手法です。よって、計画の策定にあたっては地区住民の方々の積極的な参加をお願いします。

1-1-③ 景観の保全

富士箱根連山、丹沢山系、酒匂川の松並木など優れた自然景観を保全するため、景観法に基づく様々な取り組みの研究を推進します。

また、広告景観形成地区制度の普及啓発・規制誘導と新たな区域への適用を検討します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 関東の富士見100景推進事業の活用				
2) 景観法の活用検討				
3) 酒匂川左岸縦貫道路沿道を対象とした 広告景観形成地区制度の普及啓発と規制誘導				
4) 都市計画道路沿道における広告景観形成地区指定の検討				

○ 現状と課題

酒匂川左岸縦貫道路沿道は、田園景観の広がりや酒匂川土手の松並木、富士箱根連山など自然景観に恵まれた地域であり、町の財産です。このような自然条件が広く認知され、「大井町からの富士山」が平成16年度に国土交通省選定の「関東の富士見100景」のひとつに選定されています。

その沿道は、広告景観形成地区に指定され、屋外広告物に関する規制誘導が行われています。今後は、土地利用の変化によって建築物等の建設が進められることも予想されることから、景観法に基づく建築物等の形態、意匠などに関する規制を検討する必要があります。

また、都市計画道路金子開成和田河原線沿道についても、道路整備の進展にあわせ、景観への配慮が必要と思われることから、酒匂川左岸縦貫道路沿道と同様に対策を講じる必要があります。

1) 関東の富士見100景推進事業の活用

「関東の富士見100景」に選定された自然環境を、菜の花まつりなどのイベントや都市住民との交流活動などに活かして、本町のすばらしい景観をPRしていきます。

2) 景観法の活用検討

酒匂川左岸縦貫道路沿道の広告景観形成地区について、今後は景観法に基づき、屋外広告物だけでなく、建築物等に関してもその形態、意匠などについて、規制誘導を行うことによる景観保全の研究を行います。

また、今後、整備が予定されている都市計画道路金子開成和田河原線沿道についても、景観保全において大きな影響を与えると予想されることから、同様の研究を行います。

3) 酒匂川左岸縦貫道路沿道を対象とした広告景観形成地区制度の普及啓発と規制誘導

酒匂川左岸縦貫道路沿道以西の広告景観形成地区について、町では屋外広告物の掲出位置・形態・色の規制などについて、相談などの業務を行います。

4) 都市計画道路沿道における広告景観形成地区指定の検討

広告景観形成地区制度は、個性的な特色ある町並みづくりを進める上で、それぞれの町並みに合った屋外広告物の誘導や規制が可能となる制度です。都市計画道路金子開成和田河原線沿道についても、その整備にあわせ、同様の地区指定を受けるための検討と調整を行います。

○ 町民と町とのパートナーシップ

景観法に基づく景観保全のための制度は、土地利用等に大きな影響を及ぼしますので、皆様への情報提供や地域の意見をいただきながら取り組んでいきます。

1-1-④ 町民参加によるまちづくり

自然環境と住環境が調和したまちづくり、人にやさしくゆとりのある空間づくり、水と緑にふれあえるうるおいのあるまちづくりの実現に向けて、町民参加によるまちづくり施策を研究します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 町民参加による地域別のまちづくり施策の研究				

○ 現状と課題

まちづくりは行政だけでなく、町民が参加し一体となって行っていくべきものです。
また、それぞれの地域にあった、まちづくり施策の研究を行う必要があります。

1) 町民参加による地域別のまちづくり施策の研究

自然環境と住環境が調和したまちづくり、人にやさしくゆとりのある空間づくりや水と緑にふれあえるうるおいのあるまちづくりの実現に向けて、地域別に町民参加によるまちづくり施策を研究します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

まちづくりの検討への積極的な参加をお願いします。

1-2 道路・水路

周辺地域との交流・連携を促進する幹線道路網の早期整備を図るとともに、バリアフリーに配慮しつつ誰もが安心して利用できる身近な道路の整備とネットワーク化を推進します。

【これから取り組む主な施策】

1-2-① 幹線道路の整備

1-2-② 道路の整備

1-2-③ 水路の整備

1-2-① 幹線道路の整備

本町の新たな東西連絡道路となる都市計画道路金子開成和田河原線及び県道秦野大井線（篠窪バイパス）の早期完成の要望活動などにより、幹線道路網の整備を促進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 東西連絡道路（都市計画道路金子開成和田河原線）の酒匂川2号橋の早期完成と全線整備の要望				
2) 県道秦野大井線（篠窪バイパス）の早期完成の要望				

○ 現状と課題

都市計画道路金子開成和田河原線については、かねてから南足柄市、開成町とともに設立した「都市計画道路和田河原開成大井線建設促進協議会」をとおり、その整備を県に対し要望してきました。平成16年度には「酒匂川2号橋」が県の「神奈川力構想・プロジェクト51」に位置付けられ事業化を経て整備が進められていますが、未だ国道255号までの全線にわたる事業化には至っていないため、今後も要望活動を継続して行う必要があります。

また、県道秦野大井線（篠窪バイパス※）の整備は、平成16年度から事業が実施されており、早期完成が望まれます。

1) 東西連絡道路（都市計画道路金子開成和田河原線）の酒匂川2号橋の早期完成と全線整備の要望

東西連絡道路（都市計画道路金子開成和田河原線）は、既に一部区間である「酒匂川2号橋」について県事業として着手されておりますが、今後も南足柄市、開成町とともに設立した「都市計画道路和田河原開成大井線建設促進協議会」をとおり、県に対する「酒匂川2号橋」の早期完成と国道255号までの全線整備の要望を継続して行っていきます。

2) 県道秦野大井線（篠窪バイパス）の早期完成の要望

現在の県道秦野大井線は、国道246号の渋滞を避けるための通過車両が多く、幅員も部分的に狭いなど危険な状況となっています。現在、県事業として篠窪バイパスの整備が進められており、早期完成が望まれています。今後も県に対して篠窪バイパスの早期完成の要望を継続して行っていきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

この事業が皆様の生活や土地利用等に及ぼす影響は大きいものがあります。事業の推進には町民の皆様のご理解とご協力が重要となりますので、関係者への情報提供や事業を推進するための様々な調整等に取り組んでいきます。

1-2-② 道路の整備

道路・交差点の改良や歩道設置、歩道・車道の分離などにより交通安全対策を計画的に推進し、誰もが安全に安心して利用できる道路の整備を図ります。

また、ＪＲ御殿場線と交差する道路の改善を図るため、ＪＲと引き続き調整を進めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 道路改良事業や交通安全対策の計画的な推進				
2) ＪＲ御殿場線と交差する道路の改善に向けた関係機関との調整の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
道路改良事業や交通安全対策の計画的な推進	道路改良延長	m	223	575

○ 現状と課題

生活道路は、バリアフリーに配慮した歩道の整備を進めるなど、誰もが安全に安心して利用できる道路にする必要があります。また、ＪＲ御殿場線と道路が交差する箇所は、狭小な踏切やトンネルが多く、円滑な東西交通を阻害する要因となっていますが、改善には多額の経費とＪＲとの協議・調整に時間を要するなど、多くの課題が残されています。

1) 道路改良事業や交通安全対策の計画的な推進

狭あい道路の拡幅や老朽化した舗装の打ち換え、交差点の改良などとともに通学路などを中心にバリアフリー化に対応した歩道の整備を計画的に推進します。

2) ＪＲ御殿場線と交差する道路の改善に向けた関係機関との調整の推進

ＪＲ御殿場線と交差する道路の改善を図るため、ＪＲ等関係機関との調整を図り、事業の具体化を目指します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

道路整備には多額の経費が必要で、優先度が高い事業から行わざるを得ません。自治会や町民の皆様のご理解をお願いします。

1-2-③ 水路の整備

近年の台風やゲリラ的な豪雨、都市化に伴い増加する雨水に対応するための水路を整備するとともに、ボトルネック状になっているＪＲ御殿場線と交差する水路の改善を図るため、ＪＲと引き続き調整を進めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 水路の整備				
2) ＪＲ御殿場線と交差する水路の改善に向けた関係機関との調整の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
水路の整備	水路改良延長	m	109	150

○ 現状と課題

町内の都市化や、近年増加傾向にある豪雨などにより、瞬間的に水路に流れ込む雨水の量が増加しています。このような状況に対応し、溢水や災害などを防止しなければなりません。しかし、現在のように都市的土地利用が進んだ中においては、新たな水路の整備を行うことは困難となってきたことから、雨水排水先と農業用水路の機能を併せ持つ水路を整備する必要性が高まっています。

また、ＪＲ御殿場線と交差する水路は、溢水により道路の通行不能を引き起こすなど、平坦部における東西交通を阻害する要因となっています。こうした箇所の改善を併せて行っていく必要があります。

1) 水路の整備

豪雨等により溢水が頻繁に見られる箇所については、計画的に水路の整備を実施します。

また、土地利用の変化に対応するため、開発や土地利用変更などが伴う事業に関しては、雨水が支障なく円滑に処理されるよう適切な指導を行います。

2) ＪＲ御殿場線と交差する水路の改善に向けた関係機関との調整の推進

ＪＲ御殿場線と交差する水路の改善を図るため、ＪＲ等関係機関との調整を図り、事業の具体化を目指します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

水路整備には多額の経費が必要で、優先度が高い事業から行わざるを得ません。自治会や町民の皆様のご理解をお願いします。

また、雨水排水先と農業用水路という機能を有する水路については、それぞれの機能が十分に活かせるよう、適切な利用をしていただくようお願いします。

1－3 上水道

安全で安定した水道水を供給するため、水源の保全や施設の適切な維持管理・更新を図るとともに、経営の効率化・健全化を推進していきます。

【これから取り組む主な施策】

- 1－3－① 水源の保全
- 1－3－② 施設の整備及び管理
- 1－3－③ 経営の効率化・健全化
- 1－3－④ 節水意識の高揚

1－3－① 水源の保全

人口増加や産業の拡大による給水量の増加に対応した水源の確保を図るとともに、水道水源の保全に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 地下水の水質調査や水位の観測				
2) 地下水の広域的な観測				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度 実績	平成22年度 目標
地下水の水質調査や水位の観測	水質適合井戸数	箇所	7	7

○ 現状と課題

水質検査と水位の観測をしていますが、水源周辺の土地利用に変化がある場合は自然環境の変化による地下水の状況を監視する必要があります。

1) 地下水の水質調査や水位の観測

安全な水道水として利用するため、定期的に水質検査を行います。
また、取水井戸の水位観測用の水位計を更新します。

2) 地下水の広域的な観測

足柄上地区1市5町で構成する足柄上地区地下水保全連絡会議では、地域の豊かな地下水環境を将来にわたって保全し、継続的に利用していくため、従来の観測対象であった深層地下水位のほか、浅層地下水位等の広域的な観測を行います。

○ 町民と町とのパートナーシップ

水源周辺地域の水田所有者の方は、水源保全のため引き続き水田として適正な管理をしていただくようお願いします。

また、井戸を所有されている方は、適正な維持管理をしていただくようお願いします。

1-3-② 施設の整備及び管理

老朽化した配水管の更新を図るとともに、技術の高度化や施設の耐用年数等に配慮した浄水場施設の更新・改良を推進します。

また、適正な維持管理のための管理システムの拡充を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 配水管布設替え事業の推進				
2) 施設の改良・更新事業の推進				
3) 設備の維持管理システムの拡充				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
施設の改良・更新事業の推進	浄水場事故割合	%	0	0
	施設故障件数	件	24	0

○ 現状と課題

各施設を定期的に点検・整備していますが、経年劣化してきている施設や設備の計画的な更新が必要になってきています。

配水管については、一部腐食などにより赤水が生じていますので、布設替え及び耐震化を検討し、計画的な更新が必要です。

また、危機管理対策での監視設備の拡充が必要です。

1) 配水管布設替え事業の推進

水道水を安定して供給するために優先度をつけて老朽管の計画的な布設替えを行います。

2) 施設の改良・更新事業の推進

機械設備等の経年劣化してきている取水ポンプ、送水ポンプ及び電気設備等の更新を行います。

また、第2浄水場管理棟の耐震補強を行います。

3) 設備の維持管理システムの拡充

第2浄水場監視装置の改修を行います。

○ 町民と町とのパートナーシップ

町内全域に水道管など水道施設がありますが、漏水など施設異常にお気づきのときは早急にお知らせください。

また、設備を良好に維持するため、水道料金の負担にご理解・ご協力をお願いします。

1-3-③ 経営の効率化・健全化

業務委託やコスト縮減など水道経営の総点検を行い、経営の効率化・健全化を図るとともに、水道料金の適正化に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 経営の総点検の実施				
2) 漏水調査の実施による有収率の向上				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成19年度 実績	平成22年度 目標
漏水調査の実施による有収率の向上	有収率	%	86	88

○ 現状と課題

安全で安定した水道水の供給と経営の効率化が必要とされています。

委託業務の拡大や、低下傾向にある有収率*の原因の究明など、徹底した努力が求められています。

1) 経営の総点検の実施

水道事業の現状から課題を整理して、業務の一部を委託するなど民間活力を利用し、保守管理体制の確立とトータルコストの縮減に努めます。

2) 漏水調査の実施による有収率の向上

漏水調査を行い漏水箇所の発見、修理を行い有収率の向上に努めます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

上水道は町民のみなさまに対する基本的な町民サービスです。

検針へのご協力や料金の期日内納付など、上水道事業に対する理解をお願いします。

また、宅内の漏水や道路上の漏水など水道施設の異常を発見した場合は、早急に連絡をお願いします。

1-3-④ 節水意識の高揚

限りある水資源の維持と有効利用を図るため、町民の節水意識の高揚・啓発を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 水道利用状況の情報の周知				
2) 節水意識の高揚・啓発				

○ 現状と課題

「広報おい」により水道事業の予算、決算業務状況を掲載し、水道事業の状況をお知らせするとともに、町のホームページでも水質管理計画、毎月の水質検査結果を掲載しています。

また、毎年、水道週間にポスターの掲示などで節水等の啓発を行っています。

今後は、さらに多くの情報を周知できるように、ホームページなどを利用して水道事業に係る情報の提供に努めます。

1) 水道利用状況の情報の周知

広報、ホームページ等により、水道事業の情報周知を行います。

貯水槽水道*を所有している人に対して維持管理等の情報提供を行います。

2) 節水意識の高揚・啓発

毎年の水道週間に、節水意識などを広く普及するための記事を広報紙に掲載するなど、節水などの普及啓発を行います。

○ 町民と町とのパートナーシップ

安全で安心な水道水を供給するように努めますので、水道水を大切にお使いいただくようお願いします。また、水道料金の支払いについても、ご理解、ご協力をお願いします。

1-4 下水道

生活環境の向上と酒匂川など公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道事業を推進します。

【これから取り組む主な施策】

1-4-① 汚水処理対策

1-4-② 計画的な管理

1-4-① 汚水処理対策

公共下水道の整備を計画的に推進するとともに、供用を開始した区域の水洗化率の向上を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 公共下水道事業の推進				
2) PR活動や戸別訪問による供用開始区域内100%水洗化の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
公共下水道事業の推進	人口普及率	%	83.8	85.0
	面積整備率	%	91.7	95.8

○ 現状と課題

継続的に下水道整備を進めてきたことにより、市街化区域の整備は概ね終了し、現在は市街化調整区域の平野部を中心に整備を行っております。更に、平成24年度の認可変更に伴い、山田地区の区域編入の検討を行いながら、引続き事業を推進していく必要があります。

また、供用開始区域のうち、平成19年度末で下水道に接続している世帯は95.3%に達しているものの、いまだ未接続の世帯があるため、PR活動や戸別訪問を行い、早期接続を促す必要があります。

1) 公共下水道事業の推進

生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を目的に、公共下水道事業を推進します。また、平成24年度の認可変更に伴い山田地区の区域編入の検討を行います。

2) PR活動や戸別訪問による供用開始区域内 100%水洗化の推進

供用開始区域内の未接続世帯に対し、下水道へ接続していただくようPR活動や戸別訪問を行い、水洗化を推進します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

下水道整備対象地区内の町民の皆様には、下水道事業への理解をいただくとともに、受益負担*についてもご理解をお願いします。

1-4-② 計画的管理

下水道施設の定期点検や清掃の実施により、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、酒匂川流域下水道維持管理計画及び維持管理負担金の見直し協議を進め、増大する施設の維持管理と適切な運営を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 施設の定期的な点検や清掃の実施				
2) 酒匂川流域下水道維持管理計画及び維持管理負担金見直し協議の実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
施設の定期的な点検や清掃の実施	点検・清掃率	%	65.5	81.0

○ 現状と課題

下水道施設が増加するとともに、施設の耐用年数の経過により、点検・清掃を行う施設が増大しております。

また、酒匂川流域下水道維持管理負担金の見直しが平成23年度に予定されており、県及び流域関連市町で検討することとなっています。定期的に下水道維持管理計画や維持管理負担金を見直し、健全な下水道運営を行う必要があります。

1) 施設の定期的な点検や清掃の実施

下水道施設を良好な状態に保ち、町民の良好な住環境を保持するため、施設の点検を行い、支障箇所の補修や清掃を行います。

2) 酒匂川流域下水道維持管理計画及び維持管理負担金見直し協議の実施

汚水処理費用は流域関連市町で負担していますが、この負担金は3年に一度、見直しを行っています。平成23年度に維持管理負担金の見直しを行う予定です。

○ 町民と町とのパートナーシップ

下水道事業へのご理解や受益者負担についてのご理解をお願いします。

1-5 鉄道・バス

関係機関と調整しながら鉄道輸送力の増強やバス路線の維持・増強を図るとともに、駅施設のバリアフリー化、駐輪場の適正管理など、誰もが便利に安心して利用できる公共交通整備を推進します。

【これから取り組む主な施策】

1-5-① 輸送力の増強

1-5-② 利用しやすい環境づくり

1-5-① 輸送力の増強

鉄道においては神奈川県鉄道輸送力増強促進会議などによる要望活動を継続して行うとともに、バスにおいては事業者との連携を強化するなど、町民の意向を踏まえた公共交通のあり方について検討し、関係機関へ働きかけていきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議・御殿場線輸送力増強促進連盟による要望活動				
2) 御殿場線沿線地域活性化に向けた広域での活動				
3) バス事業者・近隣市町との連携の強化				

○ 現状と課題

少子化、高齢化、自動車の普及等の進行によるマイカーへの転換といった交通環境の変化に伴い、町内を走っている鉄道や路線バスの利用者は減少しています。

御殿場線については、沿線の自治体など関係機関と協力して、より利便性の高い鉄道輸送を実現すべく、事業者に働きかけていく必要があります。

町内のバス路線については、関係市町と連携して、事業者である富士急湘南バスに対し、生活交通としての路線バスを維持すべく、安定した輸送サービスの提供について要請していく必要があります。

そして、今後の公共交通のあり方について、近隣の関係市町と連携しながら考えていく必要があります。

また、町民に対しては公共交通の必要性に関する意識啓発を行ったり、沿線地域の魅力の発掘と活性化によって来訪者を呼び込んだりと、公共交通の利用者を増やすための方策を行う必要があります。

1) 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議・御殿場線輸送力増強促進連盟による要望活動

神奈川県及び県下各市町村などにより組織される「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じ、JRなどの鉄道事業者への要望活動を引き続き行っています。

また、御殿場線沿線地域の13市町により結成された「御殿場線輸送力増強促進連盟」を通じ、御殿場線の輸送力増強・利便性の向上を図るべく関係団体への要望活動を行っています。

2) 御殿場線沿線地域活性化に向けた広域での活動

「御殿場線輸送力増強促進連盟」では、ホームページ「ごてんばせんネット」の運営やパンフレットの作成などPRに努め、沿線地域の振興・発展を推進していきます。

また、「御殿場線沿線地域活性化推進連絡会」では、御殿場線沿線地域の魅力の発掘と活性化のため、情報発信事業などに広域的に取り組むほか、沿線地域の活性化に取り組む民間団体を支援していきます。

3) バス事業者・近隣市町との連携の強化

富士急湘南バスが運行している路線にかかる他市町と連携して、安定した輸送サービスの提供を事業者に働きかけていくほか、酒匂川流域の市町と連携し、公共交通のあり方について検討を進めていきます。

また、公共交通について情報交換・調査・検討を行うため、神奈川県及び県下各市町等によって組織される「神奈川県地域交通研究会」や各種ワークショップ※などに参加し、公共交通の今後のあり方について検討を進めていきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

鉄道及びバスは、町民の皆様の利用があつてこそ、更なるサービス・運営が可能となります。町民の皆様には今後とも鉄道・バスのご利用をお願いいたします。

また、誰もが便利に安心して利用できる公共交通を整備していくために、公共交通を維持・確保する必要性について理解いただき、地域にふさわしい公共交通のあり方について、考えていただくことをお願いします。

1-5-② 利用しやすい環境づくり

J R御殿場線上大井駅、相模金子駅周辺における通路、駅施設のバリアフリー化など、高齢者や障害者に配慮した、誰もが安心・便利に利用できる環境整備について、引き続きJ Rと調整を図るとともに、駐輪場の適正な管理を行います。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) J R御殿場線相模金子駅構内通路整備の推進				
2) J R御殿場線駅駐輪場の適正管理				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
J R御殿場線駅駐輪場の適正管理	駐輪場の苦情件数	件	1	0

○ 現状と課題

J R御殿場線相模金子駅の構内通路は未整備であり、降雨などにより一部土砂の流出などが見られます。安全で利用しやすい整備を行い、公共交通の利便性の向上と活性化を図る必要があります。

また、上大井駅、相模金子駅に設置している駐輪場の利用上のマナー低下や放置された自転車などが、駅や駐輪場利用者の通行の妨げとなり、利便性等を低下させています。

1) J R御殿場線相模金子駅構内通路整備の推進

誰もが利用しやすい駅を目指して、未整備となっているJ R御殿場線相模金子駅の構内通路については、J Rと調整を行い、その整備を推進します。

2) J R御殿場線駅駐輪場の適正管理

J R御殿場線上大井駅、相模金子駅の駐輪場において、放置された自転車などの定期的な整理を実施するとともに、正しい自転車の止め方等を広報等により周知し、駐輪スペースの有効利用を図ります。

○ 町民と町とのパートナーシップ

公共交通の積極的な利用は、その活性化につながります。また駅の整備が行われるときには、ご理解とご協力をお願いします。

駐輪場の利用にあたっては、整理整頓を心がけるとともに、自転車を放置するなど他の利用者の迷惑となる行為は絶対にしないようお願いします。また、放置自転車の原因ともなる盗難を防止するため、施錠などの徹底により自己防衛をお願いします。

1-6 公園・緑地

良好な自然環境と調和した美しいまちと里の景観づくりに配慮しながら、公園・緑地の整備充実や緑化活動を推進するとともに、町民参加による公園づくりや管理など、緑豊かなうるおいあるまちづくりを進めます。

【これから取り組む主な施策】

1-6-① 公園の整備

1-6-② 緑地の保安全管理

1-6-③ 「おおいゆめの里」づくりの推進

1-6-① 公園の整備

地域特性である農業景観や原風景を活かしながら、「おおいゆめの里」や「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」とあわせて、町民が身近に利用できる公園づくりを推進します。

また、町民ニーズを踏まえた町民参加による公園整備や町民参加型公園管理を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 既存公園の再整備に関する地域との話し合い事業				
2) 町民参加型公園管理の推進				
3) 「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の整備				
4) ひょうたん池周辺の環境整備				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の整備	地域用水整備延長	m	365	470
	水辺の広場整備面積	m ²	—	780

○ 現状と課題

公園整備に関する町民からの要望は非常に多くありますが、新たな公園の整備が進んでいない一方で、既存の公園があまり利用されていない現状があります。そこで現在、既存公園で利用者数が少ない公園を対象に、地域住民に親しまれる公園への再生を目的に地域住民とのワークショップ（話し合い）を行っています。今後、他の公園についても町民に親しまれる公園へ再生する取り組みを積極的に進める必要があります。

上大井駅前公園は、管理について自治会との間で協定を締結しましたが、他の既存公園においても、それぞれの特色を活かすため、地域（自治会など）との協働*による管理を進める必要があります。

また、「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の整備にあたっては、優良な農地とのバランスに配慮し、農業を阻害しないよう十分検討し、実施施工計画を立て、平成22年度事業完成に向け、整備を行っています。

1) 既存公園の再整備に関する地域との話し合い事業

「おらが地域の公園づくり」と題して利用者の少ない既存公園を対象に、地元地域と再整備に関するワークショップなどを開催し、その結果を再整備に反映させることにより地域に愛される公園づくりに努めます。

また、公園管理についても地域との協働による管理を進めていきます。

2) 町民参加型公園管理の推進

地域自治会等による公園管理を推進することで、公園管理の充実を図りながら、地域住民間の交流促進や、公園に対する関心を高め、公園利用者を増やします。

また、地域住民と公園についての研究や学習を行い、公園管理の地域への移管について話し合いを行います。

3) 「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の整備

優れた田園景観を活かし、ウォーキングを楽しむ散策路や貴重な水生生物の保護・育成を図るための水路などの整備を行います。また、当事業は県の実施する「酒匂川環境整備事業」と連携しています。

4) ひょうたん池周辺の環境整備

ひょうたん池周辺の優良農地を活かした「菜の花」の栽培を継続するとともに、水稻栽培時期の遊休農地に景観作物の栽培を検討します。さらに、菖蒲園にも誘客を図るべく、引き続き整備を行います。

○ 町民と町とのパートナーシップ

「おらが地域の公園づくり」事業により、地域住民とのワークショップを通じて、主に既存公園の再整備を行い、地域住民に親しまれる公園に再生します。積極的な参加をお願いします。

また、「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」事業は、環境に配慮した工法等を用い水路整備を行うことから、草の生育や堰さらいなどが必要です。また、景観作物の播種や育成、環境維持のための草刈りや清掃など、町民の皆様のご協力が必要です。皆様のご理解をお願いいたします。

1-6-② 緑地の保管理

丘陵地西側の斜面緑地について、継続的な管理を要請し、町民の憩いの場としての良好な緑環境の維持を図ります。

また、菜の花畑づくりや地域緑化制度など、様々な場面における緑化活動の推進や緑化協力体制の強化を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 丘陵地西側斜面緑地の地権者による継続的な管理の要請				
2) 菜の花による景観づくりの推進				
3) 地域緑化制度の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
地域緑化制度の推進	緑化面積	m ²	446	500

○ 現状と課題

丘陵地西側の斜面地は、その大部分を所有する企業等の協力により、極めて良好に保全されていますが、今後については継続的な緑地保全を要請する必要があります。

酒匂川左岸縦貫道路西側の水田では、農業委員会や町内小・中学校等の協力を得て、菜の花の種蒔きを行い、「菜の花まつり」の開催を通じ観光集客を図っています。

また、平成19年度から自治会や各種団体が自主的に地域の公共用地に花を植えるなどの緑化をする際に、地域緑化制度として苗代等を助成しています。年間を通じて花の咲き誇る町を目指し、参加団体数や緑化箇所数を増やしていく必要があります。

1) 丘陵地西側斜面緑地の地権者による継続的な管理の要請

丘陵地西側の斜面は、所有者のご努力により極めて良好に緑地の保全が図られています。今後もこの緑地の保全に努めていただけるよう、要請していきます。

2) 菜の花による景観づくりの推進

「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」事業の一環として、水田を中心としたのどかな風景の中に菜の花畑づくりを推進します。

3) 地域緑化制度の推進

平成19年度から実施している地域緑化制度を一層充実させ、年間を通じて花の咲き誇る町を目指し、事業の展開を図ります。

町内の団体に種苗の育成を依頼し、地域緑化に参加する団体に対し、より多くの種苗を提供できるシステムづくりを展開します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

丘陵地西側の斜面緑地は、一企業の協力により、まちの憩いの場として開放されているものです。その場を利用させて頂く為にも散策やウォーキング等の際には、ごみなどを出さないようご協力をお願いします。

また、菜の花の種まきに積極的に参加いただくことにより、緑化及び景観の保全への関心を高めていただくようお願いします。

1-6-③ 「おいゆめの里」づくりの推進

「いこいの里・相和」整備事業の拠点となる「おいゆめの里」の整備を推進するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら身近な里山環境の保全を図ります。

また、自然・農業・農産物を活用した様々な地域活動やイベントの実施、学校と地域の連携による学習活動、勉強会などをおして、町民主体の地域づくりや活性化に向けた施策の研究を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 「おいゆめの里」整備事業の推進				
2) 里山環境整備事業				
3) 里山の保全・再生活動への支援				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
里山環境整備事業	森林整備ボランティア延べ参加人数	人	70	210

○ 現状と課題

相和地域には、恵まれた自然環境があるにもかかわらず、近年はほとんど人の手が入らない荒廃山林が増えつつあります。また、今後は、農業従事者の高齢化、後継者不足などが要因で未利用農地が増える可能性があり、このままでは地域の活性化が望めない状況です。

相和地域を活性化するためには、現在進行中である施設整備を確実に推進し、里山再生作業や都市住民との交流手法をいかにして早期に確立するかが課題です。

1) 「おいゆめの里」整備事業の推進

相和地域の活性化の中心的施設として位置付け、現況の自然環境を活かしながら、山林間伐整備などを行い、荒廃しつつある山林を保全・管理し、昔ながらの里山風景を復元します。

町民の憩いの場や都市住民と地域住民との交流の場、地域農業の振興を図る拠点となる施設として、施設の進入路となる町道517号線を含む（仮称）ビジターセンターの整備を進めます。

また、復元された里山風景や花木園を安全に、かつ効率良く周遊するための林間散策路等の整備を同時に推進します。

2) 里山環境整備事業

エリア内の荒廃した山林を復元するため、広範囲に及ぶ間伐整備は業者委託とし、軽度な間伐や下草刈りなどの里山の保全・管理活動は、ボランティアを中心に町と協働で実施します。また、同時に特定のエリアや散策路周辺には、1年をおして季節毎に開花する花木を適度に植栽し、集客を見込みます。

教育機関との連携促進については、くぬぎなどの苗木を植栽する森林再生体験や炭焼き体験など、里山体験教室が開催出来るエリア及び施設整備を推進します。

3) 里山の保全・再生活動への支援

相和地域の活性化の中心的施設として位置付けられている「おいゆめの里」整備事業に関連して、計画エリア内で各種ボランティア団体が行う里山保全活動に、県の条例などを活用した支援を行うとともに、自然環境や地域農産物等を活用した施策や里山保全活動に対する情報や活動の場を提供し、町民主体の地域づくりを推進します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

計画区域では、今後幅広い年齢層のボランティアや、ボランティア団体の協力を得て、保全・再生作業を行います。

また、施設の整備推進だけでなく、利用者の利便性などに配慮した快適な環境空間の維持も重要な事であり、施設や森林を適正に管理するための体制づくりとその実施が必要不可欠です。

このように、「おおいゆめの里」は町民の理解や協力のもと推進していく事業です、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

第2項 生活環境

2-1 資源循環型社会への対応

資源循環型の社会を実現するため、ごみ問題に対する町民や企業の意識を高めながら、ごみの分別収集や各種リサイクル制度の周知徹底を図るとともに、環境に配慮したごみの適正処理を推進します。

【これから取り組む主な施策】

2-1-① ごみの減量化に対する意識啓発

2-1-② ごみの再資源化

2-1-③ 環境に配慮したごみの適正処理

2-1-① ごみの減量化に対する意識啓発

町民や事業者へのごみ問題に対する意識の啓発を図り、ごみの発生抑制を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 資源回収奨励金交付事業の推進				
2) 環境にやさしい買い物キャンペーン事業の充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成19年度実績	平成22年度目標
資源回収奨励金交付事業の推進	資源ごみの量	t	112	120

○ 現状と課題

資源回収奨励金交付事業は、各種団体が行う資源回収活動に収集量に応じた奨励金を交付するものですが、毎年度その実績は減少しており、広報活動に努める必要があります。

また、日常の買い物を通じて環境配慮型のライフスタイルへの転換を消費者である町民に呼びかけるため、売り手となる事業者を巻き込んだ活動として、平成12年度より毎年環境にやさしい買い物キャンペーン事業を実施しています。

本活動が町民の意識改革はもとより、売り手・作り手である店舗・企業の意識改革につながるよう、行政が間に入り啓発事業に取り組んでいるところです。

1) 資源回収奨励金交付事業の推進

ごみ処理の経費の節減と資源の有効利用に対する意識を高めるために、地域住民で組織する各種団体が実施している資源回収に対する活動に対して奨励金を交付します。資源循環型社会を目指して、資源回収量を増やせるように推進していきます。

2) 環境にやさしい買い物キャンペーン事業の充実

環境にやさしい商品の購入やマイバックの持参など、買い物をとおして環境に配慮したライフスタイルへの転換を消費者に呼びかけるべく、県及び県内市町村と共同で毎年10月の1ヶ月間、「環境にやさしい買い物キャンペーン」と題し、町内各種事業所に協力を求め、環境配慮商品の積極的な販売・店頭表示、簡易包装の推進、マイバック持参の推進等の事業を展開していきます。特に、レジ袋の削減については、事業者や消費者に積極的に呼びかけていきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

廃棄物のリサイクルを目的とした資源回収の活動については、町民の環境教育及び環境活動の場として意義ある活動ですので、一人でも多くの方にご参加いただくとともに、多くの団体がこの取り組みを進めていただけるようお願いします。

本事業は事業者の協力がなければ成り立たない活動であり、現在起こっている環境問題に関し、事業者として自主的に配慮すべき内容について十分に理解していただき、事業者の協力を得て、取り組んでいきたいと考えています。

2-1-② ごみの再資源化

ごみの分別収集の徹底による再資源化を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 廃棄物分別収集事業の推進				
2) 各種リサイクル制度の周知				
3) 剪定枝チップ利用促進事業の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成19年度 実績	平成22年度 目標
廃棄物分別収集事業の推進	廃棄物全体に占める資源ごみの割合	%	23	27
	廃棄物の減少量	t	80	80
剪定枝チップ利用促進事業の推進	野焼き行為に対する苦情	件	30	20

○ 現状と課題

廃棄物のリサイクルに伴い、ごみの排出方法の複雑化や新たな費用負担など、町民の負担も増えています。そのような中で、町民の皆様の理解を得るためには、分別収集によるごみ処理経費の軽減と天然資源の使用抑制について、十分な知識をもっていただいた上で、分別収集への理解と協力を要請していく必要があります。

また、剪定枝のチップ化については、継続した制度周知を行うとともに、公共施設を含めた利用促進を図り、より身近な資源循環を多くの方に体験していただくことが重要です。

1) 廃棄物分別収集事業の推進

可燃ごみを減らし、資源ごみの割合を増やすためには、22品目に及ぶ現在の分別収集の精度をより高める必要があります。制度の周知・啓発に一層努め、町民の皆様の理解と協力を得ることができるよう努めていきます。

分別品目についても、現行の品目以外に廃食用油など有効活用できるものの分別収集を検討し、新たな品目を増やすことを模索していきます。

また、「ごみ処理広域化」の検討も念頭に入れた上で、更なる資源化の促進や収集頻度の適正化等に配慮し、現状の把握と研究に努めていきます。

2) 各種リサイクル制度の周知

冷蔵庫・洗濯機・テレビ・エアコンやパソコンといった家電製品や自動車・オートバイなど、近年、各種リサイクル法令の制定に基づき、民間主導でリサイクルされるものが増えてきています。

これらの制度を町民に正しく理解してもらい、適正な処理が行われるよう努めます。あわせて、リサイクル制度の窓口となる小売店等にも正しい知識と認識を持って消費者対応してもらえよう、指導に努めていきます。

3) 剪定枝チップ利用促進事業の推進

町の剪定枝無料回収及び破碎処理事業を通じて生成された剪定枝チップの利用促進を図り、ごみの減量化と家庭菜園等での町民の幅広い活用を促進し、循環型社会の構築を目指します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

分別収集という事業を円滑に行っていくためには、ごみに関する理解を深めてもらうことが不可欠であると考えます。町としても、ごみの減量やリサイクルの状況などを積極的に公表するなど、町民の皆様とのコミュニケーションに一層力を入れますので、ご理解・ご協力をお願いします。

2-1-③ 環境に配慮したごみの適正処理

環境に配慮したごみの適正処理を図るため、足柄東部清掃組合をはじめとする処理施設の整備・充実を図るとともに、ごみ処理の広域化を検討・推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 廃棄物処理施設の整備・充実				
2) ごみ処理の広域化に向けた関係機関との検討の推進				

○ 現状と課題

中井町・大井町・松田町の3町で構成する足柄東部清掃組合の処理施設は、これまでダイオキシン等対策として大規模改修工事などの施設の改良・維持を実施しています。

足柄上地区1市5町では、「あしがら上地区資源循環型処理施設整備準備室」を設置し、ごみ処理広域化を進めていましたが、平成16年10月から休止状況にあります。ごみ処理広域化を今後どのように進めていくかが課題となっており、引き続き検討は行っていますが、方向性が確定するまでの間、足柄東部清掃組合の施設の延命化を図っていく必要があります。

1) 廃棄物処理施設の整備・充実

足柄東部清掃組合の処理施設を平成31年度まで稼動可能にするための施設の延命化措置を施し、適正な維持管理を進めるとともに、施設運営の効率化を図ります。

2) ごみ処理の広域化に向けた関係機関との検討の推進

休止中の「あしがら上地区資源循環型処理施設整備準備室」の再開に向けての検討を行い、神奈川県が定めたごみ処理広域化の枠組みである県西ブロックにおける足柄上地区のごみ処理の広域化を進めていきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

町民の皆様のごみの分別や減量化への取り組みが、ごみの適正処理及び施設の延命化につながります。ご理解・ご協力をお願いします。

2-2 環境・衛生対策

町民や企業の協力を得ながら、環境汚染への適切な対応や未然防止、自然環境の維持・保全など、環境負荷の少ない、豊かでうるおいのある衛生的な生活環境づくりを推進します。

【これから取り組む主な施策】

- 2-2-① 環境の保全及び創造
- 2-2-② 地球温暖化、環境汚染の防止
- 2-2-③ 自然環境の保全
- 2-2-④ し尿処理施設・浄化槽の適正な維持管理
- 2-2-⑤ 環境の美化
- 2-2-⑥ 広域斎場の整備
- 2-2-⑦ 意識啓発及び情報提供

2-2-① 環境の保全及び創造

大井町環境基本計画などに基づき、町民・事業者との連携のもと、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 大井町環境基本計画の推進				
2) 大井町庁内環境配慮行動計画の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成19年度実績	平成22年度目標
大井町庁内環境配慮行動計画の推進	CO ₂ 排出量（対14年度比）	%	9.56	-7.5

○ 現状と課題

町における環境施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「大井町環境基本計画」を平成15年3月に策定しました。この方向性を具体的な行動に結びつけるために、平成16年3月「大井町環境行動計画(町・町民及び滞在者・事業者)」、「大井町庁内環境配慮行動計画(町役場)」を策定しました。町の行動計画については、平成20年度に改訂作業を行い、新たな計画の下、町民や事業者などへの意識啓発を推進するとともに、庁内一体となった環境問題に対する更なる意識付けを図る必要があります。

1) 大井町環境基本計画の推進

今後も引き続き大井町環境基本計画に基づき、町民、事業者、行政が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進していきます。

2) 大井町庁内環境配慮行動計画の推進

大井町庁内環境配慮行動計画は、町の事務事業から発生する温室効果ガスの排出量を抑制することにより地球温暖化を防止する「地球温暖化防止行動計画」と町自ら事務事業を行う上で環境に配慮した行動を推進することにより、環境負荷を率先して低減する「庁内率先行動計画」を併せもった計画であり、平成16年12月に策定されました。この計画を推進することにより、地球環境に対する職員の意識啓発を図るとともに、温暖化防止につなげていきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

環境の保全及び創造に関する施策を推進するためには、大井町環境基本計画に対する町民の皆様の積極的な行動が不可欠です。

2-2-② 地球温暖化、環境汚染の防止

事業者に対して公害の発生防止や公害発生の早期対応、周辺地域と調和した操業環境づくりなどの指導を実施するとともに、町民への適切な情報の提供を推進します。

また、省エネルギー化の奨励や自動車利用の抑制など、町民にわかりやすい環境事業を積極的に活用し、環境負荷の少ないまちづくりに向けた協働の取り組みを推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 剪定枝破碎処理事業の実施				
2) 主要河川水質検査				
3) 自動車利用の抑制				
4) 低公害車の普及促進				
5) 自然エネルギー等の有効利用の促進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
主要河川水質検査	水質基準達成度	%	99.6	100

○ 現状と課題

剪定枝の無料回収及び破碎処理事業は、野焼きの防止とごみの減量化のための事業として町民に浸透してきています。今後も引き続き、この事業について、より身近な環境施策として町民の皆様に参加していただけるよう呼びかけていく必要があります。

水質検査については、年4回の検査を通じて河川監視を行っており、現在までには汚濁を示すような異常値は観測されていませんが、観測資料としての価値も非常に高い物であることから、環境学習等関連分野で活用していきたいと考えています。また、ホームページへの掲載など、広く町民に情報提供を行っていきます。

自動車利用の抑制については現在、町民・事業者に対するノーカーデー*の実施や普及、公共交通機関の利用を促進するような広報や事業が少ないことから、今後、広報等の計画的な実施が必要と考えます。

低公害車については、今後は、広報やホームページ等において、町民や事業者に対する低公害車の利用促進や購入補助事業、グリーン税制等の情報提供を計画的に実施していく必要があります。また、町公用車への導入も積極的に進めていく必要があります。

自然エネルギーについては、環境展において、太陽光発電装置の展示や実演を実施しています。給食センターにおいて自然エネルギー設備が初めて設置されましたが、今後も公共施設への設置を推進するとともに、町民や事業者に対する自然エネルギーの設備の利用促進を図るため、購入補助事業等の情報提供を計画的に実施する必要があります。

1) 剪定枝破碎処理事業の実施

野焼きという形で処理されることの多かった剪定枝について、町が無料回収し破碎処理によるチップ化リサイクルを行う「剪定枝破碎処理事業」を実施し、野焼きによる大気汚染、健康被害、苦情等を防止するとともに、チップ化リサイクルという手段を用いることにより毎年のように増加し続ける焼却廃棄物の減量化と資源の有効利用を促進します。

2) 主要河川水質検査

町内を流れる主要な河川・用水路9箇所において、四半期ごと年4回の水質検査を実施し、年間を通じた町内の水質状況を把握します。これにより、良好な水質環境を維持するための監視活動とします。また、この結果を町ホームページに定期的に掲載し、町民に広く情報提供するとともに、町民の河川や水質に対する監視の目を広げていきます。

3) 自動車利用の抑制

自動車の排気ガスの抑制に向けた、ノーカーデーの実施と普及を推進するとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

4) 低公害車の普及促進

町公用車に低公害車の積極的な導入を検討するとともに、事業所や町民のみなさんへ低公害車の利用促進や購入補助制度等の情報を提供します。また、環境展などのイベントにおいて、低公害車の展示、試乗会を実施し、普及促進を図ります。

5) 自然エネルギー等の有効利用の促進

公共施設などに、太陽光や風力などの自然エネルギー設備の設置を積極的に推進するとともに、事業所や町民のみなさんへ自然エネルギー設備の設置促進や設備補助制度等の情報を提供します。

また、住宅用太陽光発電設備の設置に対する町の補助制度を創設し、国・県の補助制度とあわせて家庭での普及を図ります。

○ 町民と町とのパートナーシップ

剪定枝の無料回収・チップ利用ともアンケートで得た利用者の生の声を町民のみなさんに届けるなど、コミュニケーションに努め、本事業への理解を深めていただけるよう努めます。

河川水質検査の結果は分析を含めて開示に努め、水質保全に協力してもらえるような町民意識の高揚を図ります。

自動車利用の抑制、低公害車の普及、自然エネルギーの普及には、町民の皆様の協力が不可欠です。町としても広報等により、計画的な情報提供を行います。

2-2-③ 自然環境の保全

町の貴重な財産である自然環境の保全を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 町内の動物生息状況及び植物生育状況等の研究				

○ 現状と課題

町内には緑地や河川を中心に様々な動植物が生息・生育しています。

これらの多様な生態系を守るためには、国・県や他機関による調査資料を収集・整理して町内の分布状況等を正確に把握し、情報を充実させる必要があります。

1) 町内の動物生息状況及び植物生育状況等の研究

人と自然・生き物との共生を目的とした環境の保全及び創造は、野生動植物の生息又は生育など自然条件に配慮する必要があることから、町内動植物の生息・生育状況についての情報を収集するとともに過去に調査した資料を整理し、情報の充実を図っていきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

野生動植物の実態についての情報の充実を図るためには、町民の皆様からの野生動植物の情報提供など情報・データを整理・把握することが重要です。

今後はいただいた情報をもとに、緑地等の自然環境の保全施策の展開へとつなげ、町の貴重な自然を守っていきます。

2-2-④ し尿処理施設・浄化槽の適切な維持管理

生活排水による公共用水域の汚染防止のため、適正な生活排水処理対策を推進するとともに、し尿処理施設の適正な維持・管理を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 合併処理浄化槽維持管理費補助制度の実施				
2) 足柄衛生センター施設の適正な運営				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成19年度実績	平成22年度目標
合併処理浄化槽維持管理費補助制度の実施	申請率	%	70	100
	予算執行率	%	100	100

○ 現状と課題

合併処理浄化槽※の維持管理費については、補助を行っています。事業を開始した平成13年度から毎年度実績は増加しています。補助対象者に対しては、広報やダイレクトメールにて事業の周知を図っています。

また、足柄衛生センターでは、し尿と浄化槽汚泥の処理を行っており、これまで3次処理後に酒匂川放流していたものを、公共下水道接続により2次処理後に下水道放流する方式に改めました。さらに、脱水した汚泥を従来は焼却処理していましたが、循環型施設整備によりコンポスト※化を進めます。今後は、施設の適正な運営とコンポストの有効な活用が課題となります。

1) 合併処理浄化槽維持管理費補助制度の実施

市街化調整区域内における生活排水による河川や水路への汚染が懸念されることから、下水道未整備地区内に合併処理浄化槽を設置している町民に対し、その維持管理費の一部を補助することで、浄化槽の適切な維持管理を促します。

2) 足柄衛生センター施設の適正な運営

既存施設の老朽化対策と延命化を図るため、足柄衛生センター施設整備検討委員会での検討結果を踏まえ、リサイクル型社会への転換と地球温暖化対策に資する汚泥発酵分解処理（コンポスト化）施設を平成20年度に整備しました。今後は、この施設の適正な運営を行うとともに、製造されたコンポストの有効活用を図ります。

○ 町民と町のパートナーシップ

合併処理浄化槽維持管理補助制度について理解していただくともに、下水道未整備地区内の町民への普及・啓発を図ります。

2-2-⑤ 環境の美化

町民や事業者による自発的な環境美化運動を支援・促進するとともに、不法投棄防止対策などの充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 環境パトロールの実施				
2) 不法投棄撲滅運動の実施				
3) 環境美化活動の支援				
4) ペットの飼い主のマナー向上				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成19年度実績	平成22年度目標
不法投棄撲滅運動の実施	回収されたごみの量	t	12	0
環境美化活動の支援	美化活動回数	回	38	45

○ 現状と課題

不法投棄は事前防止対策が極めて難しいため、環境パトロールによる現状把握と2次投棄防止のための早期撤去作業を行い、新たな不法投棄の防止を図っています。また、足柄上地域では県及び1市5町が共同し、地元企業や一般住民の参加を得ながら、総合的広域的な不法投棄対策事業を実施しています。

ペットの飼い方のマナーについては、広報や看板などにより周知を図っており、今後も粘り強い啓発活動を続けていきます。

1) 環境パトロールの実施

委託により週一回（昼間）、不法投棄防止を目的とした巡回パトロールを行い、更に不法投棄物の撤去及び衛生上支障のある箇所（ごみ置き場等）の改善作業を行います。

2) 不法投棄撲滅運動の実施

日常のごみの減量化と不法投棄の撲滅に向けて、県及び近隣市町と共同し、広域的な啓発活動を展開するとともに、不法投棄に対してパトロールを強化するなど、厳しい姿勢で臨み、在住・在勤者を巻き込んだ不法投棄撲滅運動を実施します。

3) 環境美化活動の支援

町内の美化推進を目的として、自治会が自発的かつ計画的に行う町内の美化清掃に対し、年間4回を限度に、実施時間及び参加人数により算出した額を助成金として交付します。

4) ペットの飼い主のマナー向上

ペットを飼う家庭に対して、ペットの飼い方のマナー向上・啓発を町広報等により周知を図るとともに、ペットのマナーについての看板を作成し、被害地域に設置します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

環境パトロールの円滑的、効果的实施には、事前の情報提供が不可欠です。不法投棄撲滅に向け、ご協力をお願いします。

ペットについては、地域での呼びかけなど町民の皆様の努力も必要となりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

2-2-⑥ 広域斎場の整備

現在委託している施設の老朽化に伴い、周辺市町とともに広域斎場建設の具体的な調査研究及び検討を行い、整備の推進を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 広域斎場整備の推進				

○ 現状と課題

斎場は、町民生活に不可欠な都市施設であり、重要な公共サービスを担う施設として位置付けられていますが、現在、大井町は小田原市斎場を利用しています。

しかし、小田原市斎場は、施設の老朽化が進んでいることや、斎場の利用者の利便性、高齢化社会の到来等を考慮し、新たな斎場の建設が必要です。そのため、現在、斎場整備を広域で進めています。

1) 広域斎場整備の推進

老朽化した小田原市斎場に代わる斎場の整備のため、平成18年4月に県西地域の2市5町（小田原市・南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町）により「県西地域広域斎場建設協議会」が設立され、平成18年12月に建設候補地が決定されました。

小田原市斎場に代わる新たな施設として広域斎場の整備を進めます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

町民の皆様からご意見をいただきながら整備を推進しますので、利用する立場からのご意見などをお寄せください。

2-2-⑦ 意識啓発及び情報提供

町民や事業者に対し、環境に関する適正な情報を提供するとともに、環境展をはじめとする様々な機会や学校等と連携した環境教育などをおして、環境問題に関する意識の啓発を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 環境展の開催				
2) こどもエコクラブの普及促進				
3) 環境家計簿の普及				
4) ホームページの環境コーナーの充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成19年度実績	平成21年度目標
環境展の開催	参加人数	人	2,200	3,000

○ 現状と課題

環境問題は町民の関心が高い一方、身近なものとしては捉えにくい点があり、町民自身が行動に移し、取り組むまでは至っていません。

大井町環境展は、平成13年度以来、環境分野の技術の進展状況にあわせて隔年で開催をしています。この機会を通じ、環境問題をより身近に捉え、行動に移してもらえよう、民間出展者等と協力し、事業展開していく必要があります。

こどもエコクラブについては、より多くの環境学習・活動の機会を提供する意味からも、町内各小・中学校へ計画的な情報提供を行っていく必要があります。

また、町では、大井町環境行動計画を策定し、これを推進しています。環境家計簿は、この一環として家庭における省エネに役立てるとともに、環境問題への意識を再認識してもらおうとするものです。

このほか、町のホームページには、環境に関する各種情報を掲載していますが、更に町民の皆様が容易にアクセスでき、情報が入手できるよう環境コーナーを充実させ、新しい情報の提供に努める必要があります。

1) 環境展の開催

低公害車や太陽光発電装置など環境保全のための新技術の紹介、リサイクル商品や環境配慮商品等の紹介、ごみ問題や環境問題などの現状紹介、子どもを対象とした環境教育やフリーマーケットなど、環境をテーマとした題材を取りそろえた「大井町環境展」を隔年で開催し、町民の環境意識の向上に努めます。開催当日は「環境の日」とし、引き続き、ごみ拾いウォーキングを行うなど参加型のイベント要素も取り入れます。

さらに、イベントから発生するごみゼロを目指すなど環境に配慮し、他のイベントの先駆けとなるような総合的な環境イベントにしていきます。

2) こどもエコクラブの普及促進

こどもエコクラブ事業は、都道府県・市区町村との連携のもと、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境学習・活動を行うことを支援するもので、様々な環境学習・活動を通じて、環境を大切にすると心と行動力を育成することを目的として普及促進していきます。

3) 環境家計簿の普及

地球温暖化の主な原因は、二酸化炭素排出量の増加です。環境家計簿は、家庭等で使用される電気・水道・ガスなどの消費量を調べることで、どのエネルギー消費を省いたら効果があるのか自己チェックできるものです。これを平成18年度に作成し、町内の全世帯に配布しました。今後は、各家庭においてチェックしていただくことをとおして、環境負荷への意識を高めていただくとともに、家庭から地球温暖化の抑制につなげていきます。

4) ホームページの環境コーナーの充実

町のホームページ上の環境コーナーを充実させ、町民のみなさんに環境に関する幅広い情報を提供します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

環境問題の改善は一人ひとりの意識改革と行動にかかっています。環境展では、多くの町民が参加することで、環境配慮型のライフスタイルへの転換が普及していくと考えますので、積極的な参加をお願いします。

大きな目標である地球温暖化の抑制を推進するためには、町民のみなさん一人ひとりの取り組みが必要不可欠です。こどもエコクラブへの登録をお願いするとともに、環境家計簿の積極的な活用をお願いします。

また、ホームページの環境コーナーについては、充実したコーナーにしていきますので、ご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

第3項 町民の安全

3-1 消防・救急対策

消防力の充実強化に努め、地震・風水害等各種自然災害など有事の際に支障なく機動で
きる体制を整えるとともに、消防団を中心に町民に対する火災予防意識等の普及啓発を推
進します。

【これから取り組む主な施策】

3-1-① 消防体制と消防施設の充実

3-1-② 防火意識の高揚

3-1-③ 救急体制の強化

3-1-① 消防体制と消防施設の充実

組合消防及び消防団の充実強化と連携により消防体制の更なる充実を図るとともに、消
防水利の確保や老朽化した施設・器具の更新・維持管理など、消防施設などの充実を図り
ます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 消防水利整備事業の推進				
2) 消防団の充実				
3) 消防施設等の整備充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成19年度 実績	平成22年度 目標
消防団の充実	消防活動等への参加・従事率 (対前年度比)	%	100.5	100.0

○ 現状と課題

消防水利は、町の設置基準に満たない区域の解消のために毎年計画的に整備を行って
います。

町民の精神的支えであり、模範的・指導的な中核的組織である消防団組織の再編を行い、
平成18年度に第2分団を復活させ、町民の生命・身体及び財産を各種災害から守り、安
寧秩序の確保を図りました。しかし、消防団員の減少や日中活動の困難なサラリーマン団
員の増加などの課題があります。

消防団分団待機宿舎等は、昭和40年以来の施設で老朽化が激しい建物があり、耐震性
建物の整備が急務となっています。

また、消防自動車については平成19・20年度に購入していますが、排ガス規制に伴
い使用できなくなる車両の更新を計画的に実施することが必要となっています。

1) 消防水利整備事業の推進

火災発生時に円滑な消火活動ができるよう、消防水利が町の設置基準に満たない地域の
消防水利の整備を計画的に整備します。また、既存消防水利の維持管理を実施します。

2) 消防団の充実

平成18年度に第2分団を復活させ8個分団体制となりました。水防訓練や消防・防災研修等、日頃から技術習得をし、有事の際、直ちに対応できるよう組織の強化をさらに図ります。また、自治会等の協力を得て、不足している消防団員の確保を図ります。

3) 消防施設等の整備充実

平成18年度に第2分団復活に伴い、待機宿舎及び消防自動車等の整備を行いました。今後は、老朽化した分団待機宿舎の整備を推進します。

また、排ガス規制により使用ができなくなる消防自動車を計画的に更新し、消防施設等の充実を図ります。

○ 町民と町とのパートナーシップ

消防水利（防火水槽）の整備については、自治会からの要望、さらには、個人の土地が必要となる場合はお貸しくださるなどの協力により、また、水利の整備状況等を確認し有効活用が図れると判断した場合、設置事業を進めます。

また、消防団は地域に根ざした組織であるため、消防団員の充実に伴う団員確保や消防団活動への参加も含め引き続きお願いします。

3-1-② 防火意識の高揚

広報活動の充実など、消防団との連携により、町民の防火意識の高揚を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 広報活動の充実				

○ 現状と課題

広報活動については、町広報紙への掲載や消防団による消防自動車による広報が主な方法となっています。より防火意識の高揚を図るために、分団員による戸別訪問や火災予防キャンペーン等の実施も必要です。

1) 広報活動の充実

春・秋季火災予防運動週間や年末特別警戒をはじめ、日常の消防団活動の中で火災予防に関する広報を実施します。また、広報紙・防災行政無線等を活用した火災予防に関する広報や集客の多い場所での防火キャンペーンを進めます。さらに、子どもたちを対象とした消防・防災教育を実施し、子どもたちを通じての消防団活動や火災予防対策等の意識の高揚を図ります。

○ 町民と町とのパートナーシップ

町民一人ひとりが防火についての意識啓発を行い、火災を出さないよう心がけていただくようお願いします。さらには、子どもたちを対象とした防災教育を推進します。

3-1-③ 救急体制の強化

高齢化社会や高度医療に対応し、医療機関との連携の強化を図るとともに、災害時の医療救護体制の整備を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 消防組合等による災害時の医療救護体制の整備				
2) 災害時医療救護体制の充実				
3) 応急救護方法の普及				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
応急救護方法の普及	応急救護法講習会の参加人数	人	34	40

○ 現状と課題

緊急時や災害時に備え、足柄消防組合の救急機能強化を図っています。

町庁舎・学校等の町公共施設にAED※（自動体外式除細動器）を設置するとともに、消防団員及び町職員の救急・救命に対する能力向上のため、普通救命講習を実施しています。また、これとあわせて、自主防災組織などを通じ、町民の誰もが救命講習などを受講するような体制の整備も必要となります。

さらに、町内医療機関を始めとする関係諸機関との災害発生時における相互連携を強化した上で、災害時医療救護体制の周知を徹底し、災害に対する不安感の軽減を図ります。

傷病者が発生した場合、医療につなげるまでの応急処置を迅速かつ適切に行うことが人命救助をする上で肝要となることから、応急救護方法の講習会を開催するとともに、応急救護の意義について住民周知をしていく必要があります。

1) 消防組合等による災害時の医療救護体制の整備

足柄消防組合の救急機能の充実を引き続き行います。また、消防団員については、毎年数名ずつ普通救命講習を受講させ、緊急時や災害時の救護活動に備えます。

自主防災組織については、防災訓練などの際、組織ごとに消防職員による救命講習を実施し、緊急時、災害時の救護活動に備えます。

職員については、平成18年度から普通救命講習を受講し緊急時の救護活動に備えています。なお、救命技能を忘れることなく維持向上をさせるため、反復しての講習が必要であるので再受講を進めます。

2) 災害時医療救護体制の充実

災害に備え医薬品等を備蓄します。

町地域防災計画に基づき、災害発生時において迅速に医療を提供できる体制を整備するため、医師会等の関係諸機関との連携の強化を図ります。

3) 応急救護方法の普及

止血包帯法や心肺蘇生法及びAED（自動体外式除細動器）等の応急救護法の講習会を開催し、普及に努めます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

自主防災組織などを通じて、自主的に救命講習を受講するなどの取り組みをお願いします。

3-2 地域防災対策

町民誰もが安全に生活を営むことができるよう、要援護者などに十分配慮しつつ、地域防災計画に基づきながら、防災体制の充実や都市基盤の整備など、災害に強いまちづくりを推進します。

【これから取り組む主な施策】

- 3-2-① 地域防災計画の推進
- 3-2-② 防災体制と防災施設の充実
- 3-2-③ 防災意識の高揚
- 3-2-④ 災害に強いまちづくりの促進

3-2-① 地域防災計画の推進

大井町地域防災計画に基づく計画的な防災対策を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 地域防災計画の推進				

○ 現状と課題

町、防災関係機関などが、それぞれ各自の任務を熟知し、災害発生時の応急活動、災害予防対策、災害発生後の復旧活動を円滑に行えるよう、災害発生時の体制や防災訓練等により明らかになった課題など必要と認める時は地域防災計画の見直しなどを行っています。

また、各機関は日頃から緊密に連携していますが、訓練等を通じて更なる連携の強化を図る必要があります。

1) 地域防災計画の推進

地震や風水害等の被害を最小限にするための防災訓練などを通じて事前対策、そして災害が発生したときの初動体制や救援体制、行動マニュアル等実践に即した計画を策定し、体制の強化を図ります。

○ 町民と町とのパートナーシップ

災害に強いまちをつくるため、すべての町民が「自分たちのまちは自分たちで守る」、「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、協力して活動することが欠かせないため、災害や防災対策に関する知識の普及を図るとともに日頃から地域のつながりを密にし、各地域における防災活動が活発に行われるようお願いします。

3-2-② 防災体制と防災施設の充実

災害時における幹線道路やライフラインの分断などを踏まえた防災拠点の整備推進など、防災施設の充実を図るとともに、自主的なコミュニティ活動の促進、自主防災組織におけるリーダーの育成など、防災体制の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 防災拠点の整備				
2) 地域防災リーダーの育成及び活用				
3) 自主防災資機材等整備事業の推進				
4) ボランティアなどのネットワークの強化				

○ 現状と課題

大規模災害時の防災拠点の整備が必要です。

自主防災組織の資機材整備については、県地震防災対策緊急支援補助事業により毎年行っていますが、平成22年度で補助事業が終了することから、その後の整備についての検討が必要となります。また、災害時には、消防など防災機関の対応には限界がありますので、町民自らが、自助・共助の意識のもと防災行動力を身につけることが求められています。

1) 防災拠点の整備

現在、県防災行政通信網で衛星通信網等が整備され、情報の受伝達が迅速に行われるようになっています。町では、大規模災害時に災害対策本部が庁舎内に設置されるため、災害現場等の状況を衛星通信網で伝達される映像等を受ける通信機器類の整備を進めています。また、食糧等の災害時用備蓄品の更新を進めます。

2) 地域防災リーダーの育成及び活用

防災に関する知識、技術を習得してもらい、地域及び家庭を通じて防災意識並びに防災行動力の向上を図ることを目的に年1回、県総合防災センターにおいてリーダー研修会を行っており、同研修への町民の参加を推進します。

また、町や自主防災組織が実施する防災訓練の企画・立案・後継者づくりなどでその成果を活かせるように活用します。

3) 自主防災資機材等整備事業の推進

地域住民の連帯意識に基づく自主防災活動を推進し、地域ぐるみの防災体制を確立するため、自主防災組織が行う事業に対して、補助金の交付を行います。

4) ボランティアなどのネットワーク※の強化

災害発生時における災害応急対策を迅速、的確に実施するため、災害ボランティアの連携を図ります。

○ 町民と町とのパートナーシップ

毎月15日の「町民防災の日」にあわせ、各自主防災組織においての資機材等の点検、また、リーダー研修会等への積極的な参加など、防災への取り組みをお願いします。

3-2-③ 防災意識の高揚

新潟県中越地震などの経験を踏まえ、自然災害に関する適正な情報の提供を図るとともに、ホームページや広報など様々なメディアを活用して防災意識の高揚を図ります。

また、総合防災訓練の実施などをとおして、応急対策などの対応知識の提供を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 適正な情報の提供				
2) 様々なメディアを活用した防災意識の高揚				
3) 総合防災訓練の実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成19年度実績	平成22年度目標
総合防災訓練の実施	参加者のうち意識の高まった人の割合	%	93.0	95.0

○ 現状と課題

災害等発生時には、正確な情報を迅速に町民に伝達することが重要です。そのために、デジタル通信網による通信訓練等を毎月1回自主防災組織や関係機関と行っています。さらには全国瞬時警報システムの運用に伴い町防災行政無線の充実が必要です。

また、防災訓練については、災害が起きたときの対応方法や行政と町民の役割分担などを含め、総合的な視野で実施していく必要があります。

1) 適正な情報の提供

県防災行政通信網システム整備事業の衛星通信及び地上系無線整備により、災害に強い通信システムを確立します。衛星系通信の導入により、被災状況をヘリコプターテレビから画像で受けるなど、より正確な情報を収集し、町民への提供が可能になることから、モニター機器等の整備を図り、正確な情報を提供します。

2) 様々なメディア※を活用した防災意識の高揚

町の防災対策状況などを、メール配信・ホームページ等で情報提供し、町民の防災意識の高揚を図ります。

3) 総合防災訓練の実施

新潟県中越地震や集中豪雨による水害など過去の災害を教訓とし、本町の防災対策の実情に即した総合防災訓練・宿泊訓練等を実施し、防災体制の充実と町民の防災意識の高揚を図ります。

○ 町民と町とのパートナーシップ

防災についての情報を発信していきますので、家庭や地域で防災対策を実践していただくをお願いします。

3-2-④ 災害に強いまちづくりの促進

地震などの自然災害を想定し、緊急輸送路の確保など、災害に強い都市整備を推進します。

また、急傾斜地崩壊危険地域においては適切な対応措置を促進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 急傾斜地崩壊対策工事の促進				
2) 被災時の緊急輸送路の機能確保				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
急傾斜地崩壊対策工事の促進	急傾斜地崩壊対策工事の進捗率	%	79.3	100

○ 現状と課題

県の指定を受けた急傾斜地危険区域の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊防止対策工事が、県施工で進められています。

また、緊急輸送路が県により指定され、災害時（及び東海地震に係る警戒宣言発令時）の緊急輸送の確保がなされています。

1) 急傾斜地崩壊対策工事の促進

平成14年に篠窪日陰地区が危険区域の指定を受け現在県により工事が進められており、進捗率は79.3%になっています。さらに、新たな危険箇所の指定に向けて県に調査の依頼をします。

2) 被災時の緊急輸送路の機能確保

関係機関と連携して緊急輸送路の指定をするとともに、更なる機能の整備を県に要請します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

急傾斜地崩壊対策工事については、危険区域の指定を受けるために、土地所有者等関係者全員の同意が必要となりますのでご理解とご協力をお願いします。

3-3 防犯対策

悪質化や複雑化した犯罪を防止するため、地域での活動を中心に、犯罪を未然に防止する環境と体制づくりを推進します。

【これから取り組む主な施策】

3-3-① 防犯体制の充実

3-3-② 防犯意識の高揚

3-3-① 防犯体制の充実

警察などの関係機関との連携のもと、自主的な防犯ボランティアの支援・強化など、地域ぐるみの防犯体制の充実を図ります。

また、防犯灯の設置など、夜間犯罪につながる有害環境の浄化を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) にこにこパトロール隊の活動支援				
2) 防犯灯の設置				

○ 現状と課題

近年多種多様化している犯罪等の抑止を目的とした、にこにこパトロール隊への活動支援や危険箇所へ防犯灯を設置する等の対策を講じています。

防犯灯の設置については、警察署など関係機関と協力しながら現地調査などを行い、必要な場所に防犯灯を設置しています。また、人を落ち着かせる効果があり犯罪抑止効果があるといわれている青色防犯灯を試験的に設置しており、今後の普及について検討を行っています。

1) にこにこパトロール隊の活動支援

平成17年5月に発足したにこにこパトロール隊は、各地域において自主的に防犯活動を行っています。また、防犯キャンペーンへの協力等献身的な活動により町の防犯効果向上に大きく貢献していただいています。今後も、活動の支援を行い、現在の活動内容を維持継続していただくとともに、個々の資質向上を図っていきます。

2) 防犯灯の設置

自治会からの設置要望があった場所について、警察等関係機関と連携し現地調査を実施します。調査の結果、防犯上効果があり、必要と認められる場所については、防犯灯を設置します。今後も、防犯施設整備事業として継続していきます。

また、防犯上効果があるといわれている青色防犯灯を「ブルーライトアップ作戦」と称し、試験的に3箇所設置しています。今後は、設置効果等を検証して更なる取り組みを検討していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

一人でも多くの方ににこにこパトロール隊にご参加いただくとともに、日ごろから地域で声を掛け合い、安全な町をつくりましょう。

防犯対策につきまして、お気づきの点や要望等がありましたら、自治会を通じご連絡ください。

3-3-② 防犯意識の高揚

防犯キャンペーンの実施やチラシなどを利用した広報の充実により、町民の防犯意識の高揚を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 防犯キャンペーンの実施				
2) 防犯広報の実施				

○ 現状と課題

防犯意識の高揚及び啓発を目的に、年2回、防犯キャンペーンの開催、防犯広報を実施しており、多くの町民の皆様に参加いただいています。今後も、安全・安心なまちづくりのため、多様化する各種犯罪に対しての柔軟な防犯対策が必要です。

また、警察署からの犯罪発生状況や不審者情報等の提供を受けて、大井町あんしんメール配信、防災行政無線による防犯広報を実施しています。

1) 防犯キャンペーンの実施

2) 防犯広報の実施

町内の主要な場所において、チラシの配布、イベントなどのキャンペーンを開催し、町民の防犯意識高揚等を図ります。

また、犯罪件数を減少させるために、犯罪発生の傾向などを踏まえて、広報おいへの記事掲載、回覧による呼びかけ、防災行政無線及び大井町あんしんメール配信による情報提供など、様々な方法により防犯広報を実施します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

町民一人ひとりが防犯意識を持ち犯罪のない町を目指し、積極的に防犯キャンペーンなどに参加してください。また、大井町あんしんメールの登録をされていない方は登録をお願いします。

3-4 交通安全対策

町民一人ひとりが人命尊重を十分に踏まえながら交通ルールを守り、マナーを高め、実践する意識の高揚を図り、交通事故の防止を推進していきます。

【これから取り組む主な施策】

3-4-① 交通安全意識の高揚

3-4-② 交通安全施設の整備

3-4-① 交通安全意識の高揚

警察・学校・地域など関係機関や団体との連携のもと、交通安全運動や夜間街頭キャンペーン、広報の活用など、様々な機会をとおして交通安全意識の高揚を図るとともに、各年代に応じた交通安全の学習機会を充実し、マナーの向上を図ります。

また、交通安全団体をはじめ、家庭や学校・地域・職場などにおける町民の主体的な活動を支援していきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 交通安全運動の実施				
2) 街頭キャンペーンの実施				
3) 園児・児童への交通安全教室の実施				
4) 交通安全団体（交通指導隊）の活動支援				
5) 危険箇所の点検				

○ 現状と課題

交通事故防止、交通安全の意識高揚や啓発を目的に交通安全運動、キャンペーン、交通安全教室等を実施しています。今後も、各種キャンペーン等を実施するとともにより効果的な方法や内容の充実が望まれます。

なお、交通安全教室については、民間の講座など活用が可能なものがあれば、活用して交通安全への浸透を図ります。

1) 交通安全運動の実施

2) 街頭キャンペーンの実施

3) 園児・児童への交通安全教室の実施

毎月1日と15日を町の交通安全の日とし、町内主要3箇所に交通指導隊員を派遣し、街頭指導を実施しています。また、春・秋の交通安全運動期間には、町内32箇所に町職員等を配置し、街頭指導を行う交通キャンペーンを、夏・年末の交通事故防止期間にはドライバー等を対象に、町内主要箇所で安全運転を呼びかける夜間街頭キャンペーンを実施しております。今後も、交通事故防止、交通安全意識の高揚を目的に各種キャンペーンを実施していきます。

また、児童の登下校時には、多くのにこにこパトロール隊員に自主的に見守り活動を行っていただいておりますが、今後も継続的に実施していただけるよう協力体制を維持いたします。

さらに、幼稚園・小学校において、さらなる交通安全教室の充実を図ります。今後も継続し、園児、児童期からの交通道德の普及高揚による交通事故防止を図るとともに、その内容の充実について検討します。

4) 交通安全団体（交通指導隊）の活動支援

町内における交通の安全と交通道德の普及高揚を図るため、交通指導隊を組織し、町の交通安全事業等に幅広く協力をいただいておりますが、今後もその活動に対し様々な支援を行い、協力体制の強化、隊員各個々の資質向上に努めます。

5) 危険箇所の点検

交通安全上危険と思われる箇所がある場合、警察署や道路管理者など関係機関の助言を得て、危険箇所の解消に向けた取り組みを行います。

○ 町民と町とのパートナーシップ

各種交通安全キャンペーン・教室等に積極的に参加していただき、日頃から交通安全意識を高く持ち交通事故に遭わないよう心がけましょう。

また、交通指導隊やにこにこパトロール隊の活動等についてご理解をお願いいたします。

3-4-② 交通安全施設の整備

カーブミラーの設置・管理や横断歩道の設置要望をはじめ、交通安全施設の整備を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) カーブミラーの設置・維持管理				
2) 横断歩道設置に向けた調整の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
カーブミラーの設置・維持管理	交通事故発生件数	件	132	122

○ 現状と課題

交通安全施設整備事業として、カーブミラー設置等の整備をして安全性の向上、交通事故防止を図っています。今後も、施設整備を進め、交通事故のない町を目指します。

横断歩道設置は、自治会からの要望に基づき警察署などの関係機関に要望を行っています。

1) カーブミラーの設置・維持管理

自治会を通じてカーブミラーの設置要望のあった箇所を警察署などの関係機関の協力を得て現地調査を行い、必要とした箇所に設置するとともに、開発行為等により交通安全上新たにカーブミラーが必要と判断した場合は、開発業者に設置するよう指示します。

また、既設のカーブミラーについても交通安全上必要と判断した場合、移設・修繕・撤去等を実施し、適切な維持管理に努めています。

さらに、適切な維持管理のため町の交通安全アドバイザーが交通安全施設の巡回パトロールを実施し、現状把握に努めています。

その他、交差点鉾、赤色回転灯、道路路側線等を現場の状況に合わせて整備し、交通安全及び事故防止に努めています。これらの事業については、今後も継続して実施し、町民要望の把握や適切な処置に努めます。

2) 横断歩道設置に向けた調整の推進

自治会からの横断歩道設置要望に基づき、必要があると判断する場合は、警察署など関係機関に要望を行っていきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

カーブミラーの設置や横断歩道設置の要望については、町民の皆様のご意見をもとに自治会長名により提出していただきますので、ご理解をお願いします。

3-5 消費生活

町民が安心して消費生活の向上を図ることができるよう、業務委託している南足柄市消費生活センターを拠点とした相談体制の充実をはじめ、消費生活に関する講演会や広報活動などを推進し、消費者意識の高揚を図ります。

【これから取り組む主な施策】

3-5-① 消費者の保護

3-5-① 消費者の保護

消費生活の安定・向上を図るため、南足柄市消費生活センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、あらゆる機会を活用して消費者意識の高揚を図ります。

また、関係機関との連携のもと、適切な情報の収集・提供を図るとともに、自主的な消費者団体の育成に向けて支援をしていきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 相談体制の充実・強化				
2) 啓発活動の充実				
3) 足柄上地区1市5町共催による講演会の開催				

○ 現状と課題

悪質商法による被害など消費生活関係の被害はより深刻化し、被害を受ける年齢層も広範囲に及んでいます。消費者を保護するための相談体制の充実・強化とともに、消費者意識を高めるための消費生活に関する情報の提供が必要です。

1) 相談体制の充実・強化

消費者を保護するため、「南足柄市消費生活センター」の相談体制の充実・強化を図ります。

また、消費生活相談が迅速に対応できるよう、「南足柄市消費生活センター」を中核に、1市5町の連携を図ります。

2) 啓発活動の充実

広報紙、大井町あんしんメール、防災行政無線等を活用し、消費生活に関する情報や悪質商法等の緊急情報を発信し、注意喚起を行うなど、啓発活動の充実を図ります。

3) 足柄上地区1市5町共催による講演会の開催

消費生活の安定、向上を図るため、足柄上地区1市5町の共催による講演会を開催します。

また、消費者保護施策の推進のため1市5町の連携強化を図ります。

○ 町民と町とのパートナーシップ

悪質商法の被害防止のために、消費生活センターに相談するようにしてください。

また、悪質商法等による被害防止に対しての自助・共助の意識をもって取り組んでください。

3-6 個人情報の保護

各種申請手続など町民・企業間を含めた情報ネットワーク社会への進展を踏まえ、個人情報の保護と安全性・信頼性の確保を推進します。

【これから取り組む主な施策】

3-6-① 個人情報保護条例制度の充実

3-6-① 個人情報保護条例制度の充実

情報技術の進展に柔軟かつ適切に対応し、個人の情報を適切に保護するルールとして、個人情報保護条例制度の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 個人情報保護審査会の適正な運営				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度 実績	平成22年度 目標
個人情報保護審査会の適正な運営	妥当な処分決定の割合	%	100	100

○ 現状と課題

平成18年度に条例改正を行い、個人情報の取扱いについて安全性を担保するために罰則を創設いたしました。その他にも、個人情報保護に関する準則ともいえるべき行政機関個人情報保護法の水準を満たすよう細部にわたり条例を見直しました。

町民においては、個人情報保護制度について、一定の理解が得られているものの、なお一層の啓発が必要です。また、町職員については、制度の運用に必要な知識の向上が求められています。

1) 個人情報保護審査会の適正な運営

必要に応じ審査会を開催し、個人情報保護制度の適正な運用に努めます。

また、審査会委員が取り扱う個人情報についても細心の注意を払うよう配慮していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

個人情報の保護の重要性を認識いただくとともに、自ら個人情報の保護を心がけることによって、町民の皆様も個人情報の保護に積極的な役割を果たしていただくようお願いします。

第2節

健康・福祉

第2節 健康・福祉

第1項 健康

1-1 健康づくり

健康は自ら守り、つくるという自立自助の原則に立ち、保健福祉センターを拠点として、町民の疾病予防、健康保持、増進を目指す保健予防活動を推進します。

【これから取り組む主な施策】

- 1-1-① 健康づくりの推進
- 1-1-② 母子保健事業の充実
- 1-1-③ 生活習慣病予防の強化
- 1-1-④ 健康づくり推進体制の整備

1-1-① 健康づくりの推進

栄養・運動・休養・心の健康・たばこ・アルコール・歯の健康などの情報を提供して健康に関する意識の啓発を図り、生涯を通じた健康づくりを推進していきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 食生活改善事業の推進				
2) 運動の推進				
3) 心の健康に関する取り組みの実施				
4) たばこやアルコールと健康との関係についての普及・啓発活動				
5) 歯の健康の保持(歯周疾患の予防)				
6) 予防接種事業の実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成19年度実績	平成22年度目標
予防接種事業の実施	BCG接種率	%	98.9	100
	麻疹予防接種第2期受診率	%	79.9	100

○ 現状と課題

健康に対する意識の向上を図るため、生活習慣の改善や健康づくりに関する取り組みを行ってきましたが、今後は知識の普及とともに、生活の中で実践し定着できるような支援を行っていく必要があります。

食生活改善事業では、町民自らが、自分の健康を維持し、個々のライフスタイルや身体状況にあわせた生きがいのある食生活を営む力を育成すること、また、そうした食生活を実践しやすい環境を整えることが大切です。

特に、食生活や運動については、体験型の教室を充実し、具体的でわかりやすい情報提供を行う必要があります。

さらに、心の健康については、うつ病などの精神疾患の発症や自殺者の増加等が大きな社会問題となっています。

また、たばこについては、喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及が不十分であるため、情報提供の場を増やし、禁煙希望者の支援を強化していきます。

感染症対策としては、予防接種等の予防の強化を図るとともに発生時における適切な対応及び蔓延防止のための体制整備を図る必要があります。

1) 食生活改善事業の推進

幼稚園・小学校・中学校の保護者への栄養教室、小学生を対象とした食育*教室を開催し、さらに、関係機関と連携しながら食育の展開方法を検討していきます。

また、栄養教育の実践とともに、食教育を行う指導者及びボランティアの育成等を行います。

2) 運動の推進

運動は、健康の保持・増進、疾病予防、そして寝たきりの予防につながります。無理なく安全に日常生活の中で身体活動や運動を取り入れていくための教室等を開催し、運動の普及に努めます。

3) 心の健康に関する取り組みの実施

心の健康を保つためには、休養を十分取ること、上手にストレスと付き合うことなどが必要であり、その必要性や方法について周知していきます。また増えてきている心の病気とその対応などについて知識の普及に努めます。

4) たばこやアルコールと健康との関係についての普及・啓発活動

たばこは、がん、心臓病、呼吸器疾患などのほかに歯周病、低出生児や流産・早産の危険因子であることなど、健康へ多大なる影響を及ぼすことを広く啓発していきます。

また、慢性的なアルコール接種は臓器障害など健康に大きな影響を与えるものであり、節度ある飲酒や未成年者の飲酒防止など、知識の普及に努めます。

5) 歯の健康の保持（歯周疾患の予防）

歯は「食べる」という生命活動を営む上で不可欠なものです。健全なそしゃく力を維持するためには、生涯にわたって20本以上の歯を維持することが大切です。生涯にわたり20本以上の歯を保つことによって、健やかで楽しい生活を過ごそうという「8020運動※」の推進にむけて、歯の健康を保つための知識の普及活動を行っていきます。

6) 予防接種事業の実施

伝染病の発生や蔓延の予防及び重症化を防止するため、予防接種法に基づき、予防接種を実施します。対象者は、予防接種法令に規定されており、インフルエンザは65歳以上（一部60歳以上）、それ以外は主に乳幼児を対象としています。

○ 町民と町とのパートナーシップ

栄養教室のスタッフとして食生活改善推進団体が参画しています。ご協力をお願いします。

1-1-② 母子保健事業の充実

乳幼児健康診査・育児教室などにおける育児相談の充実を図り、両親が安心して育児を行っていただけるよう、支援していきます。また、次代を担う若い世代の健全な育成を支えていくため、関係機関との連携により思春期保健の充実を図っていきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 乳幼児健康診査の実施				
2) 乳幼児相談・家庭訪問の強化				
3) 育児教室の充実				
4) 思春期保健事業の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成19年度実績	平成22年度目標
乳幼児健康診査の実施	3歳児健診受診率	%	97.6	100

○ 現状と課題

子育てに関わった経験のない女性が増えていることから、妊娠期から継続した相談体制を充実させるため、初産婦には母子手帳発行時にマタニティスクールの積極的参加を勧めています。今後は父親も参加しやすい事業内容を検討する必要があります。

また、全国的に健診をまったく受けずに出産を迎える妊婦が増えているため、妊娠中の母体と胎児の健康管理を目的に平成20年4月より妊婦健診の助成回数を2回から5回に、また、平成21年度より一部補助として14回に増やしました。今後も、妊婦への訪問、電話相談も積極的に行っていきます。

乳幼児健診の未受診者には、養育面でのサポートが必要な場合も多く、電話や通知による受診勧奨に加え、訪問を行い、養育状況の確認を行っています。乳幼児健診、相談等で問題が把握された親子に対し、親の不安が少なくなるよう、また子どもの発達が促されるようにフォローすることが大切です。

また、平成20年度より乳幼児健診の精度管理や、健診後のフォロー体制の充実を図るために、心理相談員の相談回数を増やし対応しています。

さらに、多様化した問題に対応するため、児童相談員や関係機関と連絡調整を密にし、個々のケースに応じて継続したフォロー体制の確立を行う必要があります。

1) 乳幼児健康診査の実施

乳幼児期における健康増進、疾病の早期発見、虐待の未然防止を目的として、3・4か月児、10・11か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児健康診査を実施しており、引き続き実施します。健診において把握されたケースに関しては、精密検査の受診や、健診後フォロー教室への参加を勧めるなど個別に対応を行います。

2) 乳幼児相談・家庭訪問の強化

赤ちゃん健康相談・親子相談や乳幼児健診での個別相談のほか、電話や面接相談など、子育てに関する相談・指導の充実に努めます。

また、従来第1子が出生した家庭を対象に新生児訪問を行ってきましたが、育児不安の解消や母子の健康支援、育児指導の強化を図るため、第2子以降の出生に対しても訪問を実施します。さらに、希望により乳幼児を持つ家庭に、随時、保健師の訪問を実施します。

3) 育児教室の充実

育児の正しい知識を共に学習すること等を通じて、母親同士の交流を促し、育児不安等の解消に努めます。母子健康手帳交付時、訪問時等を利用して、教室の周知を徹底するとともに、参加しやすい教室の運営、内容の検討に努めます。

4) 思春期保健事業の推進

思春期の保健は、成人、高齢者の保健の基盤にもつながることを忘れず、健康・性教育等を通じて、健全な保健意識の普及を徹底していきます。同時に、相談機関としてのPRも行うなど、今後も継続して実施していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

健康診査については、日頃から町民の皆様の意見を聴き、より良い健診が実施できるよう、体制づくり、スタッフの資質の向上に努めていきます。

乳幼児相談・家庭訪問については、健康カレンダーや広報で事業をお知らせし、より利用しやすい環境づくりを行うとともに、子育ての多様な問題に取り組めるよう努力していきますので、積極的なご利用、ご参加をお待ちしています。

育児教室については、アンケートを実施するなどし、参加しやすい教室づくりに努めます。

1-1-③ 生活習慣病予防の強化

若年期からの健康的な生活習慣を確立し、生活習慣病の発生予防を図るとともに、各種健診およびその事後のフォローアップの強化を図っていきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 一般健康診査・後期高齢者特定健康診査の実施				
2) がん検診事業の充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
一般健康診査・後期高齢者特定健康診査の実施	後期高齢者特定健康診査受診率	%	30*	35

* 平成20年度見込み値

○ 現状と課題

町民の健康維持・増進のためには、健康状態を定期的に把握し、生活習慣病の発症予防・重症化予防に努めることが必要です。町では、30歳代を対象に一般健康診査、75歳以上を対象に後期高齢者特定健康診査を実施しています。内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）は、内臓脂肪の蓄積、体重の増加が血糖や中性脂肪、血圧などの上昇をもたらすとともに様々な形で血管を損傷し、動脈硬化を引き起こし、心血管疾患、脳血管疾患、人工透析の必要な腎不全などに至る原因となります。

また、生活習慣の変化により、肥満、高脂血症、糖尿病などが増加しており、若年層から生活習慣の指導、健康教育が必要になっています。

がん予防は早期発見・早期治療が大切です。このため、受診機会の提供、結果への適切な対処が必要となります。今後は受診者に対し十分な事後指導ができる体制を確保し、より町民に密着した検診を行うよう努める必要があります。

1) 一般健康診査・後期高齢者特定健康診査の実施

会社等で健康診査の受診機会のない30歳代の町民を対象に一般健康診査（血液検査他の諸検査）、75歳以上の町民を対象に健康増進法に基づく後期高齢者特定健康診査（血液検査、心電図、眼底検査等）を行います。これらの健康診査は町内の5医療機関で受診できます。

2) がん検診事業の充実

健康増進法に基づき、がん検診（肺がん、子宮がん、乳がん、胃がん、大腸がん）を実施し、予防、早期発見を推進するために生活習慣改善の普及啓発やがん検診の実施に向けた取り組みを進めていきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

検診の効果を増大させるためには、町民ニーズを把握し、町民が利用しやすい検診を行う必要があります。皆様のご意見を伺いながら、利用しやすい検診を目指していきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

1-1-④ 健康づくり推進体制の整備

各医療機関や母子保健関係機関との連携のもと、健康づくりの専門家や地域における健康リーダーの確保・育成、ボランティア活動の支援など、健康づくり推進体制の整備を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 食生活改善推進員養成講座の実施				
2) 栄養士など専門職の確保				
3) 母子保健推進員による育児支援事業の実施				
4) 学校及び保健事業関係機関との連絡会の実施				

○ 現状と課題

食生活改善推進員養成講座については、受講人数が少ないため、食生活改善推進団体の活動をアピールし、受講者の増加に努める必要があります。

平成17年に食育基本法が制定され、市町村は食育を実施する責務を負いました。また、平成20年度からは、健康増進法の改正により、特定健康診査・特定保健指導が導入されました。

現在、栄養指導については4人の非常勤の栄養士が分担して実施していますが、今後、総合的な食への取り組みを行う上で、体制の強化が必要です。

また、地域住民の関係の希薄化などで母子保健推進員の活動が難しくなっていますので、推進員の活動をより一層周知する必要があります。

子どもの健康の保持増進のため分野ごとに施策を展開していますが、問題解決のためには、学校や関係団体と連携し効果的な施策を行うためのネットワークづくりが必要です。

1) 食生活改善推進員養成講座の実施

食生活改善推進員は地域で食情報の発信や普及活動を展開する食のリーダーとして、活動が期待されています。食生活改善推進員に必要な知識と実践の技術を習得する場として食生活改善推進員養成講座を足柄上郡4町（中井町、大井町、松田町、山北町）で共同開催しています。

また、修了者は町の食生活改善推進団体に入会し、推進員としてボランティア活動に引き続き従事していただきます。

2) 栄養士など専門職の確保

今後においても、小学生の食育教室をはじめ、成人の生活習慣病予防のクッキングセミナー、高齢者への介護予防事業など、幅広く食育事業を行っていきます。

このため、町民の栄養問題を専門的な見地で捉え、栄養事業を総括的に実施していく栄養士の確保に努めます。

3) 母子保健推進員による育児支援事業の実施

平成7年から地域と行政との子育て支援のパイプ役として、母子保健推進員を委嘱しています。母親たちの地域での身近な相談役として、主に育児支援教室の企画・運営、訪問による歯科教室・検診への受診勧奨を行っています。活動報告、活動の確認を目的とした定例会を毎月開催し、推進員の資質向上を目的とした研修会を年2回開催します。

4) 学校及び保健事業関係機関との連絡会の実施

親と子の健康づくり、生活習慣病の予防、思春期の保健対策、食育の推進、薬物乱用防止など、保健・医療・教育分野の関係職員や地域で活動する様々な関連団体とのネットワークをつくり、施策のあり方について検討を行います。

○ 町民と町とのパートナーシップ

食生活改善推進員は食のリーダーとして活動が期待されています。多くの方に養成講座にご参加いただき、推進員として活動をお願いします。養成講座の講師には食生活改善推進団体をお願いしておりますので、引き続きご協力をお願いします。

1－2 地域医療

町民誰もがいつでも適正な医療を受けられるよう、関係医療機関と連携して地域医療体制を確立するとともに、災害時医療救護体制の整備・充実を図ります。

【これから取り組む主な施策】

1－2－① 地域医療体制の充実

1－2－② 災害時医療救護体制の整備・充実

1－2－① 地域医療体制の充実

休日や夜間急患診療における診療体制の充実をはじめ、地域・町内医療機関・広域的な大規模病院との連携を強化し、地域医療体制の充実を促進します。

また、必要な医療サービスが受けられるよう、医療情報等の周知を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 医療関係機関との連携強化				
2) 休日急患診療所などの救急医療体制の充実				

○ 現状と課題

地域の産科医療について、分娩を取り扱う施設が足柄上病院1ヵ所であり、産科医療の確保が大変難しい状況です。分娩を扱う医療機関や周産期の救急医療に関わる広域的な医療体制を確立することが必要です。

また、産科医療のみならず、疾病の予防から、早期発見、早期治療及び終末期医療まで、適切な保健医療福祉サービスが切れ目なく提供される体制を確保することが必要です。

1) 医療関係機関との連携強化

健康診査や健康教育の実施について、足柄上医師会、足柄歯科医師会、小田原薬剤師会等と連携し、効果的に実施していきます。

2) 休日急患診療所などの救急医療体制の充実

足柄上地区1市5町で休日急患診療所の運営を共同で行うとともに、県西地区2市8町による救急指定病院の休日・夜間診療や県内市町村などによるドクターヘリ事業を運営しています。安全で安心な医療が受けられ、医療に関する適切な情報提供と相談が出来るよう、今後も継続して連携に努めます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

日頃から、身近なところで健康管理が出来るよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局の必要性について啓発するとともに、診療所と病院との地域連携体制を進めていく必要があります。

救急医療体制の整備・充実に一層努めますので、ご理解ご協力をお願いします。

1-2-② 災害時医療救護体制の整備・充実

町地域防災計画に基づき、医薬品などの備蓄や医療情報の提供など災害時医療救護体制の整備・充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 消防組合等による災害時の医療救護体制の整備（再掲）				
2) 災害時医療救護体制の充実（再掲）				
3) 応急救護方法の普及（再掲）				

○ 現状と課題

緊急時や災害時に備え、足柄消防組合の救急機能強化を図っています。

町庁舎・学校等の町公共施設にAED（自動体外式除細動器）を設置するとともに、消防団員及び町職員の救急・救命に対する能力向上のため、普通救命講習を実施しています。また、これとあわせて、自主防災組織などを通じ、町民の誰もが救命講習などを受講するような体制の整備も必要となります。

さらに、町内医療機関を始めとする関係諸機関との災害発生時における相互連携を強化した上で、災害時医療救護体制の周知を徹底し、災害に対する不安感の軽減を図ります。

傷病者が発生した場合、医療につなげるまでの応急処置を迅速かつ適切に行うことが人命救助をする上で肝要となることから、応急救護方法の講習会を開催するとともに、応急救護の意義について町民周知をしていく必要があります。

1) 消防組合等による災害時の医療救護体制の整備（再掲：63ページ参照）

2) 災害時医療救護体制の充実（再掲：63ページ参照）

3) 応急救護方法の普及（再掲：63ページ参照）

○ 町民と町とのパートナーシップ

応急救護法が地域に浸透するためには、町民が自主的な活動を行うことが必要となりますので、積極的に講習会に参加いただけるようお願いいたします。

第2項 福祉

2-1 地域福祉

ノーマライゼーションの理念と相互扶助の精神を基本に、地域住民や町社会福祉協議会、民生委員児童委員の福祉活動を支援しながら、町民、企業、行政などの地域社会が一体となった新しい福祉コミュニティの形成を推進します。また、障害者や高齢者と共に生き、可能な限り当事者の意思を尊重していく社会に向けた法制度やサービスを普及していきます。

【これから取り組む主な施策】

2-1-① 福祉コミュニティの形成

2-1-② 権利擁護のための制度やサービスの普及

2-1-③ 「大井町地域福祉プラン」の推進

2-1-① 福祉コミュニティの形成

ノーマライゼーションの理念の普及や地域における相互扶助の精神の啓発を図りながら、地域活動の基盤となる福祉コミュニティの形成を推進します。

また、福祉・保健・医療の連携による在宅福祉の支援体制の確立や民生委員児童委員を中心とした相談体制の強化、訪問による地域課題の把握などを推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) ノーマライゼーションの理念の普及・啓発の場づくり				
2) 学校や地域交流の場などを利用した相互扶助の普及の実施				
3) 福祉・保健・医療の連携による在宅福祉の支援体制の確立				
4) 民生委員児童委員などと連携した相談体制の強化				
5) 福祉の担い手への支援				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
民生委員児童委員などと連携した相談体制の強化	民生委員の相談・支援件数	件	28	35

○ 現状と課題

誰もが自立した生活が送れるように「共に生き、支え合う社会づくり」が大切です。今後は、様々な福祉活動などをおして、ノーマライゼーション※の理念や相互扶助の意識を地域に浸透させることが必要です。

高齢化が進み介護を要する者の増加が急速化する中、在宅介護を希望する高齢者も増加しています。専門的知識からの助言・支援の充実、地域に密着した民生委員児童委員の活動、ヘルパー・ボランティアへの支援などが求められています。

1) ノーマライゼーションの理念の普及・啓発の場づくり

障害者、高齢者、子どもなど社会的に弱い立場の人たちを含め誰もが普通に日常生活を営むことができる社会であることの理念を町民に周知し、浸透させるため、パンフレットの配布や、地域での講演、民生委員児童委員への研修などを行います。

2) 学校や地域交流の場などを利用した相互扶助の普及の実施

町民に地域の中でお互いの存在を認め合い、助け合うことの重要性を認識してもらうとともに、福祉への理解をより深め、ボランティアへの参加意識を高めるため、各自治会の集会、学校での各種ボランティア活動、総合的学習の時間などへのパンフレットの配布・ビデオの貸し出しなどの啓発活動を行います。

3) 福祉・保健・医療の連携による在宅福祉の支援体制の確立

在宅福祉を支援するため、看護師・保健師・社会福祉士等の常設を図り専門分野からのサービス提供を行うほか、社会福祉士による相談窓口の開設、ヘルパー・保健師などの家庭訪問を行います。

4) 民生委員児童委員などと連携した相談体制の強化

地域に密着した活動を行う民生委員児童委員と連携し、地域住民からの相談や、虐待、引きこもりの高齢者などの情報を把握するとともに、町の福祉活動の周知を行います。

5) 福祉の担い手への支援

ボランティアなど、地域住民の福祉推進の担い手として活動する方々を支援します。
また、より多くの人たちに福祉意識を持っていただくよう、意識の浸透を図ります。

○ 町民と町とのパートナーシップ

講演会の開催や、福祉活動の場を提供します。町民一人ひとり自らが地域福祉推進の担い手であることを理解され、積極的な参加をお願いします。

なお、プライバシーの重視などにより、民生委員児童委員の活動が難しくなっています。
重要性をご理解いただき、活動に対するご協力をお願いします。

2-1-② 権利擁護のための制度やサービスの普及

高齢者や障害者が財産管理のトラブルに巻き込まれたり、人間としての尊厳が損なわれたりしないように、法律面や生活面で支援する仕組みを普及させます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 成年後見制度の普及				
2) 地域福祉権利擁護事業の普及				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
成年後見制度の普及	成年後見制度相談会利用人数	人	0	5

○ 現状と課題

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者等の権利擁護の必要性が増加しており、町民への周知とともに支援を必要とされる方々への声掛けが課題となっています。

地域の中には権利擁護を必要とされる方が多々いらっしゃると思われます。その方々にはこの制度が利用できることを周知する必要があります。

1) 成年後見制度の普及

認知症高齢者、知的障害者や精神障害者などの判断能力の十分でない人の権利を擁護することを目的とし、経済的な理由や見守りが無いなどの理由から制度を利用することが困難な人に対して支援していきます。

また、制度の理解を目的とした講演会や相談会などを開催していきます。

2) 地域福祉権利擁護事業の普及

障害者や高齢者などが個人の尊厳を持って、その人らしい自立した生活を送るため、日常生活上の契約や金銭管理などで本人の自己決定が尊重され安心して質の高いサービスが利用できるよう、町社会福祉協議会が中心となって支援しています。

この事業の普及のため、講演会の開催やパンフレットの配布を行っていきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

町民や当事者への普及を進めるため、パンフレットの配布・講演などの普及活動を進めたいと考えています。民生委員児童委員、福祉関係団体の皆様の参加をお願いします。

また、制度を真に必要とする方を把握するためには、地域住民の皆様からの助言が大きな力を発揮します。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

2-1-③ 「大井町地域福祉プラン」の推進

地域福祉サービスを効果的・効率的に提供するため、町民や町社会福祉協議会、地域福祉団体との連携・協働体制を整え、「大井町地域福祉プラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 「大井町地域福祉プラン」の効果的な推進				

○ 現状と課題

町では平成18年度より、地域福祉サービスを効果的・効率的に提供するため、町社会福祉協議会と連携し、町民参加の総合的な福祉計画の策定に取り掛かかり、平成19年度には「大井町地域福祉プラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定しました。町民の様々なニーズを基本として、町行政・町社会福祉協議会等のほか、町民自らも解決策を見つけ、より良い地域を目指し、積極的な地域福祉活動への参加が期待されています。

1) 「大井町地域福祉プラン」の効果的な推進

「大井町地域福祉プラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間です。

住民代表からなる大井町地域福祉プラン進行管理委員会を社会福祉協議会と共同で設置し、計画内容について進捗状況等を確認するとともに、評価・見直しを行うことで計画の推進を図ります。

○ 町民と町とのパートナーシップ

「大井町地域福祉プラン」を推進していくためには、町民・町行政・町社会福祉協議会等が、それぞれの分野で主体的・積極的に役割を果たし、地域社会全体が力を合わせて、協働で取り組んでいくことが重要です。町民の皆様には、「大井町地域福祉プラン」の計画書をご覧ください、「町民にできること」の積極的な実践をお願いいたします。

2-2 高齢者福祉

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づきながら、保健福祉センター内に地域包括支援センターを設置し、介護保険制度の健全な運営や内容の充実を図るとともに、高齢者の介護予防を重視した事業を展開し社会参加への支援を推進します。

また、町社会福祉協議会及び介護保険事業者との事業連携を推進します。

【これから取り組む主な施策】

2-2-① 地域支援事業（介護予防事業）の推進

2-2-② 介護保険制度の円滑な推進

2-2-③ 高齢者の社会参加への支援

2-2-① 地域支援事業（介護予防事業）の推進

高齢者が要介護状態になることを防止するために、地域支援事業（介護予防事業）を実施します。

特に生活機能の低下している高齢者を早期に把握することに努めるとともに、効果的な介護予防事業を推進します。

また、地域包括支援センターにおいて、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 介護予防に関する情報提供				
2) 生活機能の低下を早期に把握するための体制の充実				
3) 虐待の防止や早期発見等の権利擁護事業の推進				
4) 介護予防事業の実施				
5) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援				
6) 介護予防ケアマネジメント				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
虐待の防止や早期発見等の権利擁護事業の推進	虐待の通報割合	%	50	100
介護予防事業の実施	介護予防事業参加者から介護保険利用者へ移行した者の割合	%	10	10
高齢者や家族に対する総合的な相談・支援	受けた相談のうち解決した割合	%	100	100
介護予防ケアマネジメント	国指標に対する町の達成率	%	103	100

○ 現状と課題

要支援や要介護認定となる方の増加をいかに抑制していくかが大きな課題となっています。生活機能が低下している人を早期に把握する体制の充実を図り、効果的な介護予防事業を実施することにより、介護を必要としない高齢者を増やしていく必要があります。また、介護予防ケアマネジメントを実施し、予防に重点を置いていく必要があります。

このほか、高齢者の権利を擁護するための事業として、成年後見制度の周知や町社会福祉協議会による権利擁護事業の紹介を行っています。今後は、事業の継続とともに、総合的に相談を受ける相談窓口の周知を行う必要があります。

1) 介護予防に関する情報提供

重要なことは、①要支援・要介護状態とならないこと ②要支援・要介護状態であっても重度化しないことです。このため、介護予防に重点を置いた事業展開を行うとともに、町民一人ひとりが介護予防の視点をもって生活することへの理解を得られるよう、必要性や事業内容を広報・ホームページ・パンフレット・窓口などで情報提供します。

2) 生活機能の低下を早期に把握するための体制の充実

生活機能の低下を早期に発見する体制を充実するため、生活機能評価健診報告書や関係機関（医療機関・民生委員・住民グループなど）からの連絡など地域における様々なルートを活用します。

3) 虐待の防止や早期発見等の権利擁護事業の推進

高齢者の権利を擁護し高齢者の虐待を早期に発見することを目的として、高齢者虐待防止ネットワーク運営事業を実施するとともに、成年後見制度利用等相談事業を地域包括支援センターにおいて実施します。

4) 介護予防事業の実施

生活機能の低下が認められ、介護予防事業の利用が望ましい方（特定高齢者）に対して介護予防ケアプランにもとづいて、運動器*の機能向上事業や閉じこもり、認知症予防に効果的な介護予防事業を実施していきます。

5) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置した地域包括支援センター内の3専門職種（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）が連携して、適切な機関（保健所、医療機関など）、制度（介護保険、成年後見人など）、サービス（福祉サービス、保健サービスなど）へとつなぐ総合的な相談・支援を行います。また、ケアマネジャーへの助言や支援を行います。

6) 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターで生活機能評価健診や基本チェックリスト等をもとに、生活機能が低下し始めた高齢者を選定し、介護予防事業の利用が望ましい方に対して、個々の高齢者に応じた介護予防ケアプランを作成していきます。また、個人の状況に合わせた目標の設定、身体状況の変化のモニタリングなどを実施していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

民生委員児童委員や各ボランティアの皆様を対象として介護予防の意識向上のための講習会等を実施しますので、地域住民への伝達者としての役割をご理解いただくとともに、ご協力をお願いします。

2-2-② 介護保険制度の円滑な推進

制度の円滑な運営を図るとともに、保健・医療・福祉が一体となった新たなサービスの展開や質の向上を図り、要介護状態や要支援状態の軽減や悪化防止、介護予防の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 第4期介護保険事業計画の推進				
2) 公平・公正な要介護認定と適正給付の推進				
3) 地域包括支援センターにおける介護予防給付のケアマネジメント				
4) 介護サービス事業者への指導と支援				
5) 効果的な介護予防を視野に入れた事業の促進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
公平・公正な要介護認定と適正給付の推進	公平・公正な認定件数	%	100	100
	1人あたり在宅サービス給付費	円	87,324	90,000
	1人あたり施設サービス給付費	円	254,142	262,000
地域包括支援センターにおける介護予防給付のケアマネジメント	要支援認定者数の介護保険事業計画達成率	%	109	100
介護サービス事業者への指導と支援	町内地域密着型サービス苦情件数	件	0	0
	居宅介護支援専門員からの相談件数	件	5	7

○ 現状と課題

全国的な高齢化の進展に伴い、本町においても高齢化が進み、要介護となる高齢者が増えるとともに、介護保険制度から給付される費用も年々増加している状況です。

この課題を解決するため、平成18年度より要介護状態や要支援状態にある方に対し、心身状態の悪化の軽減や防止など、介護予防の観点から事業の充実を図っています。

また、要介護認定や介護給付については、公正かつ適正に行うため、認定調査員や認定審査会委員の質の向上及び介護給付の適正化に向けた取り組みが不可欠となっています。

高齢者の包括的支援を行う地域包括支援センターを含め、各事業者についても介護予防の視点を取り入れた新たなサービスを展開することが求められています。

一部の介護サービス事業者への指導権限が県から町に移管されたことにより、地域に根ざしたサービス事業者に対して支援と指導を行い、町の介護保険制度運営全般の充実を図る必要があります。

1) 第4期介護保険事業計画の推進

介護保険事業では、平成20年度に平成21年度から3年間の第4期介護保険事業計画を策定し、確保すべき目標などを定めました。この事業計画をもとに事業の円滑な運営を図るとともに、要介護認定者数やサービス量の分析や評価などを行います。

2) 公平・公正な要介護認定と適正給付の推進

要介護認定の申請者に対して、迅速かつ公平・公正な認定調査を実施し、心身の状況に即した要介護認定を行います。

また、要介護認定後については、介護サービス計画や介護予防サービス計画に基づき、自立支援、要介護度の軽減、悪化防止を図り適正な給付を行うとともに国が定める「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、介護給付適正化事業に取り組みます。

3) 地域包括支援センターにおける介護予防給付のケアマネジメント

要支援1・2の認定を受けた方に対して、地域包括支援センターが介護予防・自立支援の視点に立ったケアマネジメントを行います。なお、この業務の一部を民間の介護予防支援事業者へ委託して実施することとします。

4) 介護サービス事業者への指導と支援

サービス提供事業者の指定・指導は県が行っていますが、地域密着型サービスについては町が行っています。高齢者が住み慣れた地域で生活ができるように、事業者に対して適切な指導・助言を行います。また、利用者により良いサービス提供が行われるよう、事業者研修会や連絡会を開催し事業者の質の向上を図るとともに、事業者を支援していきます。

5) 効果的な介護予防を視野に入れた事業の促進

介護保険制度の基本理念は「自立支援」であり、特に軽度の要介護者を対象に、介護予防を重視したサービス提供が求められます。個々の状態に応じたサービス提供を行い、生活機能の維持・向上を目指し事業を促進していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

介護保険の運営にあたっては、介護保険運営協議会を開催し、計画の進捗状況の点検・評価を行い、事業の実施に反映させています。この委員会の委員には町民の代表の方にご参加いただくことになりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、介護保険サービスの利用にあたっては、サービスの量や内容が適切か、自立支援につながっているかなどをチェックし、より適切なサービスの利用をお願いします。

2-2-③ 高齢者の社会参加への支援

高齢者が生きがいを持って健康で暮らせるように、地域支援事業（介護予防事業）や老人クラブ、ボランティア活動などへの社会参加を積極的に支援します。

また、経験や知識、意欲を生かした就業など、高齢者の自立と活力ある生活を支援します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 地域支援事業（介護予防事業）への参加の促進				
2) 各種団体への支援				

○ 現状と課題

地域支援事業の参加者は比較的に元気な高齢者が多く、介護予防の視点を理解し、明るく楽しい日々が送れるよう励まれています。しかし、高齢者の中には、社会参加の困難な閉じこもり高齢者や虐待を受けている高齢者の存在もあり、社会問題が地域に顕在化しています。

また、高齢者の増加にもかかわらず、老人クラブの加入者は年々減少しています。活発な活動が期待される中、事業内容の見直しも考える必要があります。

1) 地域支援事業（介護予防事業）への参加の促進

高齢者の増加に伴い、介護予防のための様々なサービスの提供が必要とされています。町では高齢者に健康で安心した老後の生活を送っていただくために町民参加型の地域支援事業を実施するとともに、町社会福祉協議会との連携を強め、取り組んでいきます。

2) 各種団体への支援

高齢者の生きがいづくりを目的とした老人クラブ、生きがい事業団等への支援を行い、社会活動への参加を促し、自立と活力のある生活を推進します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

介護予防事業に、より多くの方にご参加いただくため、地域の方々やボランティア・民生委員児童委員などの活動からの周知や誘いの声かけ、ヘルパーの方などからの町への情報提供が必要であり、これらが事業推進の大きな鍵になっています。ぜひともご理解をいただき、声かけなどにご協力をいただけるようお願いいたします。

また、退職された皆様には、ボランティアへの参加、生きがい事業団への加入など、地域活動への積極的な参加をお願いします。

2-3 障害者（児）福祉

障害者福祉計画の策定や関係機関との連携により、在宅福祉サービスや相談・訓練体制の更なる充実を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づきながら、障害者（児）の自立と社会参加の実現を目指して、雇用機会の拡大等を推進します。

【これから取り組む主な施策】

- 2-3-① 地域生活支援の充実
- 2-3-② 自立支援給付の充実
- 2-3-③ 障害者（児）の社会参加への支援

2-3-① 地域生活支援の充実

障害者（児）の相談に対応し、相談支援事業者などとの連携・調整など各種在宅福祉サービスの提供と、福祉・保健・医療の関係機関が連携した療育相談体制の整備・充実を推進します。

また、障害の重度化の予防や早期療育による軽減を目指し、在宅心身障害児等訓練会をととした生活訓練の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 療育相談体制の充実				
2) 在宅心身障害児等訓練会の運営				
3) 重度障害者福祉タクシー利用助成事業の実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
在宅心身障害児等訓練会の運営	地域訓練会ひまわり5町登録児童人数	人	24	20
	5町登録児童のうち大井町児童割合	%	21	20

○ 現状と課題

障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年度に基本計画を策定しました。今後はこの基本計画に基づいて事業を進めていきます。

また、療育相談で対象となるケースは多種多様であり、かつ長期間にわたり関わっていくため、ケースワーカーには経験豊富な専門性が要求されます。このため、継続的に人材を確保していく必要があります。

在宅心身障害児等訓練会についても、加入者数の増加、障害及び療育相談の内容が多様化しているため、相談・訓練内容の幅広い専門性が必要になってきています。指導員・保育士の研修を充実していくなど、資質の向上を図る必要があります。

1) 療育相談体制の充実

障害者（児）の相談に対し、情報の提供や助言を行い、相談機関の把握や関係機関相互のネットワークづくりなど関係機関と連携し、問題解決を図っていきます。

2) 在宅心身障害児等訓練会の運営

在宅心身障害児等訓練会「ひまわり」を足柄上郡5町で運営し、生活訓練・言語相談・巡回リハビリ・保護者への指導を行い、日常生活及び自立に必要な能力の向上を図ります。

3) 重度障害者福祉タクシー利用助成事業の実施

在宅障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図るため、タクシー運賃の一部を平成19年度より身体障害者・知的障害者に加え、精神障害者へも助成することとし対象の拡大を図りました。今後もタクシー運賃の一部を助成していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

平成18年度に策定した障害者福祉計画を推進するにあたり、関係団体との連携が円滑に進むよう、各団体へ積極的な参加や協力をお願いします。

2-3-② 自立支援給付の充実

障害者（児）の自立した生活を支援するために、身体障害・知的障害・精神障害を持つ方に対する福祉サービスを、共通の制度により一元化し提供していきます。サービスの個別給付について、利用者が支援の必要度に応じた公平なサービスが受けられるように、審査会の意見聴取をするなど透明性を高めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 審査会の共同運営				
2) 介護給付・訓練等給付の充実				
3) 補装具給付事業の実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
介護給付・訓練等給付の充実	支給決定者数	人	63	70
	1人当たり支給額	円	120,061	150,000
補装具給付事業の実施	苦情割合	%	0	0
	申請受理から支給決定までの日数	日	6	4

○ 現状と課題

障害者自立支援法に基づく審査会を町単独で設置することは、コスト面や運用面で非効率なため、足柄上地区1市5町での広域設置を行っています。

また、定率負担の適用により利用者の負担増が懸念されておりましたが、国の特別対策により、低所得者層に対して利用者負担上限額を引き下げる軽減措置が行われています。今後は平成21年度以降の制度改正の動向に対応しながら、引き続き低所得者層への配慮を行う必要があります。

なお、対象者の増加と、特別対策の低所得者層への軽減措置により、事業費も大幅に増加しています。引き続き事業費の確保を図る必要があります。

1) 審査会の共同運営

居宅介護やデイサービス等の在宅サービスを利用する場合、利用者が支援の必要度に応じた公平なサービスが受けられるように審査会で決定します。

2) 介護給付・訓練等給付の充実

平成18年4月より支援費制度から障害者自立支援法になり障害者福祉サービスが大きく変わりました。施行から3年経ちますが、度重なる制度見直しや特別対策により混乱は続いています。平成21年度以降の制度改正の動向を見ながら、安定した制度運用に努めていきます。

介護給付・訓練等給付といった障害福祉サービスについて適切な支給決定を行い、利用者が必要なサービスを利用できるよう実施していきます。

3) 補装具給付事業の実施

身体障害者（児）が補装具の交付・修理を受ける場合、その費用の一部を助成し、経済的負担の軽減と日常生活の利便を図っていきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

障害者が地域で生きがいを持って暮らしていけるよう支援等協力をお願いします。また、障害者（児）の日常生活の利便性向上に協力をお願いします。

2-3-③ 障害者（児）の社会参加への支援

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者（児）に対する正しい理解と認識の普及に努め、心の隔たりを無くした社会環境を形成します。

また、企業等の理解と協力を得ながら、障害者（児）の雇用機会の拡大を促進するとともに、既存の地域作業所の充実やともしびショップ「ゆう」に対する支援を実施します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 障害者（児）の雇用機会の拡大の促進				
2) 地域作業所の充実				
3) ともしびショップ「ゆう」への支援の実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
障害者（児）の雇用機会の拡大の促進	地域作業所通所者のうち就労者	人	0	1
地域作業所の充実	通所者登録人数	人	13	15

○ 現状と課題

現在、地域作業所などへの支援により一般企業等への就労が困難な障害者に対し、雇用機会の拡大を図っていますが、今後もさらに充実を図っていく必要があります。

1) 障害者（児）の雇用機会の拡大の促進

足柄上郡5町で精神障害者地域作業所「合力の郷」の運営をしています。回復途上にある精神障害者が生活訓練や作業を通じて協調性をもち、地域と交流を深めつつ社会復帰を目指します。

2) 地域作業所の充実

障害者地域作業所「ほほえみ」を運営委託しています。現在は、週5日作業訓練等行っていますが、在宅障害者の社会参加及び自立に向けて充実を図っていきます。

3) ともしびショップ「ゆう」への支援の実施

障害者の雇用機会の拡大のため、ともしびショップ「ゆう」に対し引き続き支援を行っていきます。なお、ともしびショップは、ともしび運動（県社会福祉協議会事業）の一環として県内に43ヶ所あります。

○ 町民と町とのパートナーシップ

ノーマライゼーションの理念は一人ひとりの意識改革が必要です。小さなことから始め、皆様とともに普及させましょう。また、障害者の就労は、大変に困難です。ご理解とご協力をいただくとともに、役場や保健センターにお越しの際には、是非、ともしびショップ「ゆう」をご利用ください。

2-4 児童福祉

多様化する保育ニーズに対応した保育体制・内容の充実を図るとともに、家庭や地域との連携をさらに強めながら、子育ての支援をはじめとする児童の健全育成を推進します。

【これから取り組む主な施策】

- 2-4-① 子育てへの支援
- 2-4-② 保育体制・内容の充実
- 2-4-③ 子どもの医療、手当制度の実施
- 2-4-④ 虐待防止対策の充実
- 2-4-⑤ 放課後児童の支援

2-4-① 子育てへの支援

育児相談や親子の交流の場として、子育て支援センターの健全な運営を推進するとともに、一次預かりを担うファミリーサポートセンターの充実や広報などによるPRにより支援会員の増員を図ります。

また、母親同士の交流や地域ネットワークづくりを進める「のびっこくらぶ」は、継続して事業の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 子育て支援センターの運営の充実				
2) ファミリーサポートセンターのPRと支援会員の増員				
3) 「のびっこくらぶ」の充実				
4) ボランティアネットワークなどによる多様な保育環境の提供とPRの促進				
5) 次世代育成支援行動計画の改定				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
子育て支援センターの運営の充実	利用者に占める町民割合	%	85	90
ファミリーサポートセンターのPRと支援会員の増員	依頼会員1人あたり利用回数	回	30*	40

* 平成20年度見込み値

○ 現状と課題

子育て支援センターでは、多くの親子が集まる場を常に提供し、子育て中の保護者の仲間づくりの支援をしています。今後は、引き続き利用者の増加を目指すほか、育児サークルの活動支援や食育の推進等を利用したイベントをとおして、子育て中の保護者の仲間作りを充実させていきます。

また、ファミリーサポートセンターでは、子育て家庭に対して、育児不安の解消を図るため、地域での子育てを支える力や、会員相互の育児援助活動を行っています。今後は、広報による周知に努め、会員の増加と支援者の資質向上を図り、地域に浸透させていく必要があります。

このほか、町では町社会福祉協議会と連携をとり、育児サークル活動や小地域福祉活動、世代間交流事業の支援を行っています。安心して子育てのできる地域づくりを進めるため、今後も町社会福祉協議会への支援を継続して行うとともに、ボランティアやサークルのPRを広報や健診等で継続していきます。

1) 子育て支援センターの運営の充実

子育て広場の運営や、子育て家庭等の育児不安や悩みについての相談、地域の保育資源の情報提供など、地域全体で子育てを支援するセンター機能として運営の充実を図ります。

2) ファミリーサポートセンターのPRと支援会員の増員

ファミリーサポートセンターは、地域において育児の援助を行いたい人（支援会員）と援助を受けたい人（依頼会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織です。アドバイザーの仲介のもと、会員相互の育児援助活動を引き続き行います。活動内容は、小学校3年生までの幼児や児童を保育園や幼稚園、学童保育などで預けられない時間帯に、施設までの送迎等を実施します。支援会員を増員するとともに広報紙等を発行し、育児支援の充実につなげていきます。

3) 「のびっこくらぶ」の充実

のびっこくらぶは、1歳児の子どもをもつ母親を対象に、親の子育てに対する不安や悩みの解消を図り、ゆとりを持った子育てができるようにすることを目的として開催しています。

引き続き、のびっこくらぶの運営の充実を図ります。

4) ボランティアネットワークなどによる多様な保育環境の提供とPRの促進

地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域の子育て関連団体やボランティアの活動を促進するとともに、地域住民の子育てへの関心と理解を高めていきます。

5) 次世代育成支援行動計画の改定

次代を担う子どもが健やかに育成される社会を目的とし、平成17年に策定した「おおのびのび子育て 大井町次世代育成支援地域行動計画」の前期計画が平成21年度で期限を迎えます。そのため、町民のニーズ調査結果を踏まえた後期基本計画（平成22～26年度）を策定します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

子育て支援事業の推進には、民生委員児童委員、母子保健推進員、子育てアドバイザー、各ボランティアの協力は不可欠です。今後も継続してご協力いただけるようお願いします。

ファミリーサポートセンターの支援会員は町内在住が条件です。町民の中から一人でも多くの方が支援会員として登録されるよう、積極的なご参加をお願いします。

また、次世代育成支援行動計画を改定しますので、ご理解と参画をお願いします。

2-4-② 保育体制・内容の充実

低年齢児の入所需要に対応し、民間保育園との連携による保育体制・内容の充実を図ります。

また、大井保育園の保育内容を第三者機関に評価委託した結果を踏まえ、より良い保育園運営を目指します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 保育内容の充実				
2) 大井保育園の新たな保育サービスの創出				
3) 大井保育園の運営のあり方の検討				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
大井保育園の新たな保育サービスの創出	保育サービス年間利用延べ人数	人	475	510

○ 現状と課題

各職員を対象にした派遣、交流を引き続き行うことにより、保育園運営や日々の保育が活性化されてきています。

また、育児環境が大きく変化しているなか、告示された新保育所保育指針では、保育園の保護者へ支援を行うとともに、地域の子育て支援の役割を担うことがより明確にされています。保育園が保護者や地域の家庭から安心して頼られる保育の専門集団として更に認識され、地域にとって欠かせない存在となるためにも専門性を高めることが求められています。

1) 保育内容の充実

大井保育園において、町立幼稚園、他町の公立保育園との職員交流による研修を実施し、職員の意識啓発、資質の向上、保育内容の充実などを図ります。

2) 大井保育園の新たな保育サービスの創出

保護者とともに子どもを育てていく視点に立って、地域のニーズを把握しながら、入園している子どもの保護者への支援、地域における子育て支援等に関わる新たなサービスを創出していきます。

3) 大井保育園の運営のあり方の検討

第三者機関に委託した大井保育園の運営や保育内容の評価結果を踏まえ、新たな保育園を創造していく中で、保育園の質の向上に資する自己評価に取り組みます。

また、保育時間の延長などニーズに合った保育の実施や地域に開かれ地域とともに園づくりを進めていくための大井保育園のあり方について検討を進めます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

さらなる保育の充実のため、町民との交流をはじめ、地域の皆様のご理解と参画をお願いします。

2-4-③ 子どもの医療、手当制度の実施

安心して子どもを産み育てられる生活を支援するために、県の補助基準を考慮し、子どもの医療、手当制度の実施を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 小児医療費助成事業の推進				
2) 出産祝い金の支給				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
小児医療費助成事業の推進	申請人数（新規）	人	228*	240
	申請率（更新）	%	88*	90

* 平成20年度見込み値

○ 現状と課題

通院に対する助成年齢を、平成14年度は0歳から1歳児まで、平成15年度には2歳児まで、また平成18年度には4歳児まで、さらに平成20年10月には小学校就学前（満6歳に達した日以降の最初の3月末日）までの児童へと段階的に拡大してきました。

また、平成18年度から出産祝い金の支給を開始し、より一層の子育て支援の充実に取り組んでいます。

今後も、町の財政力を踏まえ、継続的かつ安定的な制度の実施を図っていきます。

1) 小児医療費助成事業の推進

0歳から小学校就学前（満6歳に達した日以降の最初の3月末日）までの乳児及び小児の通院に対して医療費助成を行います。また、0歳児から中学校卒業までの児童の入院に対して医療費助成を行っていきます。（ただし、1歳児から中学卒業までの児童が小児医療費助成を受けるためには児童手当特例給付に準じる所得制限があります。）

2) 出産祝い金の支給

次世代を担う児童の健全な成長を支援し、人口増加を図ることを目的に、出産の日まで6か月以上町内に住所を有する者で、2児を養育し、第3子以降の子を出産し、かつ、養育する者に出産祝い金を引き続き支給していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

制度のご理解をお願いするとともに、病気にかからない健康な体づくりについて、町民と町と一緒に考え、医療費の抑制につなげられるよう、ご協力をお願いします。

2-4-④ 虐待防止対策の充実

児童虐待の防止、早期発見・早期対応、被害児童の保護など児童虐待に総合的に対応するため、福祉関係者にとどまらず医療・保健・教育・警察、民生委員児童委員などの地域住民との連携・協力体制を整備強化します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 虐待の早期発見				
2) 要保護児童対策地域協議会の開催				
3) 個別ケース検討会議の実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
個別ケース検討会議の実施	延べ検討事例数	件	18	20

○ 現状と課題

子育ての不安解消・負担の軽減を図るとともに、各種事業、各団体からの情報提供など、虐待の早期発見と未然防止をより強化するとともに、ケースの早期対応の為に、十分な体制を整える必要があります。

要保護児童対策地域協議会の構成員である関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する関係者とともに適切な連携を行いながら児童虐待に対応しています。

1) 虐待の早期発見

育児の悩みについて相談する場を提供するとともに、乳幼児健康診査など様々な場を活用して、親のストレスや家庭での育児の現状を早期に把握し、親子の支援を展開できるよう努めます。

また、健康診査未受診者に対する対応の強化を図り、妊娠・出産の段階から相談支援体制を整え、早期発見・早期予防に努めます。

2) 要保護児童対策地域協議会の開催

要保護児童対策地域協議会は個別ケース会議、代表者会議、実務者会議の3層構造となっています。担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース会議）、構成員の代表者による会議（代表者会議）、実務担当者による会議（実務者会議）や研修を開催します。

3) 個別ケース検討会議の実施

要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議は、個別の要保護児童について、直接関わりを持つ担当者が集まり、対象児童に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催し、児童の状況把握や問題点の確認、支援の経過報告や新たな情報の共有、支援計画の検討等を行います。

○ 町民と町とのパートナーシップ

すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるようするためには、町の相談援助活動はいうまでもありませんが、学校、家庭、地域がともに取り組んでいくことが大切です。ご理解・ご協力をお願いします。

2-4-⑤ 放課後児童の支援

保護者の就労等により、放課後留守家庭になる小学校 1 年生から 3 年生の児童を対象に、指導員が放課後の一定の時間を預かります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 児童コミュニティクラブの充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度 実績	平成22年度 目標
児童コミュニティクラブの充実	入室希望に対する入室児童の割合	%	100	100

○ 現状と課題

近年の女性の就労形態の変化や、ひとり親家庭の増加などの社会情勢の変化により、児童コミュニティクラブへの入室希望者が年々増加しています。

それに対応するため、定員の増や場所の移転などを行ってきましたが、平成20年度、既存のクラブに加え、上大井小学校敷地内に「かみおい児童コミュニティクラブ」を設置し、町内全体で措置児童の定員の増を図りました。

「おいコミュニティクラブ」については老朽化しているため、順次、改修・整備を図る必要があります。

2つのクラブを中心に、より一層児童が健全に育ち、安全に過ごせる場所の確保が必要となっており、引き続き事業の充実に取り組んでいきます。

1) 児童コミュニティクラブの充実

保護者が就労等により放課後留守家庭となる町内の小学校1年生から3年生までの児童を対象に放課後から午後6時まで及び夏・冬・春休み等の平日も預かり、児童の健全な育成を図っています。

今後は保育ニーズの高まりに応え、開室日を増やします。

○ 町民と町とのパートナーシップ

現在、児童コミュニティクラブを町で運営していますが、今後は保護者会、ボランティア団体やNPO等がクラブ運営に参画することも望まれます。関係者のご理解とご協力をお願いします。

2-5 社会保障・勤労者福祉

国民健康保険事業や後期高齢者（老人保健）医療事業の適切な運営に努めるとともに、町民が自分の健康を維持増進する身近な運動として、ウォーキング等の推奨、普及を図ります。

また、勤労者へのきめ細かな支援を図ります。

【これから取り組む主な施策】

- 2-5-① 国民健康保険事業、後期高齢者（老人保健）医療事業の適切な運営
- 2-5-② 勤労者への支援
- 2-5-③ 町営住宅の適正な運営

2-5-① 国民健康保険事業、後期高齢者（老人保健）医療事業の適切な運営

保険税収納率の向上や保険負担のあり方の継続的な検討により、安定した国民健康保険事業の運営を推進するとともに、後期高齢者（老人保健）医療事業の適切な運営に努めます。

また、生活習慣病の予防と健康の保持増進のため、ウォーキング等の推奨、普及を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 保険税の適正な賦課と徴収の推進				
2) レセプト点検の充実				
3) 保健事業の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
保険税の適正な賦課と徴収の推進	現年分収納率	%	91*	92
	滞納繰越分収納率	%	18*	19
保健事業の推進	特定健診実施率	%	23*	40

* 平成20年度見込み値

○ 現状と課題

現在、長引く不況や景気低迷により国民健康保険加入者は増加していますが、それに比例するように、国民健康保険税の滞納者も増加しています。国民健康保険税の収入は伸び悩み、医療費は増加の一途を辿っていることから、保険税率の改正を実施せざるを得ない状況下にあります。そのような中、滞納整理はもとより、様々な方法で収納率の向上に努めていますが、今後は納付折衝と納付指導を徹底し、財産差押え等の滞納処分の強化が必要です。

また、医療費の適正化を推進するため、従来どおり、レセプト*点検を実施し、資格及び請求内容・点数を確認し、適正な受診を促進する必要があります。

さらに、最近言われているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は、日常生活を脅かす生活習慣病の原因の一つといわれ、医療費増加へも影響しています。健康を維持するため、生活習慣の改善を促します。

1) 保険税の適正な賦課と徴収の推進

収納率向上対策に向けた取り組みとして、①電話催告・個別訪問、②短期証・資格証の活用による納付折衝と納付指導、③長期及び高額滞納者の債権確保等の滞納処分の早期着手などを実施していきます。

2) レセプト点検の充実

レセプト点検員が、被保険者資格及び請求内容について縦覧点検等を実施し、過誤が明らかになった場合、その調整を審査機関に依頼し、医療費の適正化を図ります。

3) 保健事業の推進

現在、医療費は、年々増加の一途を辿っていますが、医療費を抑える手立ての一環として、次の事業を展開していきます。

- ①平成20年度から後期高齢者医療制度が始まったことに伴い、40歳から75歳未満の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を実施し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とその予備群の方を早期発見し、その人に合わせた特定保健指導を行い、生活習慣の改善を図ります。
- ②診療にかかった医療費総額を、受診世帯にお知らせし（年6回）、医療費の大切さを認識していただくとともに、健康に対する意識の高揚を図ります。
- ③1年間無診療だった世帯を表彰します。
- ④国民健康保険制度について、啓発パンフレットを配布し、周知します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

国民健康保険は皆さんからの保険税によって成り立っている制度です。保険税は皆様が安心して医療を受けるための国民健康保険を支える貴重な財源です。自分のため、みんなのために、保険税は必ず納期内に納めましょう。

また、医療機関の窓口で支払っているのは医療費の一部です。医療費の増加の一因にもなっている生活習慣病を予防し、健康を維持して、医療費の適正化に努めましょう。

2-5-② 勤労者への支援

勤労者の生活の安定を図るため、様々な融資制度による支援を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 勤労者住宅資金利子補給制度の運用				
2) 勤労者生活資金融資制度の運用				

○ 現状と課題

勤労者の生活の安定と意欲の向上を図るため、勤労者の住宅の取得及び一時的な生活資金の需要に対し、支援を行います。

1) 勤労者住宅資金利子補給制度の運用

勤労者の住宅資金に対し、500万円を限度に3年間の範囲で2%の利子補給を行い、住宅取得支援を行います。

2) 勤労者生活資金融資制度の運用

勤労者の一時的な資金需要に対し、100万円を限度に低利貸付を行い、勤労者の生活支援を行います。

○ 町民と町とのパートナーシップ

制度の周知に努めますので、町民の皆様が有効的に活用するようお願いします。

2-5-③ 町営住宅の適正な運営

町営住宅を適正に管理運営します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 町営住宅の適正な管理運営				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度 実績	平成22年度 目標
町営住宅の適正な管理運営	撤去が必要な住宅の撤去実施率	%	100	100
	募集に対する入居率	%	100	100

○ 現状と課題

主に低所得者層の住宅を確保するため、町営住宅の維持及び管理を行う必要があります。現在、河原地区22戸、山田地区7戸の住宅を管理していますが、良好な居住環境を維持するため、計画的な修繕が必要となります。

1) 町営住宅の適正な管理運営

河原地区22戸、山田地区7戸の町営住宅の維持管理を行っています。

また、良好な住環境を維持するために、住宅や設備の耐用年数等に配慮しながら修繕等を行うとともに、住宅使用料及び駐車場利用料について適正徴収に努めます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

町営住宅は、町民全体の財産です。入居者の方は、適正な居住を心がけるようお願いします。

第3節

生涯學習

第3節 生涯学習

第1項 学校教育

1-1 幼稚園教育

幼稚園教育振興計画に基づき、これからの幼稚園教育に対応した就園体制及び施設の整備を推進します。

【これから取り組む主な施策】

1-1-① 3年保育体制の整備

1-1-① 3年保育体制の整備

教員の充足や教育課程の見直しを図り、3年保育を基本とした保育体制を強化するとともに、幼稚園と小学校との連携を深め、小学校教育への円滑な移行を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 3年保育の充実				
2) 3年保育体制に対応した教育課程の見直し				
3) 幼児教育研修の実施				
4) 幼・小・中の連携による一貫した教育の充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
3年保育の充実	3年保育を受けた幼児数	人	110	125

○ 現状と課題

3年保育を希望する家庭が多く、今後の保育のあり方について幼稚園教育振興研究会で検討しています。

また、幼稚園教諭の研修の機会の増加、研修内容の充実も求められています。

幼稚園教育と小学校教育との円滑な移行のために、幼児と児童の交流の機会を設け、連携をより深めていく必要があります。

1) 3年保育の充実

地域からの強い要望や町の今後の幼児数の変動を鑑み、3年保育希望者を全員受け入れます。このことによる課題も予想されますが、幼稚園教育振興研究会を開催してその解決に取り組むとともに、保育の充実に努めます。

2) 3年保育体制に対応した教育課程の見直し

新幼稚園教育要領のもと、3～5歳児までの発達に応じた教育課程を見直し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに努めます。

3) 幼児教育研修の実施

3歳児保育や幼児教育に関する喫緊の課題研修、講演会、教員相互の保育参観などにより、幼児教育についての理解を深めるとともに、教員としての指導力の向上を図ります。

4) 幼・小・中の連携による一貫した教育の充実

幼稚園、小・中学校の連携をより密接なものにして、それぞれの円滑な移行に努めます。

また、町内の教職員で構成されている町教育研究会の活動がより充実するように支援をしていきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

家庭との連携を十分に図り、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるように努めます。

1-2 小・中学校教育

新しい学力観に基づきながら、子どもたちの生きる力を育むため、学校・家庭・地域との連携を図りつつ、国際化・情報化などの新しい時代に対応した教育内容の充実や豊かな心を育む教育環境の整備を推進します。

【これから取り組む主な施策】

1-2-① 教育体制の充実

1-2-② 情報教育の推進

1-2-③ 国際教育の推進

1-2-④ 特別支援教育の充実

1-2-⑤ 施設の整備

1-2-① 教育体制の充実

教育課程の充実を図るとともに、総合的な学習の時間などを利用して地域住民との交流を図るなど、地域との連携により、生きる力を育む教育体制を充実します。

また、いじめや不登校などの問題に対応する、教育相談体制の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 教育課程の充実				
2) 教科指導等における地域指導協力者の派遣				
3) 大井スクールカウンセリングの充実				
4) 適応指導教室の充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
大井スクールカウンセリングの充実	相談を受けた児童・生徒の割合	%	1.85	2.0

○ 現状と課題

学校2学期制^{*}の取り組みとして、学びの連続性を大切にするために、夏季休業中に各校でサマースクールを実施しています。学習が長期にわたるため、中学校の技能教科は広い視野から継続して学ぶことができます。

各校では地域の人々とのふれあいを目的として地域指導協力者を招き、教育の効果をあげています。今後は、より多くの地域指導協力者を開拓し、児童・生徒の地域理解を深めていくことが課題です。

また、不登校児童等のうち適応指導教室での指導により、学校へ復帰することができた児童・生徒も多くなり、着実に効果があがっています。通室生一人ひとりに適した学習プログラムを開発することが今後の課題です。

1) 教育課程の充実

学校2学期制の実施により、教育課程の充実を目指しています。そのために、授業時間数の確保に努め、基礎・基本の確実な定着を図っていきます。

また、学びの連続性を確保するという点から、長いスパンでの学習計画により、自己学習力の向上につなげていきます。

2) 教科指導等における地域指導協力者の派遣

「子どもは学校・家庭・地域社会で育つ」との視点に立ち、総合的な学習の時間やふれあい活動などの時間に、地域で活動する方を地域指導協力者として招いています。地域の方の持つ経験や特技、知識などを子どもとのふれあいの中で生かし、子どもの学習や健やかな成長の手助けをしています。

3) 大井スクールカウンセリングの充実

児童相談所判定課職員を月1・2回の割合（年間45回）で、町内の幼稚園、小・中学校や適応指導教室に派遣しています。就学や発達、家庭環境などに関する諸問題の解決に向けて援助・支援をいただいております、今後も相談活動の充実を目指していきます。

4) 適応指導教室の充実

適応指導教室では、不登校となっている児童・生徒を対象として、通室生一人ひとりに応じた指導を行っています。適応指導教室担当者と学校の関係者が不登校についての協議や情報交換を行い、不登校児童・生徒の早期発見・早期対応に努めるとともに、学校復帰を目指し支援活動に取り組んでいます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

学校での授業や各種行事に協力していただき、教育活動についてご理解をお願いします。学校などに出された意見や要望は前向きに捉え、教育活動の充実・改善に努めていきたいと考えています。

また、地域の力で子どもを育てるという視点から、多くの方に地域指導協力者として依頼し、学校教育活動をより活性化させていきたいと思っておりますので、併せてご協力をよろしくお願いします。

1-2-② 情報教育の推進

情報化社会に対応した児童・生徒を育成するため、情報教育の充実を図るとともに、情報化に対応した機器の導入を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 情報時代に対応した設備の充実				
2) 教職員のパソコン研修				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
教職員のパソコン研修	パソコンを活用した授業を実施する教員の割合	%	30	40

○ 現状と課題

各校で校内LAN（校内通信情報網）整備ができ、文書等の受信や発信を能率的に行うことができるようになりました。

また、パソコンを活用した授業も数多く展開されるようになりました。

職員の情報管理や情報処理能力の育成、児童・生徒の情報モラル等の指導が今後の課題です。

1) 情報時代に対応した設備の充実

情報化社会の中に生きる児童・生徒の情報有効活用能力を高めるため、各教科や総合的な学習の時間にインターネット等を積極的に利用していきます。

2) 教職員のパソコン研修

教職員がパソコンを活用した授業を展開する上で必要な知識・技術を習得するために、校内研修や外部講師を招いて研修会等を開催します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

情報モラルやパソコンを使用する際の約束事等について、家庭でも話し合いをしていたくようにご協力をお願いします。

1-2-③ 国際教育の推進

国際化時代に対応した児童・生徒を育成するため、国際教育を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 外国語に親しむ教育の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度 実績	平成22年度 目標
外国語に親しむ教育の推進	英語活動が好きな児童の割合	%	70	90

○ 現状と課題

平成8年から始まった外国語指導助手や日本人教師による国際教育は、児童・生徒から高い評価を受けており、授業形態もいろいろと工夫され、充実した学習が行われています。

新学習指導要領では、小学校5・6年生で外国語活動が必修となりました。学校での指導体制を検討し、コミュニケーション能力の素地を養うことを目指すとともに、外国の文化についても学習を深めていく必要があります。

1) 外国語に親しむ教育の推進

生の外国語の発音を聞いたり、コミュニケーション能力を育てたりする上で、外国語指導助手の存在は欠かせないため、小・中学校へ派遣します。学習指導法についても各校でこれから研究を深めていきます。

また、小・中学校での学習をより充実させるために、外国語指導助手の充実を検討していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

小学校の外国語活動、中学校の英語学習を充実させるための事業です。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

1-2-④ 特別支援教育の充実

障害に応じた適切な教育を推進するとともに、きめ細やかな就学相談の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 適正な就学相談				
2) 介助員派遣等による教育支援				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度 実績	平成22年度 目標
適正な就学相談	就学相談回数	回	25	30

○ 現状と課題

特別支援教育は、障害がある児童・生徒一人ひとりの将来の社会的自立や社会参加のために、生きる力を育むことを目的としています。その上で、一人ひとりのニーズに合わせた「最も必要かつ適切な教育の場」を各学校で配慮し、より充実させていく必要があります。

また、療育施設等関係機関との連携をより深めていくことが求められています。

1) 適正な就学相談

各小・中学校に特別支援学級が設置されています。児童・生徒一人ひとりの状況に応じた就学相談を、関係機関との連携を図りながら行っています。

2) 介助員派遣等による教育支援

介助を必要とする児童・生徒に対して介助員を派遣しています。お互いに理解を深め、ともに学び、ともに育つ温かい人間関係づくりに努めるとともに、学級担任との連携を深めています。支援に際し、児童・生徒一人ひとりの状況や発達段階、特性に応じた個別支援計画を作成し、子どもの自立を目指していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

障害がある児童・生徒が他の子どもたちと同様に生き生きと学校生活を送ることを目指した事業です。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

1-2-⑤ 施設の整備

老朽化、安全性の確保に対応した施設の整備・改修と適正な維持管理を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 施設の適正な管理				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度 実績	平成22年度 目標
施設の適正な管理	施設不備による事故件数	件	0	0

○ 現状と課題

各学校等の校舎は老朽化が進んでいるため、施設の定期的な修繕と管理による学習環境の改善を行う必要があります。

1) 施設の適正な管理

学習環境の改善を図り、教育施設の安全性を確保するために、改修工事を計画的に進めます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

工事中のご理解とご協力をお願いします。

第2項 社会教育

2-1 青少年の育成

社会の変化に主体的に対応できる資質と意欲を持ち、広い視野を持った国際化時代にふさわしい青少年を育成するために、学校・家庭・地域などとの連携を図りながら、広く町民の理解と協力を得て、青少年の健全育成施策を計画的・総合的に推進します。

【これから取り組む主な施策】

2-1-① 健全育成体制の充実

2-1-② 健全育成事業の推進

2-1-① 健全育成体制の充実

青少年の健全な育成を図るため、学校・家庭・地域が連携しながら、健全な環境づくり、非行防止活動の実施、地域教育力の向上などを推進するとともに、指導者の育成や団体活動の支援・充実に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 地域青少年指導者と学校の合同会議の開催				
2) 各種事業・大会への参加促進				
3) 社会教育リーダー研修会の開催				
4) ジュニアリーダーの育成				
5) 青少年育成会への支援				
6) 社会環境浄化活動の推進				
7) 広報「おい」による地域・家庭教育などの情報の提供				

○ 現状と課題

町内では様々な青少年の育成団体が積極的に活動しています。団体が相互に、また、学校との連携を図ることにより、地域教育力の向上を図る必要があります。

各団体では、様々な行事を開催しています。青少年が地域社会とふれあう有意義な機会ですので、団体への支援により、一層の充実に努めたいと考えます。

また、青少年の地域参加や奉仕活動を促進するため、青少年指導員協議会の指導を受けながら、ジュニアリーダーの育成を進める必要があります。

1) 地域青少年指導者と学校の合同会議の開催

地域青少年指導者と学校の合同会議を開催し、情報交換をとらして地域教育力の向上を図るとともに、青少年健全育成についての意見を出し合います。

2) 各種事業・大会への参加促進

町や青少年育成団体が開催する各種事業や大会に青少年の参加を促すことにより、地域社会でのふれあいを促進し、青少年健全育成を図ります。

3) 社会教育リーダー研修会の開催

青少年指導者の育成に努めるとともに青少年育成団体相互の連携を図るため、社会教育リーダー研修会を開催します。

4) ジュニアリーダーの育成

青少年指導員協議会と連携を図りながら、青少年を対象に地域参加や奉仕活動を通じて指導者としての知識・技術の向上を図り、町の次世代を担うリーダーの育成に努めます。

5) 青少年育成会への支援

青少年の非行防止や健全育成に努めるため、地域・家庭・学校と連携を図りながら、青少年の地域行事などへの参加を促し、地区青少年育成会へ助成や講師の紹介などの支援を行います。

6) 社会環境浄化活動の推進

青少年の非行防止と健全育成のため、青少年指導員協議会、学校、PTA、松田少年補導員連絡協議会の合同により春、夏、冬休み期間中に夜間パトロールを実施し、併せて有害図書類区分陳列調査やカラオケボックス・ゲームソフト販売店等での社会環境実態調査を実施し、青少年を取り巻く環境浄化に努めます。

7) 広報「おい」による地域・家庭教育などの情報の提供

青少年の非行防止と健全育成を図るため、広報「おい」に地域・家庭教育などの情報を提供します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

青少年の健全育成には地域の理解と協力が必要です。青少年指導者や育成団体の活動はボランティアにより成り立っています。一人でも多くの方に指導者としてご協力いただくほか、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

2-1-② 健全育成事業の推進

青少年の生きる力を育むため、地域資源などを活用した様々な学習機会の充実や、青少年団体活動の支援など、健全育成事業を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 野外体験事業の開催				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
野外体験事業の開催	募集に対する参加率	%	67	100

○ 現状と課題

主体性・協調性・他人を思いやる心を育て、青少年の生きる力を育むため、自然環境を体感し、集団活動を体験できる場が求められています。町では、小・中学生を対象に様々な野外体験事業を実施していますが、対象が小・中学生であり、野外活動ということもあって、実施日の設定が困難です。なお、保護者の参加を願う場合は、土日開催も念頭に置くなど、工夫を行っています。

1) 野外体験事業の開催

これまで、カヌー体験・リバートレッキング・ウッドクライミングなどをメニューとした「わくわく野外体験」、近隣市町との共催による「広域連携中学生交流洋上体験研修」、青少年指導員協議会と共催の「子どもキャンプ」と「ふれあいスキー」を実施しており、今後も継続していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

青少年の健全育成を図るための事業ですので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

2-2 学習機会の充実

町民誰もが生涯を通じていつでも気軽に楽しく自主的な学習ができるよう、学習活動への支援や学習基盤の整備を図り、新たな時代にふさわしい生涯学習社会の実現を推進します。

【これから取り組む主な施策】

2-2-① 学習機会の提供

2-2-② 自主的な学習の支援

2-2-③ 地域に根ざした学習環境づくり

2-2-① 学習機会の提供

生涯学習情報センターを中心としながら、様々なネットワークを構築し、子どもから高齢者まで誰もがいつでも学習できるよう、情報や場の提供を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 生涯学習情報センターの充実				
2) 県西地域や他市町との関連事業のネットワーク化				
3) 近隣市町の学習施設の相互利用や民間施設の活用				
4) 社会教育施設（中央公民館、そうわ会館）の効率的な運営				
5) 学習ニーズを把握するアンケートの実施				
6) こども読書活動の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成19年度実績	平成22年度目標
社会教育施設（中央公民館、そうわ会館）の効率的な運営	利用者数	人	81,759	88,000

○ 現状と課題

社会教育施設である中央公民館、そうわ会館については、町民の学習ニーズの把握を行い、学習機会の提供のほか適正な施設運営に努めます。また、生涯学習情報センターのあり方を検討するとともに、近隣市町との連携、民間施設の活用も視野に入れる必要があります。

町では、町民への学習機会提供のため「大井町生涯学習情報誌」を作成しており、毎年更新していますが、今後は、さらに町民の学習ニーズを把握し、タイムリーな情報を提供する必要があります。

1) 生涯学習情報センターの充実

中央公民館を生涯学習情報センターとして位置づけ、生涯学習情報を提供しています。その機能を充実させるため、「大井町生涯学習情報誌」の内容の充実を図り、学習情報の提供を総合的・効果的に図れるよう推進します。

2) 県西地域や他市町との関連事業のネットワーク化

引き続き、神奈川県生涯学習情報システム「P L A N E Tかながわ」に大井町の講座・催物などを情報提供するとともに、県西地域での生涯学習の研究・情報交換を実施します。

3) 近隣市町の学習施設の相互利用や民間施設の活用

生涯学習社会の中で学習活動に参加利用するため、近隣の市町との施設の相互利用や民間施設の活用を図り、学習機会の提供を推進します。

4) 社会教育施設（中央公民館、そうわ会館）の効率的な運営

学習ニーズを的確に捉え、町民誰もが生涯を通じて気軽に楽しく利用できるよう施設の整備・充実を図り、施設の適正な運営を推進します。

特に、中央公民館においては、施設の老朽化に対応する改修工事を行います。

また、図書館については、図書館システムにより、利用者の利便性の向上、読書奨励の推進を図ります。

5) 学習ニーズを把握するアンケートの実施

町民の学習ニーズを把握するため、各種講座・事業の終了時に参加者にアンケート（開催日・場所・内容・満足度等）を実施しています。その結果は翌年度以降の講座・事業に反映していきます。

6) 子ども読書活動の推進

平成19年度に作成した「大井町子ども読書活動推進計画」に基づき事業を推進します。

子どもと本との出会いを大切に、家庭や地域、各園や学校、社会教育関係団体等との連携をもって事業に取り組みます。

特に、子どもが読書に親しむための環境づくりとして、学校貸出文庫、小学校へのおはなし会を実施していきます。また、子どもの読書活動に関する理解と関心を深めるように図書館ホームページ内に子ども読書活動のページを掲載していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

町民誰もがいつでも自主的に学習ができるよう施設の充実に努めます。町民の方の利用及び協力をお願いします。

2-2-② 自主的な学習の支援

町民の多様なニーズを踏まえながら、町民による自主的な講座・教室の開催を支援・促進するとともに、各種団体の連携の強化や団体リーダーの育成、学習相談体制の強化など、活発な学習活動を支援します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 町民のニーズに合った講座の開催				
2) 町民による講座・教室の開催				
3) 各種ボランティア養成講座の開催				
4) 各種団体のリーダーを対象にした研修会の開催				
5) 各種団体の連携の強化				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
町民のニーズに合った講座の開催	町民の各種事業への参加率	%	8.8	9
	募集に対する参加率	%	99.6	100
各種団体のリーダーを対象にした研修会の開催	募集に対する参加率	%	79	100
	参考となったアンケートに回答した割合	%	82	100

○ 現状と課題

町民のニーズに沿った事業展開を行うため、アンケート調査、職員の研修などの必要があります。その結果を踏まえ、今後は、事業の見直しや統合などを行うとともに、今日的な課題を町民に提供していく必要もあります。

また、文化団体連絡協議会所属の文化団体が行う自主的な講座・教室への支援を行っていますが、今後も支援を継続していく必要があります。

各種ボランティア養成講座については、近隣市町との共同開催、団塊の世代の方のボランティア参加のための講座の開催などが必要と考えています。

各種団体のリーダーに対しては、「社会教育リーダー研修会」と「レクリエーション指導者研修会」を実施しており、今後、さらにその充実を図っていきます。

1) 町民のニーズに合った講座の開催

アンケート調査等により講座内容の良し悪しや、今後望んでいる講座等を把握するとともに、職員研修による資質の向上を図り、町民のニーズにあった講座を開催します。

2) 町民による講座・教室の開催

文化団体連絡協議会を支援し、自主的に講座等を開催していただくとともに、出前講座などにより地域での自主的な講座・教室などを支援します。

3) 各種ボランティア養成講座の開催

町社会福祉協議会では、災害ボランティア講座、手話入門講座などボランティアを養成する講座を開催するとともに、既存ボランティアグループの支援のための研修会を実施します。

4) 各種団体のリーダーを対象にした研修会の開催

指導者としての資質の向上を図り、円滑な団体活動の推進や地域の学習活動推進のためのリーダー的役割を果たす人材を育成することを目的に「社会教育リーダー研修会」(講義)と「レクリエーション指導者研修会」(実技)を開催します。

5) 各種団体の連携の強化

町子ども会育成者連絡協議会・町PTA連絡協議会、町文化団体連絡協議会などの社会教育団体へ補助を行うなど、団体活動が円滑に運営でき、活発な団体となるように支援します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

多くの町民に講座や教室に参加していただくようお願いします。

また、文化団体連絡協議会には自主的に講座を開催し、積極的に取り組んでいただくようお願いします。

2-2-③ 地域に根ざした学習環境づくり

地域の良さを学び、地域への誇りを醸成する機会や場の充実など、地域に根ざした学習の環境づくりを推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 大井町を学習対象とした学習プログラムの実施				
2) 地域のニーズに即した出前講座の実施				
3) 高齢者の豊かな生活体験と優れた技能を生かした世代間交流事業の実施				
4) 地域におけるボランティア活動の展開				
5) 自然観察・農業体験など、自然や水辺とふれあうイベントの開催				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
大井町を学習対象とした学習プログラムの実施	募集定員を上回った講座割合	%	40	100
	参加して良かったとアンケートに回答した割合	%	93	100

○ 現状と課題

平成17年度から開始した「おいおい課外塾」への関心は高くなっています。今後の課題は、講師の選出、学校との連携です。町の各方面から講師の情報を得るとともに、学校との連携を密にしていく必要があります。

町の行政を町民に理解していただくため、出前講座を行っており、学校や自治会などから講座の依頼があります。今後はさらなる充実を目指します。

また、自治会館等を拠点として世代間交流事業が行われています。今後、豊かな生活体験と優れた技能を有した高齢者の協力を求め、交流を活性化していく必要があります。

さらに、自然や水辺とふれあう機会の充実も考えます。

1) 大井町を学習対象とした学習プログラムの実施

大井町をフィールドにした様々な学習機会を提供することをとおして、郷土に関心を持ち、大切にしようとする心情を育むことを目的に「おいおい課外塾」を開催しています。対象は青少年から大人までとなっていますが、特に小学生の学習や夏休みの自由研究の手助けになるように実施します。

2) 地域のニーズに即した出前講座の実施

行政の仕事を町民の皆様にご理解いただき、より充実した行政サービスを提供するため、町民の依頼により、自治会等へ出前講座を行っています。講師は町職員が行い、行政での取り組みや内容を説明します。町民に理解や関心を高めてもらうため、毎年、講座内容を振り返り、充実に努めます。

3) 高齢者の豊かな生活体験と優れた技能を生かした世代間交流事業の実施

地域での高齢者と子どもとの世代間交流ができる環境づくりを目的に、公民館や地域の自治会館等を拠点として活動する事業です。豊かな生活体験と優れた技能を有した高齢者などの協力を求め、子どもたちへの伝承をとおして世代間の交流を活性化します。

4) 地域におけるボランティア活動の展開

地域の学習交流を推進し、地域社会の連帯感の回復を図るため、地域におけるボランティア活動や地域で活動する各種団体に対する一層の支援に努め、町民が社会参加や地域活動に自発的に取り組むことができる環境づくりに努めます。

5) 自然観察・農業体験など、自然や水辺とふれあうイベントの開催

自然とふれあい、郷土大井をもっと知っていただくために、「おいおい課外塾」で虫や鳥などの観察会を実施しています。また、町で収穫した旬の食材を生かしたものを味わうなど地元の自然を生かし、見直す機会としています。さらに、炭焼きや椎茸のこま打ちなどの農業体験も積極的に行います。

○ 町民と町とのパートナーシップ

おいおい課外塾、世代間交流事業については、町民の方を講師に招き実施します。町民の皆様のご協力をよろしくお願いします。

2-3 文化財の保護と活用

新しい文化の創造や郷土への思いを高めていくため、文化財の適正な保護と管理体制を整え、生涯学習等への活用を推進します。

【これから取り組む主な施策】

2-3-① 文化財の保護

2-3-② 文化財の活用

2-3-① 文化財の保護

文化財を適正に保護し管理する体制づくりを推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 文化財保護委員による適正な保護方法の検討				
2) 指定文化財に対する維持管理費の助成				

○ 現状と課題

町指定文化財の維持管理については文化財の所有者に管理をしていただいておりますが、一部の文化財では老朽化が進んでいるものもあります。適正な保護方法や指定のあり方について文化財保護委員会で検討することが必要です。

1) 文化財保護委員による適正な保護方法の検討

町指定文化財について適正な管理が行われているか把握し、継続的に保護方法を検討していきます。

2) 指定文化財に対する維持管理費の助成

文化財の日常的な維持管理に携わる管理者に、文化財保護意識の高揚と活用の向上を図るため、助成金を支給します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

文化財の保護の重要性を認識していただくようお願いします。

2-3-② 文化財の活用

町民が身近に文化財に親しめ、郷土を学び、誇りを醸成するような環境づくりを推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 文化財保護委員による文化財の活用方法の検討				
2) 文化財の啓発				

○ 現状と課題

郷土の文化財について理解を深めていただくため、文化財保護委員会で文化財の活用方法を検討し、町民へ啓発する必要があります。また、文化財を巡る講座の開催や文化財の展示会を開催するなど、広く町民に文化財について学ぶ機会を提供する必要があります。

1) 文化財保護委員による文化財の活用方法の検討

文化財保護委員会を開催し、文化財の活用方法について検討していきます。

2) 文化財の啓発

町内の文化財を巡る講座や文化財の展示会を開催するなど、町民に文化財について学ぶ機会を提供します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

文化財は私たちにとっても貴重な財産であり、未来の人にも伝えていくことが大切です。折々の機会に文化財を見学していただき、文化財の重要性についてご理解をお願いします。

2-4 生涯スポーツ

町民一人ひとりが体力・年齢に応じた適切なスポーツ・レクリエーション活動に参加することができるよう、スポーツ・レクリエーション拠点の整備や各種スポーツ大会の開催、指導者・団体の育成、推進体制の強化等を推進します。

【これから取り組む主な施策】

2-4-① 生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実

2-4-② スポーツ施設の有効活用

2-4-① 生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実

町民ニーズを踏まえながら、誰でも気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの環境づくりを推進します。

また、競技力の向上を目指し、各種大会への積極的な参加や、新しいスポーツクラブの創設など地域に根ざしたスポーツ環境の形成に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 各種スポーツ大会の開催				
2) 各種スポーツ教室の開催				
3) スポーツ指導者講習会の開催				
4) 各種スポーツ団体の育成				
5) 各種スポーツ大会への参加促進				
6) パークゴルフ場の施設整備の可能性の検討				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成19年度実績	平成22年度目標
各種スポーツ大会の開催	参加者数	人	4,928	5,200

○ 現状と課題

各種スポーツ大会を実施していますが、出場者や種目の固定化傾向がみられることが課題となっています。また、各種大会の体育協会による自主運営化について、体育協会と連携を図り推進していきます。

各種スポーツ教室についても同様で、実施種目の固定化傾向がみられることなどが課題となっています。また、ニュースポーツは、種目が地域に定着しないなどの課題があります。今後は町民のニーズを十分把握し、種目を検討します。

このほか、各種競技者の把握拡大に努め、神奈川県総合体育大会等各種大会への参加種目を増やしていくことが課題です。

また、軽スポーツ施設検討委員会から答申を受けたパークゴルフ場施設について、施設整備の可能性について検討が必要です。

1) 各種スポーツ大会の開催

現在の実施種目はソフトボール（春・秋）・歩け歩け・軟式野球・卓球・ソフトバレーボール・バレーボール・フットサル・バドミントン・バスケットボール・健康マラソン及び町民体育大会であり、今後も地域に根ざしたスポーツ環境の形成を目的に各種スポーツ大会を開催します。

2) 各種スポーツ教室の開催

現在の実施教室は、水泳教室・硬式テニス教室・ティーボール教室・卓球教室・陸上教室・ニュースポーツ教室であり、今後も参加者の健康増進、地域交流の場の提供、スポーツ競技者人口の拡大を目的として、初心者を対象に各種教室を開催します。

3) スポーツ指導者講習会の開催

誰もが参加できるスポーツ・レクリエーション種目の指導者育成を目的に、ニュースポーツ指導者講習会を年1回実施します。指導者の育成により、出前講座やニュースポーツ教室等で町民の方にスポーツをする機会を提供することが可能となります。

4) 各種スポーツ団体の育成

各種スポーツ団体の育成を目指して「大井町体育協会」に支援をするとともに、各種スポーツ教室からスポーツ団体への設立に対し協力します。

また、既存のスポーツ団体に対しては、各種スポーツ施設の利用しやすい環境づくりに努めます。

5) 各種スポーツ大会への参加促進

本町選手の育成、強化及び他市町村との親睦を図るため、神奈川県総合体育大会・市町村対抗かながわ駅伝競走大会・足柄上郡総合体育大会・足柄上地区一周駅伝競走大会などへの参加促進を行います。

6) パークゴルフ場の施設整備の可能性の検討

町民のニーズが高く、幅広い年齢層の方が楽しめるパークゴルフ場の施設整備の可能性について検討を行います。

○ 町民と町とのパートナーシップ

各種スポーツ大会・教室に積極的な参加をお願いします。

また、体育協会には、町スポーツ振興についてリーダーシップをとっていただくとともに、選手育成、強化に努めるようお願いいたします。

2-4-② スポーツ施設の有効活用

スポーツ施設を多くの町民が有効かつ効率的に利用し、町民の健康づくりへ活かせるよう、各スポーツ施設の適切な維持管理を推進するとともに、学校体育施設の開放を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 総合体育館、山田総合グラウンドの適正な管理運営				
2) 学校体育施設の開放				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成19年度実績	平成22年度目標
総合体育館、山田総合グラウンドの適正な管理運営	利用者数	人	116,425	118,000

○ 現状と課題

総合体育館、山田総合グラウンドについては、適正な運営が行われるよう努めています。両施設の経年劣化が進んでいるため、施設管理体制の強化を図るとともに、今後、修繕が必要となる箇所が増えることが予想されますので、適正な工事執行に努めます。学校施設については、すべての小・中学校で体育館やグラウンドの開放等を行っています。

1) 総合体育館、山田総合グラウンドの適正な管理運営

町民のスポーツ活動の拠点である両施設の運営にあたっては、適正な管理委託業者等の選定、効率的な備品の購入や修繕、光熱水費等の経費節減を図ります。また、山田総合グラウンド多目的グラウンドにおける実施可能競技について、拡大する方向で検討します。

2) 学校体育施設の開放

町民の健康増進、スポーツ施設の提供、スポーツを通じた住民交流の機会の提供を目的に、4校の学校体育館とそのグラウンド、1校のテニスコート、3校のプールを開放しています。これらの施設の運営にあたっては、効率的な備品の購入や修繕、光熱費等の経費節減を図ります。

○ 町民と町とのパートナーシップ

適正な申請手続や利用等にご協力をお願いします。

第4節

産業

第4節 産業

第1項 農業

豊かな自然や恵み多き田園環境を保全しながら、おいしく安全で新鮮な農産物を供給するため、農業基盤の整備とともに、環境保全型農業を推進します。また、新たな農村文化の育成を図り、楽しい農業や誇りある農村生活につなげていきます。

【これから取り組む主な施策】

- 1－① 農業環境の保全と整備
- 1－② 安全な農産物の生産
- 1－③ 都市と農村交流による農業の活性化

1－① 農業環境の保全と整備

農村振興基本計画に基づき、地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、雨水排水施設などの都市基盤整備とあわせた農業用道水路など農業生産基盤の整備を推進します。

また、担い手の支援対策や遊休農地解消対策などを推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 農業用道路及び水路の整備・改良				
2) ほ場整備の推進				
3) 農地流動化の促進				
4) 認定農業者制度の活用促進				
5) 中山間地域等直接支払制度の活用				
6) グリーンツーリズムの推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
グリーンツーリズムの推進	農業者等に支払われる金額	千円	5,106	6,000

○ 現状と課題

農業従事者の高齢化と減少に伴い、農地の維持管理が大きな問題となっています。

また、ほ場の区画が不整形であったり、用排水路が十分に整備されていないこと、耕作道に接していないなどの理由により、遊休農地が増加しており、農業者の高齢化や後継者不足がこのことをより一層加速化しています。

山田地区において、ほ場整備事業を計画しておりますが、総事業費の見直しにより国庫補助対象事業に必要な費用対効果が望めないため、事業実施について関係者と協議の上、進めていく必要があります。

農地荒廃化に対応するため、地域の担い手に農地を集約し、地域農業を活性化する必要に迫られています。

また、耕作機械の大型化に伴い、農道の拡幅などの整備が急務となっています。

1) 農業用道路及び水路の整備・改良

耕作機械の大型化などに対応した農道の拡幅など、今後も継続して農業用道水路の整備に取り組んでいきます。

2) ほ場整備の推進

山田地区において農地の区画整理や用排水路・耕作道の整備を行うほ場整備事業を関係者と協議の上、進めていきます。

3) 農地流動化の促進

農地の荒廃を防ぐためには、意欲のある農業者に耕作地を集約することがひとつの対策となります。農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等で、農地の貸し借りを促進し、農業経営を拡大したい農家や認定農業者を核とする担い手への農地の集約を促進していきます。

4) 認定農業者制度の活用促進

地域の担い手として位置づけられている認定農業者に対し、経営相談・指導や低金利の政策資金の斡旋、農地の利用集積の促進等の支援を行い、地域農業の活性化を図ります。

5) 中山間地域等直接支払制度の活用

この制度は、集落単位での草刈作業や花の植栽などの共同取組作業に対して助成が行われる制度です。この制度を活用し、篠窪・柳・高尾・赤田の4地区において耕作放棄地の解消、道水路の保安全管理などを行っていきます。

6) グリーンツーリズムの推進

現在、都市部の小・中学生を受け入れて、田んぼ教室や畑教室を行っています。また、みかんの木のオーナー制や里山ふれあい祭などで、農産物の収穫体験を行っています。これをさらに進め、いこいの里・相和推進プロジェクトの中で位置づけられている体験農園の推進を行っています。

○ 町民と町とのパートナーシップ

農地の荒廃を防ぎ、地域農業を活性化させるために、意欲のある農業者の方には認定農業者になっていただき、農業への取り組みをお願いします。

また、町民の皆様には、都市部の小・中学生の受け入れやみかんの木のオーナー制・里山ふれあい祭に積極的に参加し、農業の大切さを実感していただくようお願いします。

1-② 安全な農産物の生産

食の安全への意識の高まりを踏まえ、環境にやさしい農業による安全な農産物の生産を推進します。
また、生産・流通・販売の一貫した体制づくりや農産物のブランド化による販売力の向上を支援するほか、地産地消を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 環境にやさしい農業の推進				
2) 菜の花米の生産奨励及びブランド化				
3) 農産物品評会の実施				
4) 地産地消の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
農産物品評会の実施	農産物品評会出品数	点	412	380
地産地消の推進	町内農業粗生産額	万円	56,000*	57,000

* 平成18年度実績

○ 現状と課題

食の安全志向に対応するため、環境への負荷を軽減し、より安全な農産物の生産に配慮した農業への移行を目指し、関係機関と協力して講習会などを実施してきました。今後も、より安全な農産物の生産を進めるため、環境に配慮した農業技術の普及に取り組む必要があります。

また、金手地区では、水田裏作に景観作物として菜の花を栽培しており、この水田から取れる米を「菜の花米」として、試験販売をしています。今後は、この「菜の花米」をブランド米として確立することが課題となります。

1) 環境にやさしい農業の推進

消費者の食への安全意識が高まる中、環境への負荷を軽減し、より安全な農産物の生産に配慮した農業への移行を目指し、減農薬、減化学肥料等、環境にやさしい農業技術の普及に、関係機関と連携して取り組んでいきます。また、農薬散布の際の飛散防止等の注意喚起も行っています。

2) 菜の花米の生産奨励及びブランド化

菜の花を栽培した水田から取れる米を、ブランド米「菜の花米」として特色ある米作りを目指して取り組んでいきます。

3) 農産物品評会の実施

農産物品評会は、産業まつりの一環として行われる催しで、大井町の農産物を一堂に集め、その魅力を地域の皆さんに紹介し、より一層の消費拡大につなげていくものです。これによって、技術の改良・発展、農林畜産業の振興及び生産者の生産意欲の高揚を図ることを目的としています。

4) 地産地消の推進

地元でできた農産物を地元の消費者に提供できるよう、直売所での販売を推進していきます。特に、産業まつり農産物品評会を介し、広く地場産農産物を紹介します。また、学校給食への食材の提供を促進します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

安全な農産物の生産のため、生産者の方にご協力をお願いします。また、町民の皆様には、各種イベント等を通じ直売所の案内チラシを配布させていただきますので、ご利用ください。

1-③ 都市と農村交流による農業の活性化

都市部と農村部の住民が、農業をととした様々な交流を図ることにより、農業の活性化を推進します。

また、交流の基本的な資源となる様々な農村文化資源や里山などの農村の原風景・景観を保全し、その活用を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 各種イベントを活用した農村交流事業の実施				
2) 「おいゆめの里」の活用				
3) 「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の活用				
4) グリーンツーリズムの推進（再掲）				
5) 直売所の充実				
6) グリーンツーリズム推進組織の立ち上げ				

○ 現状と課題

産業まつりや里山ふれあい祭等のイベントでの直売や、都市部の小・中学生を中心とした農業体験を実施することにより、顔の見える農業を実践しています。今後は、「いこいの里・相和」推進プロジェクトや「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」事業などを活用して、丘陵部と平坦部での、都市部と農村部の交流人口の拡大を図っていく必要があります。

また、直売所の生産農家の高齢化により、売上げが減少しており、「おいゆめの里」の計画と連携した直売所の充実が必要となっています。

1) 各種イベントを活用した農村交流事業の実施

各種イベントで農産物の直売や各種農業体験事業を行うことで、農家と消費者とが、顔の見える関係を築くことができます。

また、自ら植えつけや収穫をすることにより、農業の重要性や食の大切さを学ぶことができます。このような取り組みを通じて、安全で安心な農産物への理解を深めていただき、販路拡大や農業の活性化につなげていきます。

2) 「おいゆめの里」の活用

いこいの里・相和の中心的施設として建設が進められる「おいゆめの里」の活用を図り、農業体験実施による都市住民との交流を進めるとともに、直売所の充実を行い、地域農業の活性化・振興を図ります。

3) 「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の活用

酒匂川周辺は、優良な田園景観が残されている地域です。この地域で整備が行われる「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」を活用し、菜の花米の栽培、水路等の整備、菜の花まつりなどのイベントの実施を通じて、地域農業の活性化と、農産物の販路拡大を推進します。

4) グリーンツーリズムの推進（再掲：134ページ参照）

5) 直売所の充実

消費者のニーズに即応した新鮮で安全な農産物を今後も提供します。また、イベント等へ積極的に出向き、即売をととして直売所をアピールしていきます。さらに、直売所独自のイベントなどにより集客を図るとともに、安全で安心な農産物の販路拡大を図ります。

6) グリーンツーリズム推進組織の立ち上げ

近年、都市部の学校をはじめ、一般消費者の農業体験のニーズが高まっています。

そこで、町のPRや農産物の販路拡大等を目指し、多くの消費者に大井町で農業体験をしていただくために、農業者の方々を中心とした農業体験受け入れ組織の立ち上げを推進します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

農業活性化のためには、生産者の方の協力が必要です。また、町民の皆様には、地域で生産された農産物を扱う直売所を積極的にご利用くださるようお願いします。

第2項 商業・工業

商業については、関係機関と連携を図りながら、地元商店をはじめとした商業施設の経営改善や活性化を促進し、生活利便が高くより地域に密着した商業の振興を目指すとともに、市街地整備と連動した商業地の形成の研究を進めていきます。

工業については、周辺環境に配慮した特色ある工業の育成を推進します。

【これから取り組む主な施策】

- 2-① 独自の商業サービスの提供
- 2-② ふれあいと交流による活力の創造
- 2-③ 優良企業の立地誘導
- 2-④ 地域社会との交流・貢献の促進

2-① 独自の商業サービスの提供

地域に密着し町民の視点に立った身近な商業サービスの提供のため、様々な事業の展開や地域商業を支える関連団体へ支援を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) ひょうたんカードの販売促進事業				
2) 町の特色を打ち出した特産品のPR				
3) 商工振興会への支援				

○ 現状と課題

ひょうたんカードの売上は減少傾向にあり、カードの売上増加につながる事業を支援していきます。さらには加盟店の増強に努める必要があります。

平成19年に足柄上商工会が国の補助を受け、大井町商工振興会が実施主体となり、全国展開プロジェクトである「特産品」の開発に取り組みました。この研究・開発において、町内の業者により、ひょうたん饅頭やひょうたんあんぱんなどの新たな特産品が生まれています。今後はこの「特産品」を町内外へ広く周知するとともに、販売ルートの拡大が必要です。

また、商工振興会は、ひょうたん祭などの地域振興事業などを通じ、地域に根ざした総合経済団体として、地域社会の期待に応えています。更なる会員増強などにより組織の強化を図る必要があります。

1) ひょうたんカードの販売促進事業

商工振興会のひょうたんカード事業を支援し、カードの販売促進により地元商店の活性化を図ります。

2) 町の特色を打ち出した特産品のPR

町のシンボルであるひょうたんにちなんだ特産品が開発され、生産・販売を行っています。これら「特産品」の周知・普及のためイベント等様々な機会を捉え情報発信を行います。

3) 商工振興会への支援

商工振興会は、ひょうたん祭などのまちづくり事業などを通じ、地域に根ざした総合経済団体として、地域社会の期待に応えています。商工振興会に支援を行い、商工振興会の実施する様々な事業をバックアップし、町内の商・工業の振興を支援します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

町民の皆様には、地域経済活性化のため、ひょうたんカードの積極的なご利用をお願いします。また、商工振興会の皆様の積極的なPR活動、活発な事業活動をお願いします。

2-② ふれあいと交流による活力の創造

様々な集客イベントによるふれあい・交流や各種団体の参画・連携による取り組みをとおして、産業の活性化を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 商工振興会への支援（再掲）				
2) 「産業まつり」の開催				
3) 商工振興会育成団体への支援				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
「産業まつり」の開催	来場者数	人	13,000	15,000

○ 現状と課題

産業まつりをはじめとする様々なイベントは、各種団体の協力により毎年開催されていますが、更なる集客を図るため、イベント内容の充実を図っていく必要があります。

また、商工振興会は会員増強などにより活性化を図っていく必要があります。

1) 商工振興会への支援（再掲：139ページ参照）

2) 「産業まつり」の開催

産業の活性化と地域振興を目的に、町内の農業・商業・工業・サービス業など各分野の事業者が一堂に会する「産業まつり」を毎年開催していきます。

3) 商工振興会育成団体への支援

町内の商・工業の振興のため、商工振興会に対し支援を行い、商工振興会の行う、各種活動を支えています。

○ 町民と町とのパートナーシップ

ひょうたん祭や産業まつりをはじめとした各種イベントの成功のために、参加各種団体の皆様の積極的な取り組みをお願いします。

また、商工振興会の皆様の積極的な取り組みをお願いします。

2-③ 優良企業の立地誘導

住民ニーズや先端産業の誘致によるイメージアップ効果を踏まえ、景観や環境に配慮した優良企業の立地誘導を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 企業誘致に向けた検討・取り組み				

○ 現状と課題

これまで、町では特別な企業の立地誘導策は行ってきませんでした。しかしながら、町内企業の移転に伴う対策及び跡地の利用も早急な課題となり、安定的な財政運営、町民の雇用の確保などの観点からも、企業の誘致に向けた検討を行う必要があります。関係部署間で連携を図り、本町の工業のあり方や方向性を検討し、本町固有の環境や景観に配慮した計画的な産業誘致を図る必要があります。

1) 企業誘致に向けた検討・取り組み

住民ニーズや先端技術産業の誘致によるイメージアップ効果を踏まえ、県の関係部局等と連携を密にし、景観や環境に配慮した優良企業の立地誘導について、検討を行います。

○ 町民と町とのパートナーシップ

優良企業の誘致には、地権者をはじめ、地域住民の理解が必要となります。皆様のご協力をお願いします。

2-④ 地域社会との交流・貢献の促進

地域のイベント等へ積極的な参加など、地域社会に密着し、地元住民と積極的に交流し貢献する企業の育成を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 地域との交流・貢献に向けた企業との情報交換の推進				

○ 現状と課題

町内の中小の事業者に関しては、商工振興会に加入し、町との連携もありますが、大手の事業者については、特別な組織はありません。町では、年に1回、町内の主だった企業を招き「企業懇話会」を開催し、まちづくり等の情報提供や意見交換などを行っています。今後は、地域住民のひとりとしてまちづくりにも参加していただけるよう、企業懇話会のさらなる充実と、連携の強化を図っていく必要があります。

1) 地域との交流・貢献に向けた企業との情報交換の推進

地域社会に密着し、地元住民と積極的に交流し貢献する企業の育成を推進するため、企業懇話会の開催を始めとして、情報交換・連携の推進を図ります。

○ 町民と町とのパートナーシップ

町民の皆様も地元企業との交流に積極的に取り組んでくださるようご協力をお願いします。

第3項 観光

広域交通網の整備に対応した観光資源の開発整備を促進するとともに、観光客受け入れ体制の充実に努め、町民からも親しまれる広域観光・レクリエーション地としての整備を推進します。

【これから取り組む主な施策】

3－① 観光の場と仕組みづくり

3－② 地域活力の創造

3－① 観光の場と仕組みづくり

観光の振興を図るため、自然や歴史・風土などの地域資源を活用した観光拠点や周辺市町と連携した観光ネットワークの整備を推進します。

また、各種団体の育成や連携の強化を図りながら、様々な情報やイベントを総合的にプロデュースする体制づくりを推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 「おいゆめの里」の整備				
2) 「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の活用				
3) 広域的なハイキングコースの整備				
4) 既存ハイキングコースの整備・充実				
5) 観光情報の整理・提供				

○ 現状と課題

「おいゆめの里」の計画区域は、平成17年度のボランティアによる“花木園2”の整備を皮切りに、毎年、間伐や花木園整備等を実施していますが、約19haの計画区域にはまだまだ荒廃しつつある山林が散在しています。

今後もボランティアの方々のご協力のもと、手入れを行ってまいります。整備後の良好な景観を維持していくための、管理の体制づくりを行う必要があります。

また、現在、1市3町広域行政推進協議会(大井町、秦野市・中井町・松田町)に「ハイキングコース広域化専門部会」を設置し、既存ハイキングコースを含め、広域ハイキングコースの整備計画を立て、観光ネットワーク形成の研究・調整を行っています。

このほか、町の観光情報を整理するとともに、積極的に町内外に向けて発信する仕組みづくりをする必要があります。

1) 「おいゆめの里」の整備

相和地域の活性化の中心的施設として位置付け、現況の自然環境を活かしながら、荒廃しつつある山林を管理・保全し、里山風景を復元し、町民の憩いの場や都市住民と地域住民との交流の場、地域農業の振興を図る施設としての整備を推進します。

基本計画、基本設計に基づき花木園や森林レクリエーション施設を整備し、多くの方に里山自然環境や花木に親しんでいただき、交流をとおして町全体が活性化することを整備方針とします。

2) 「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」の活用

ひょうたん池周辺の農地を活用した「菜の花まつり」等を継続し集客を図ります。

また、地域資源である関東の富士見 100 景に選定された「富士の眺望」や「二宮尊徳ゆかりの松並木」などを広く PR します。

3) 広域的なハイキングコースの整備

秦野市、中井町、松田町と連携し、新たに検討した広域ハイキングコースのガイドマップを作成するとともに、コース内に 4 市町で統一した道標の設置を進めます。

4) 既存ハイキングコースの整備・充実

既存のハイキングコースについて、整備・充実を図るとともに町全コース内の維持管理に努めます。

5) 観光情報の整理・提供

観光に関する様々な情報やイベントを総合的にプロデュースし、ホームページ等により対外的に積極的に発信していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

「おおいゆめの里」は、町民の理解や協力のもと推進していく事業であり、身近な存在としてあまり意識していない里山の重要性を理解していただき、森林保全ボランティアの協力を得ながら官民一体となった整備を進めていきたいと考えています。

また、恵まれた景観を維持するために、美化活動が必要です。町民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

3-② 地域活力の創造

様々なイベントの開催により都市住民をはじめとした様々な交流や、情報発信・町のPRを行うことにより、地域活力の創造を図ります。

また、地域に根付いた農業体験ツアーの実施などにより、町民の地域産業への理解を深め、郷土愛の増進に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 「大井よさこいひょうたん祭」への支援				
2) 様々なイベントの実施				
3) 各種体験プログラムの実施 (農業体験・加工体験など)				
4) グリーンツーリズム推進組織の立ち上げ (再掲)				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度 実績	平成22年度 目標
「大井よさこいひょうたん祭」への支援	大井よさこいひょうたん祭 来場者数	人	49,000	52,000
様々なイベントの実施	菜の花祭り来場者数	人	4,100	4,500
	里山ふれあい祭参加者数	人	214	300
	酒匂川鮎釣りトーナメント 参加者数	人	358	400
各種体験プログラムの実施（農業体験・加工体験など）	農業体験参加延べ人数	人	1,300	1,500

○ 現状と課題

大井よさこいひょうたん祭は、町内外から多くの方が来場し、本町最大のイベントになっています。

里山ふれあい祭、田んぼ教室、農業収穫体験などのイベントを通じ、都市と農村との交流を行っています。これらの事業を通じ、人々の交流圏の拡大、情報発信・町のPRに努め、一層の地域振興を図っていく必要があります。

1) 「大井よさこいひょうたん祭」への支援

「大井よさこいひょうたん祭」を主催する実行委員会に対し、補助金の支援を行うとともに、人的支援も行い、町最大のイベントを協働して実施します。

2) 様々なイベントの実施

里山ふれあい祭、菜の花まつり、酒匂川鮎釣りトーナメント、産業まつり、大井の四季フォトコンテストなど、様々なイベントを開催し、町のPRに努めます。

3) 各種体験プログラムの実施（農業体験・加工体験など）

現在は里山ふれあい祭で農業収穫体験を実施し、都市と農村との交流の拡大を図っていますが、今後は、里山ふれあい祭の充実とともに「おいゆめの里」を活用した新たな農業体験を実施していきます。

4) グリーンツーリズム推進組織の立ち上げ（再掲：137ページ参照）

○ 町民と町とのパートナーシップ

事業実施にあたり、町民の皆様のご協力をお願いするとともに、積極的な参加をお願いします。

第5節

町民参加

第5節 町民参加

第1項 地域社会

1-1 地域活動

自治会を中心とした地域活動への支援を図るとともに、地域住民による各種活動をおしたなかで地域での連帯感を育み、郷土愛にあふれた地域社会の創造に努めます。

【これから取り組む主な施策】

1-1-① 地域活動の支援

1-1-② 地域活動の拠点づくり

1-1-① 地域活動の支援

相互扶助の意識に基づきながら、地域の特性を活かした自治組織の育成や連携の強化を図るとともに地域活動への参加を促し、住民福祉の増進と地域コミュニティの形成を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 自治会の円滑な運営のためのルールに関する協議				
2) 自治会連合会設立の検討				
3) 定例自治会長会議の開催				
4) 町民の自治会活動への参加意識の促進				

○ 現状と課題

自治会はそれぞれの規約に基づいて活動していますが、その内容には自治会ごとで差があります。そこで、自治会が共通して活用できる標準的な規約例を作成し、今後の自治会規約の作成や見直しに役立てていただき、自治会活動の共通化を図るとともに、自治会と町の役割分担を明確化する必要があります。

また、現在、会議は町で主催する自治会長会議が主で、自治会間での話し合いの場がありません。そこで、自治会間の連携を進め、自主的に会議などを開催できるように連合会の設立を考える必要があります。

これとあわせて、自治会長会議の開催時期を見直し、行政との連絡調整を密にするとともに、自治会相互の連絡調整の機会の充実を図る必要があります。

1) 自治会の円滑な運営のためのルールに関する協議

各自治会の円滑な運営のため、規約等のルールづくりについて協議を進めていきます。

2) 自治会連合会設立の検討

自治会連合会を設立することで、自治会間での話し合いや連携の場ができ、自治会組織について相互の親睦と緊密な連絡調整を進めることができます。そこで、設立について、三地区代表自治会長などと話し合い、検討します。

3) 定例自治会長会議の開催

定例自治会長会議を開催し、行政と自治会の相互の親睦と緊密な連絡調整を図り、地域住民の福祉の増進を図るとともに、町政への協力を要請します。

4) 町民の自治会活動への参加意識の促進

各自治会での行事や、町の事業などへ町民が積極的に参加し、町の活性化へつなげるため、各自治会の行事などを積極的に広報やホームページに掲載します。

また、他の自治会や他の市町村自治会などで町民参加が積極的に行われている事業などを各自治会に紹介し、町民参加の意識高揚へつなげます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

自治会と行政の関係やこれからのあり方などについて、自治会の皆様のご意見を伺いながら、より良いものにしていきたいと考えています。

1-1-② 地域活動の拠点づくり

地域活動の拠点となる集会施設などの整備・建替えなどを支援します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 老朽化した集会施設などの整備				
2) 誰にでもやさしく使いやすい施設の整備				

○ 現状と課題

町内自治会の老朽化した集会施設の建て替えを行いました。しかし、町内には、建て替えを要する集会施設が何件も見受けられます。建て替えについては、自治会の整備の方向性を確認しながら行っていく必要があります。

また、既存集会施設については、スロープや手すりの設置などバリアフリーを採用した施設として、さらには、災害時の避難所としての機能も含めて整備を検討する必要があります。

1) 老朽化した集会施設などの整備

見直しを行った「大井町自治会集会施設等整備推進要綱」を基に、自治会が事業主体となって行う老朽化した自治会施設などの整備、建て替えに対して引き続き支援を行います。

2) 誰にでもやさしく使いやすい施設の整備

自治会施設などを誰もが使いやすく活発に利用していただくために、整備・建て替えに合わせて自治会と相談しながらスロープや手すりなどユニバーサルデザイン※を取り入れた施設に整備していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

施設などの整備にあたっては、自治会の皆様とともに考え、「大井町自治会集会施設等整備推進要綱」を基に整備・建て替えを検討していきます。

ご理解・ご協力をお願いします。

1-2 平等な社会の形成

町民一人ひとりの人権が尊重され、差別を許さない社会に向けた人権意識の啓発を推進します。

また、町民・事業者・行政が一体となり、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

【これから取り組む主な施策】

1-2-① 人権の尊重

1-2-② 男女共同参画社会の推進

1-2-③ ユニバーサルデザインの推進

1-2-① 人権の尊重

町民に対する人権意識の普及啓発を進めながら、人権侵害などに関する相談窓口などの人権擁護体制の整備や人権同和教育を推進し、人権を尊重した社会を形成します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 広報等による普及・啓発				
2) 総合相談窓口の設置				
3) 「人権を考えるつどい」の開催				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
「人権を考えるつどい」の開催	参加者数	人	134	200

○ 現状と課題

人権に関する相談窓口については、町民の日常生活の多様化、生活環境の変化により、相談件数が増加しており、相談内容も多岐にわたることから、対応する相談員にも広い知識と専門性が求められています。そこで、総合相談員連絡協議会を設置し、相談員相互の連絡調整や意見交換、研修等を実施しており、今後も充実を図る必要があります。

また、人権に関する意識を高め、人権を身近なものとして感じていただくため、講演会の開催や広報などでの周知を図っていく必要があります。

1) 広報等による普及・啓発

町民の人権に対する理解及び普及啓発を図るため、「広報おい」に人権関連の記事や「人権を考えるつどい」の開催情報を掲載していきます。また、町広報などを通じて、総合相談を広く町民に周知していきます。

2) 総合相談窓口の設置

町総合相談員、法務局職員が人権侵害及びその他の生活等に関する相談を年6回開催し、助言をしたり、より専門的な相談機関を紹介したりしていきます。また、相談日以外でも担当課職員が相談に対応していきます。

3) 「人権を考えるつどい」の開催

人権に関する講演会「人権を考えるつどい」を開催し、町民の人権に対する理解及び普及啓発を図ります。

○ 町民と町とのパートナーシップ

人権を尊重し守ることは社会生活を営む上で、最も基本となることです。町でも広報等を通じて人権に関する情報などを提供いたしますので、皆様も人権を自分のことと捉えていただき、人権意識をもっていただくようお願いします。また、講演会により多くの方が参加できるよう取り組んでいきますので、ご参加をお願いします。

1-2-② 男女共同参画社会の推進

多様なメディアやイベントをととして男女共同参画への意識の啓発を図るとともに、女性の積極的な登用や保育体制の充実などにより、女性の社会参画を促進し、男女共同参画社会を形成します。

また、広報などを活用し、女性に対する暴力を根絶するための意識の啓発を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 男女共同参画社会推進委員会の運営				
2) 男女共同参画への意識の啓発				
3) 女性に対する暴力を根絶するための意識の啓発				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
男女共同参画への意識の啓発	リーフレット配付世帯割合	%	87.8	100
	研修会受講者満足度	%	79	100

○ 現状と課題

近年、男女共同参画関連の法が整備され、女性が働きやすい職場環境の整備や女性の被害防止、救済システムの確立などが図られてきましたが、女性の就業継続は依然として厳しく、家事や育児の負担は女性に偏っているのが現状です。

人間性豊かで、誰もが将来への夢を持つ社会を築くためには、男女共同参画社会の形成が求められています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されています。しかし、社会的認識はまだ浅く、暴力を未然に防止するための取り組みが必要です。

1) 男女共同参画社会推進委員会の運営

男女共同参画にかかわる議題を協議する場として設置された男女共同参画社会推進委員会において、男女共同参画プランの推進状況の点検等を行います。

2) 男女共同参画への意識の啓発

毎年11月を大井町男女共同参画啓発月間とし、町民一人ひとりが性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、研修会の開催や啓発リーフレットを全戸配付するなど各種啓発活動を行うことにより、男女共同参画の気運を盛り上げます。

3) 女性に対する暴力を根絶するための意識の啓発

毎年11月12日から25日まで、全国的に「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されています。この運動に合わせ、広報、ホームページを活用し、暴力を未然に防止するための取り組みを一層強化します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

町として情報の提供に努めますので、一人ひとりが男女共同参画の意識を高めていただき、ともに男女共同参画社会の実現を目指します。

「配偶者からの暴力」は犯罪であるという認識を持ち、その根絶に向けて、社会全体で取り組んでいきます。皆様のご協力をお願いします。

1-2-③ ユニバーサルデザインの推進

障害の有無や年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、誰にでも隔たりがなく、気持ちよく、やさしい社会を形成していくため、全ての分野におけるユニバーサルデザインの理念の普及、啓発、実践を進めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 公共空間をはじめとしたユニバーサルデザインの導入				

○ 現状と課題

ユニバーサルデザインとは、障害の有無や年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、誰でもが使いやすいようにデザインすることをいい、最近では、建築物、交通機関、家庭製品などあらゆる分野で、このような視点からの設計や基準の見直しが行われています。

しかし、町内の公共施設やサービスにおいては、バリアフリーに基づいた整備を進めてきたため、ユニバーサルデザインの理念に基づいた整備等はできていません。

今後は、公共機関でのユニバーサルデザインの導入を積極的に進めるため、指針等の整備が必要です。

1) 公共空間をはじめとしたユニバーサルデザインの導入

町が新規に行う都市基盤の整備やサービスの実施等の際には、ユニバーサルデザインの採用を検討するなど、導入するための指針等を検討していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

町でも、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきますので、町民の皆様のご理解をお願いします

第2項 町政への町民参加

2-1 情報の共有

町民と行政とが互いに情報を共有し、理解を深めていくため、行政情報をわかりやすく発信・提供するとともに、町民の意見や要望を的確に把握する仕組みづくりの構築を推進します。

【これから取り組む主な施策】

- 2-1-① 積極的な情報の提供
- 2-1-② 町民ニーズの適正な把握
- 2-1-③ 情報公開の推進

2-1-① 積極的な情報の提供

広報紙や町ホームページの充実により、町民への積極的な情報提供を推進します。

また、新聞やコミュニティ紙に対して、迅速かつ正確に行政情報を提供できる庁内体制づくりを図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 対話型や参加型を取り入れた広報紙づくり				
2) ホームページの充実				
3) 円滑な情報提供体制の整備				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
対話型や参加型を取り入れた広報紙づくり	広報配付世帯割合	%	87.9	90
ホームページの充実	ホームページアクセス数	回	—	120,000

○ 現状と課題

町民参加型の広報紙を作成するため、「まちかどレポーター※」により、町民の視点から捉えた取材記事を掲載しています。更に、自治会の紹介記事を自治会役員の方などから寄稿していただいています。今後は、対話型を取り入れた広報紙づくりの検討を行っていく必要があります。

また、町の情報については、報道機関への円滑な提供を行っています。今後は、報道機関が常に記事として掲載をしていただけるような提供の仕方や内容について研究が必要です。

1) 対話型や参加型を取り入れた広報紙づくり

町民の方がさらに参加して広報紙を作るため、写真や記事の寄稿を募集する仕組みづくりを行います。

また、対話型実現のため、新しいコーナーを作成するなど紙面の充実を図ります。

2) ホームページの充実

誰もが利用しやすいホームページ作りを引き続き行っていきます。

また、町民が新しい情報をすみやかに取得できるようにするため、積極的に素早い行政情報などの掲載に努めます。

3) 円滑な情報提供体制の整備

町民の方が広報だけでなく新聞や地域コミュニティ紙からも情報を入手できるよう、積極的に報道機関に町の情報提供するのはもちろんのこと、掲載してもらうための情報提供の内容について検討・研究します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

より良い広報の実施につなげるため、町民の皆様が気軽に広報紙へ情報提供や意見をお寄せできる仕組みづくりを行います。さらに、町民の方々が町からの新しい情報を、様々な手段で入手できるように努めます。

2-1-② 町民ニーズの適正な把握

懇話会の開催や「わたしの提案・意見」制度の充実及びパブリック・コメント制度の手続基準にしたがい、幅広い層からの町民ニーズの適正な把握に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 公共施設などの見学会の実施	――			
2) 町政懇話会の開催				
3) わたしの提案・意見制度の充実				
4) パブリック・コメントの実施	――			

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
町政懇話会の開催	テーマに関する意見の割合	%	100	100

○ 現状と課題

町民ニーズの適正な把握をするためには、町民の皆様には町の施設の現状や施策などを知ってもらうことが大切です。そのためには、出前講座の充実や公共施設の見学会などの開催が必要です。

また、「町政懇話会」は町長出席のもと毎年テーマを決めて開催し、町の情報を伝えるとともに町民の皆様から提言や要望を直接伺うなど、町民ニーズを的確に捉える場として成果をあげています。しかし、参加者の固定化や高年齢化、町民からの「提言」が少ないなどの課題があり、今後は幅広い年齢層に参加いただくことが必要です。

このほか、町民からの提言を受け付ける手段として、平成16年度から「わたしの提案・意見制度」を実施しています。さらに、重要な施策等を決める際には、町民の意見を広く求めるための手段の一つとしてパブリック・コメント*制度を実施します。

1) 公共施設などの見学会の実施

町内外の公共施設や町の事業予定地などの見学会を開催し、参加者から感想や提言・意見をいただきます。

2) 町政懇話会の開催

引き続き「町政懇話会」を実施します。町長及び町職員が町民との対話を通じて、その声を町政に反映させることを目指します。

3) わたしの提案・意見制度の充実

わたしの提案・意見制度は、町民の皆さんが日頃から考えていることを提案・提言・意見としてお寄せいただくものです。引き続き広聴事業の一環として、「わたしの提案・意見」を実施していきます。

4) パブリック・コメントの実施

町の重要な施策等を決める際には、広く意見を求めるパブリック・コメントを手続き基準に基づき実施していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

皆様からの声を積極的に伺うことができるよう、体制や制度の改善を行ってまいりますので、皆様からもご意見・ご提言を積極的に出していただけますようお願いいたします。

2-1-③ 情報公開の推進

個人情報の保護に配慮するとともに、情報公開条例に基づきながら、公文書の適正管理や公開を推進し、町民と行政における情報の共有化や透明性・公開性を高めていきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 公文書の適正管理				
2) 情報公開コーナーや町ホームページの充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
情報公開コーナーの充実	閲覧物のホームページ上での紹介	件	87	130

○ 現状と課題

町民と町が一体となってまちづくりを展開していくためには、町民の視点に立ち、多様化するニーズを的確に把握するとともに、町の情報をわかりやすく発信・公開し施策や行政運営について理解を得ることが重要です。そして、町民・企業・町の相互コミュニケーション、情報の共有により、さらなる信頼関係の発展へとつながっていきます。

町では、町広報、町ホームページを通じた情報発信や、町政懇話会などを実施し、町民の意見・要望を把握して各種施策に反映するよう努めてきました。また、平成14年度より情報公開条例を施行し、情報公開制度を推進しております。

今後は、町民と町の信頼関係をより一層高めるため、情報公開条例に基づく情報公開制度について、さらに情報の透明性、公開性を高めていく必要があります。

1) 公文書の適正管理

情報公開の迅速な対応や公文書の確実な管理を目指し、文書管理システムを活用した公文書の適正な管理を徹底していきます。

2) 情報公開コーナーや町ホームページの充実

情報公開コーナーを整備し、閲覧可能な町の資料を拡充するとともに、国や県から送られてくる資料も積極的に提供し、幅広い分野の情報提供を行います。

○ 町民と町とのパートナーシップ

多くの町民参加を積極的に推進していくために各種審議会への参加をお願いします。

また、情報公開をスピーディーに行い、町民の声を施策に反映するため広聴制度の拡充を図ってまいりますので、皆様からのご意見・ご提言を積極的に出していただけますようお願いいたします。

2-2 まちづくりへの町民参加

町民参加を基本としたまちづくりを推進し、町民主権の自治の実現を図ります。

【これから取り組む主な施策】

2-2-① まちづくりへの町民参加の推進

2-2-① まちづくりへの町民参加の推進

まちづくりへの町民の参加・参画は、自治を実現する上で必要不可欠です。将来にわたって誰もが安心して暮らせるまちにしていくために、町民と行政とが一体となって、それぞれの役割分担のもと、協働してまちづくりを進めていきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 自治基本条例の推進	-----			
2) 住民投票制度の整備		-----	-----	

○ 現状と課題

町民・議会及び行政が協働してまちづくりを進めていくため、自治の基本方針を明らかにし、まちづくりの基本原則を定めた「大井町自治基本条例」を、平成21年4月に制定しました。

この条例では、町民はまちづくりに自主的に参加することを基本としています。また、町民はまちづくりに参画する権利があるとしています（参画とは、単に参加するにとどまらず、まちづくりの企画立案の段階から主体的に関わり、活動することを指しています）。

さらに、まちづくりを進めるために、町民・議会及び行政がそれぞれ定められた役割と責任のもと、互いの立場を尊重し、連携・協力して取り組むことを原則としています。

これらの理念に基づいて、協働によるまちづくりを推進していくことが必要です。

1) 自治基本条例の推進

「大井町自治基本条例」は、協働のまちづくりを推進し、町民主権の自治の実現を図るために必要な事項を定めたものです。この条例の意義と内容について町民の皆様広く理解していただくよう、啓発に努めます。

また、この条例は、本町の条例体系の中の最高規範に位置づけられています。他の条例・規則の制定、各種計画の策定等の際には、この条例の内容と整合を図っていくほか、この条例において定められている行政評価の実施や住民投票の制度化等について推進していきます。

2) 住民投票制度の整備

町政に関する重要な事項について、住民の意思を表す手段として、住民投票を実施できる制度を整備していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

将来にわたって誰もが安心して暮らせるまちにいくために、地域の課題は地域で解決することの重要性を認識していただいた上で、町民の皆様それぞれが積極的にまちづくりに関わっていただきますようお願いいたします。

第 3 章

計画の推進にあたって

【第3章 計画の推進にあたって】

第1項 行政運営

1-1 行政運営

地方分権の動きを先取りし、自主的かつ自立的な行政運営を進めるとともに、多様化、高度化しながら増大する行政需要に弾力的に対応していくため、柔軟で横断的かつ効率的な行財政運営に努めます。

また、自立的な財政運営のために、財源の確保にも努めていきます。

【これから取り組む主な施策】

1-1-① 行政改革の推進

1-1-② 計画的な財政運営

1-1-③ 財源の確保

1-1-① 行政改革の推進

行政事務の改善や事務事業の効率化、組織機構の適正化などの行政改革を推進し、地方分権に対応した柔軟で効率的な行政運営を行います。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 行政評価システムの実施				
2) 人事評価システムの実施				
3) 大井町集中改革プランの推進				
4) 指定管理者制度導入の研究				
5) 行財政改革検討委員会の設置と改革の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
行政評価システムの実施	職員理解率	%	87	100
	見直し事業数	件	59	0

○ 現状と課題

行政評価システムは平成19年度から段階を踏んで導入を開始しました。役場の業務をすべて洗い出し、それらを体系化して、その施策・事務事業を評価します。まだ導入間もないことから試行錯誤の段階と言えますが、今後、行政評価の定着を図るためにも、職員への意識づけに力を入れていきます。

また、地方分権時代を迎え、限られた職員数の中で人材を有効活用し、施策を積極的に展開できる人材を育成することで、組織の活性化を図ることが重要な課題となっています。

このようなことから、人事評価システムを有効に活用し、適性に応じた人事配置、意欲やチャレンジ精神を高いレベルで持つ職員の育成を図る必要があります。

また、これまで町民の皆さんの多様なニーズに即答できるように、簡素で効率的な行政の確立を目指し、行財政改革に取り組んできました。それら具体的に取り組むべき内容と目標を示した改革のアクションプラン「大井町集中改革プラン」を策定し、町民の皆さんに分かりやすくお知らせしています。

より良い行政運営のためには、職員一人ひとりが事務事業の効率化や行政運営の改善、町民サービスの向上について考え、行動していく必要があります。

さらに、急激な景気低迷や町内企業の移転等により、本町の財政運営は、大変厳しいものとなることから、事業の見直しを含めた行財政改革をより一層すすめていく必要があります。

1) 行政評価システムの実施

社会の変化により、行政活動を限られた財源で効率よく実施していくことが求められています。そこで効果的・効率的な行政運営体制の確立、職員の意識改革を目的として、町の施策、事務事業の評価を実施します。評価した結果がすぐに成果として現れるものではありませんが、職員に着実に目的意識やコスト意識が浸透するよう努めてまいります。

2) 人事評価システムの実施

職員の能力や実績を適正に評価し、処遇や人材育成・能力開発などに活用できる、職員から見ても住民の目から見ても「透明性」、「公平性」、「納得性」の高い人事評価システムを運用していきます。能力・実績主義による人事管理制度により、職員の士気の向上や潜在能力の活用を図り、迅速かつ質の高い行政サービスの提供を可能とします。

3) 大井町集中改革プランの推進

行政改革の具体的な取り組みと目標をわかりやすく明示するため、平成17年度から平成21年度までを期間とする「大井町集中改革プラン」を平成17年度に策定しました。

町では、この計画に基づき、簡素で効率的かつ効果的な行政体制への変革を進めていきます。

また、平成21年度には次の5年間を対象とする計画の見直しの検討を進めます。

4) 指定管理者制度導入の研究

新たに整備する施設や管理・運営手法を検討する施設等について、民間活力の導入および運営の効率化という観点から、「指定管理者制度」の導入を手法のひとつとして検討していきます。

5) 行財政改革検討委員会の設置と改革の推進

急激な景気の悪化、町内企業の移転等による財政への影響に備え、将来にわたって持続可能な地域経営を実現するため、行政サービスや手数料及び使用料、さらには事務事業のあり方等について抜本的に検討し、行財政一体となった改革を推進します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

本来、行政改革は町民の皆様の視点で進めるべきもので、町民視点の改革を町民の皆様とともに進めていきます。

1-1-② 計画的な財政運営

計画的な財政運営の指針となる財政計画に基づきながら、財源の安定確保や投資的経費の計画的な配分、財政構造の健全化を推進し、健全で安定した財政運営に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 中期財政計画の策定				
2) 経常的経費の削減				
3) 使用料・手数料などの適正化				
4) 地方交付税、国・県支出金などの有効活用とその確保				
5) 投資的経費の計画的な配分				
6) 起債残高を考慮した適正な町債の発行				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成19年度実績	平成22年度目標
中期財政計画の策定	経常収支比率	%	83.6	80

○ 現状と課題

社会経済情勢の変化や「地方分権改革推進法」による地方分権改革の施策などにより、歳入見込みが非常に不透明であり、歳入状況によっては、財政計画や実施計画の見直しや凍結を行わざるを得ない状況となる可能性があります。

また、経常的経費（特に義務的経費）は職員等の人件費や扶助費などの経費が増大になることが見込まれます。よって、住民サービスを低下させないような方法を取りながら、経常的経費の削減に努める必要があります。

使用料・手数料は、受益者負担の原則から、料金設定の基準を明確にするとともに、社会情勢の変化に応じた見直しが必要です。

国庫補助・負担金は、地方分権改革の推進により廃止・縮減が図られておりますが、対象事業などを十分に研究・検討し、町の施策に合うものについては、積極的に有効活用していく必要があります。

このほか、現在の町債残高を考慮しつつ、後年度負担が大きくならないよう努める必要があります。また、行財政運営が健全で円滑に進むよう財源確保にも努力する必要があります。

1) 中期財政計画の策定

町財政の健全性を保ち、各施策事業を計画的に推進するため、平成21年度から22年度までの2年間を対象とした中期財政計画を平成20年度に策定しました。この計画については、各年度の収入状況や事業執行状況により見直しを行います。

2) 経常的経費の削減

経常的経費は、人件費や扶助費など毎年持続して固定的に支出される経費であり、この経費が増大すると施設の整備や文化事業、新たな事業の経費を圧迫することになります。

財政の硬直化とならないように、限られた財源を有効に配分するため、事務事業の統廃合など見直しを行い、この経費を極力低く押さえていきます。

3) 使用料・手数料などの適正化

公共施設利用時の使用料と行政サービスを受けたときの手数料は、それを利用する受益者が負担すべきもので、常に適正な設定を行う必要があります。すべての使用料と手数料について、経費や近隣市町などの状況を踏まえて、適正に設定を図ります。

4) 地方交付税、国・県支出金などの有効活用とその確保

地方交付税は一般財源として交付されますので、自主財源も含めた財源の有効活用を図ります。国・県支出金については、町の各施策を推進する上で、活用できる補助については積極的に活用し、一般財源の支出を極力抑え、その有効利用を図ります。

5) 投資的経費の計画的な配分

この第4次実施計画に掲載された各種事業に対して、財政計画に基づき、計画的に財源を配分していきます。また、国・県支出金の積極的活用、経常的経費の更なる削減など、工夫を凝らして実施していきます。

6) 起債残高を考慮した適正な町債の発行

第4次実施計画に沿った各種事業を展開するための資金調達は、極力自主財源で賄うように努めます。しかし、対応しきれない場合に限り、後年度負担も視野に入れながら起債借入限度額の範囲内において起債金額を決定し、資金調達を行っていきます。

なお、資金調達手法の多様化、町民の行政への参加意欲の高揚を図るため、「住民参加型ミニ市場公募債」の発行について研究していきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

町では、経費の徹底的な節減により町民ニーズの高い事業に財源を充てることができように努めます。また、決算などの財政指標を作成することにより的確な財政状況を把握し、公表するように努めます。一方、町民の皆様は、自分でできること、その地域でできること、町で実施しなければならないことを区分した上で、町に対する要望やご意見をお願いします。

1-1-③ 財源の確保

地方分権とともに大幅に地方に移譲される個人住民税をはじめとする町税について、適正な課税に努めるとともに、徴収に努めます。

また、新たな財源の研究を行います。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 町税の適正な課税及び徴収				
2) 収納方法の研究・検討				
3) 新規財源の研究				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
町税の適正な課税及び徴収	町民税県民税申告率	%	98.8	100
	固定資産税否認審査申立者率	%	100	100
収納方法の研究・検討	徴収率	%	96.0*	96.5

* 平成20年度見込み値

○ 現状と課題

現在、地方税制については消費税を含む税体系の抜本的な改正が行われるまでの暫定措置としての地方法人特別税等の創設、個人住民税における寄付金税制の拡充等が進められています。

平成19年度では税源移譲や定率減税の廃止など個人所得に対する改正が行われ、税の負担が高まったことから、収納率の低下が見られます。納税者の方へ税についてのご理解を一層深めていただくことが大切になります。

また、国の目指す電子自治体や納税者の利便性を追求するため、平成21年度から開始される町県民税の年金からの特別徴収をはじめ給与報告書等の電子申告などに対応したシステム整備の必要があります。

1) 町税の適正な課税及び徴収

適正かつ公平な課税と徴収を行うため、自主申告の啓発、的確な課税対象の把握に努めます。

また、税源移譲に伴う税制改正により大きく変わった個人住民税や、複雑な評価替え作業を必要とする固定資産税など適切に納税者への周知、課税に努めます。

なお、地方税の電子申告化に対応するため、町県民税の年金からの特別徴収、給与支払報告書等のエルタックス*を活用したシステム整備を進めます。

2) 収納方法の研究・検討

新たに町職員により組織した徴収対策連絡会等を通じて、収納方法の研究検討を行い、納税窓口の拡充に努めます。また、口座振替制度への加入推進を図ります。

3) 新規財源の研究

町の財政状況が厳しさを増す中、新規の財源について研究を行う必要があります。今後継続して、新規財源の研究を行っていきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

情報を皆様にお知らせするとともに、課税の適正化に取り組んでいきます。皆様からの税は皆様のために使われるものです。納税へのご理解・ご協力をお願いします。

1-2 情報化の推進

総合行政ネットワーク（LGWAN）などを活用した手続きの簡素化や利便性の向上、地域と行政の情報ネットワークの構築による新たな行政サービスの充実など、町民誰もが安全に安心して行政や地域の情報を取得し、共有し、発信することができるよう、情報基盤の整備・充実と適切な運用体制づくりを推進します。

【これから取り組む主な施策】

- 1-2-① 情報化推進計画の推進
- 1-2-② 行政事務の電子化の推進
- 1-2-③ 総合行政ネットワークシステム（LGWAN）の運用
- 1-2-④ 情報セキュリティポリシーの運用と充実

1-2-① 情報化推進計画の推進

情報化推進計画に基づき、各種事業の適切な推進を図るとともに、地域における多様な情報基盤の整備・活用や町民団体との連携の強化など、きめ細かな行政情報の提供や地域情報を収集・発信するしくみや体制づくりに取り組みます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) ホームページの充実（再掲）				
2) 地域情報システムの整備・活用				

○ 現状と課題

ICT※化はめまぐるしい速さで、進歩しています。行政においても事務の電子化を促進します。今後は、町民の方々に、より身近な情報の提供を目指します。

1) ホームページの充実（再掲：154ページ参照）

2) 地域情報システムの整備・活用

町民が、快適な環境で情報が利用できるよう調査研究し、体制や基盤づくりを目指します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

地域や各種団体と連携し、情報の共有化を図ります。

1-2-② 行政事務の電子化の推進

町民サービスの向上、行政コストの縮減、職員相互の情報の共有化による庁内意志決定の迅速化など、電子自治体の実現に向けて、引き続き行政事務の電子化に取り組みます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 地図情報システムの導入及び文書管理システムの活用	---	---	---	---

○ 現状と課題

平成17年度に導入した文書管理システムにより、保存から廃棄までをシステムで管理し、検索も容易に行えるよう環境を整備しました。今後はシステムの機能を活用し、電子文書による保存を検討していく必要があります。

1) 地図情報システムの導入及び文書管理システムの活用

文書の収受から廃棄まで一貫したシステムを構築し、適正な文書管理を目指すとともに、電子文書化を推進することで、ペーパーレス化及び省スペース化に努めます。

また、業務で作成した図面情報の閲覧頻度の高いものを電子化し、情報の共有化に努めます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

電子文書化された公文書を利用した様々なサービスを展開していくためにも、皆様からの積極的なご意見を多く望みます。

1-2-③ 総合行政ネットワーク（L GWAN）の運用

総合行政ネットワーク（L GWAN）など適切な運用により、行政手続きの簡素化や利便性の向上など、行政サービスの向上を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) L GWANの運用				
2) 神奈川県・市町村電子自治体共同運営協議会への参画				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
L GWANの運用	L GWAN回線利用日	日	181	248
神奈川県・市町村電子自治体共同運営協議会への参画	電子化した申請・届出事務	件	7	40

○ 現状と課題

L GWANは、組織認証等を取得し、全庁的に利用できる体制を整備しました。今後はL GWANを利用した情報の交換や共有を促進していくことが必要です。

神奈川県・市町村電子自治体共同運営協議会※サービスについては、電子入札※と申請届出に参画しています。

電子入札は、導入以来、徐々にですが、利用者の入札事務の効率化が促進されています。今後、電子入札案件を拡大し、更なる効率化を図る必要があります。

申請・届出は、手続きサービスの拡大や、啓発を行い、利用者の促進を目指します。

1) L GWANの運用

総合行政ネットワーク※（L GWAN）は地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークです。u-Japan※計画を受けて構築されたL GWANを利用して、国・県・市町村間における広範な情報交換、情報共有を行います。

2) 神奈川県・市町村電子自治体共同運営協議会への参画

協議会で運営している行政手続きサービスをさらに拡大し、町民の利便性の向上を図り、事務の効率化を目指します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

協議会で提供するサービスの導入により、行政事務の効率化が図られ、町民サービスの向上を図ることができます。町民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

1-2-④ 情報セキュリティポリシーの運用と充実

「安全・安心なまちづくり」に向けて、町が保有する情報資産を適切に保護するため、「情報セキュリティポリシー」の運用と充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 情報セキュリティ研修の実施				
2) 情報セキュリティ監査の実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成20年度実績	平成22年度目標
情報セキュリティ監査の実施	指摘事項に対する改善割合	%	100	100

○ 現状と課題

情報セキュリティ※研修と監査により、職員のセキュリティに対する意識は向上しています。より意識を向上させるために効果的な研修と監査に取り組むことが重要です。

1) 情報セキュリティ研修の実施

大井町情報セキュリティポリシー※に基づき、情報セキュリティに対する意識向上を目的とした研修を、職員を対象に行います。

2) 情報セキュリティ監査の実施

大井町情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するための内部監査を実施します。また、外部の事業者への委託による外部監査も併せて実施します。

○ 町民と町とのパートナーシップ

庁内の職員に対する研修及び監査のため、町民と協働で行う取り組み等はありません。しかし、職員の情報セキュリティ意識が向上することで、情報資産保護など、結果として町民サービスの向上を図ることができます。町民の皆様のご理解をお願いします。

第2項 広域行政

広域化する行政需要に対応し、地域住民の豊かな生活を確保するため、広域における本町の役割を見極めながら近隣市町と連携し、広域行政の推進を図ります。

また、合併については町民への情報提供、町民の意向把握を進め、町としての方向性を見出していきます。

【これから取り組む主な施策】

2-① 広域行政体制の充実

2-① 広域行政体制の充実

一部事務組合の共同運営を継続的に進めるとともに、増大する広域行政課題に適切に対処するため、近隣市町との連携・調整を図り、広域行政体制の充実に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	20	21	22	23
1) 広域市町村圏計画に基づく広域事務事業の推進				
2) 近隣市町との連携・調整の強化				
3) 事務組合の効率的な運営促進				
4) 合併の方向性の研究・検討				

○ 現状と課題

町民の日常生活の広域化・多様化に伴う行政課題の広域化に対応するため、周辺市町との広域的連携が必要です。町では、「県西地域広域市町村圏協議会」、「足柄上地区広域行政協議会」、「一市三町広域行政推進協議会」、「花と水の交流圏づくり推進協議会」、「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議」、「あしがら広域圏ネットワーク」などの組織を通じて広域課題への対応を行っています。

また、町単独での実施が効率的、財政的見地から困難な消防、ごみ処理及びし尿処理の事業については、一部事務組合に加入し処理を行っています。今後はこれらの事業についても、効率及び効果の面について検証し、必要性を確認していく必要があります。

なお、行財政基盤の強化と効率的な行政運営を進めるうえで、市町村合併は大きな課題です。これまで県西地域2市8町*を枠組みとした合併の研究を進めてきました。今後、更に検討を重ね、その結果を広報等で町民の皆様にお知らせしていきます。

1) 広域市町村圏計画に基づく広域事務事業の推進

県西地域2市8町（小田原、南足柄、中井、大井、松田、山北、開成、箱根、真鶴、湯河原の各市町）により結成された「県西地域広域市町村圏協議会」を通じ、「かながわウエスト広域連携ビジョン」に基づいて、広域的な行政課題に対応していきます。

2) 近隣市町との連携・調整の強化

足柄上地区1市5町で組織する足柄上地区広域行政協議会や同じく1市5町と小田原市で構成するあしがら広域圏ネットワーク、秦野市、中井町、松田町とで組織する一市三町広域行政推進協議会など、様々な枠組みをとおして圏域内の行政課題や諸施設の共同化、合同イベントの開催等について検討しています。

また、老朽化した小田原市斎場に代わる斎場の整備のため、平成18年4月に県西地域の2市5町により「県西地域広域斎場建設協議会」が設立されました。平成23年を目途に広域斎場整備を進めます。

今後も地域の発展を目指して近隣市町との連携を推進していきます。

3) 事務組合の効率的な運営促進

本町では、ごみやし尿の処理、消防などの事務については、近隣市町とともに一部事務組合を設立し対応しています。

なお、今後は、足柄上地域で検討している広域ごみ処理施設の運営等についても一部事務組合での対応が考えられます。

4) 合併の方向性の研究・検討

地方分権の進展に伴い、基礎的自治体である市町村には自主・自立のまちづくりが求められています。政府は多種多様化する行政課題を解決する有効な手段として市町村合併を推し進めてきました。

これまで県西地域2市8町を枠組みとした合併の研究を進めてきました。これからも、様々な合併に関する研究・検討を重ね、説明会等を実施し話し合いの機会を設けていきます。

またその結果を広報等により町民の皆様に情報提供し、取り組んでいきます。

○ 町民と町とのパートナーシップ

広域連携の取り組みについては、様々な方法で町民の皆様に情報を発信していきますので、イベントに参加するなどのご協力をお願いします。

また、合併については、町民の皆様とともに今後の方向性を考えていかなければなりません。町としても情報を積極的に提供していきますので、説明会等へ積極的にご参加いただくようお願いします。

資料

資 料

用語の解説（５０音順）

<ア行>

◆ICT（Information and Communication Technology）

情報・通信に関連する技術一般の総称。

（「IT」とほぼ同様の意味で用いられ、「IT」に変わる表現として定着しつつある。）

◆運動器

人の身体活動を担う筋、骨格、神経系の総称。

◆AED（Automated External Defibrillator）

自動体外式除細動器。突然の心臓疾患に対して必要となる心臓への電気ショックを早期に行うため、一般の方も使えるよう作られた心臓電気ショックの器械。

◆エルタックス（eLTAX）

地方税における申告書等の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。

<カ行>

◆学校２学期制

１年間を前期と後期に分けて授業を行う制度。休業は原則として３学期制と変わらず、学習の効率化が期待できる。

◆合併処理浄化槽

これまでの単独処理浄化槽（し尿処理のみ）とは異なり、台所やお風呂の生活雑排水をトイレの排水とあわせて処理できる浄化槽のこと。

◆神奈川県・市町村電子自治体共同運営協議会

神奈川県、県内の市町村及び一部事務組合により２００４年９月に設立された、情報システムの整備及び運営を共同で行う協議会。共同で行うことで、電子自治体の実現を図り、住民の利便性、市町村などの行政事務効率の向上などの取組みを行っている。

◆協働（きょうどう）

まちづくりを進めるために、町民、議会及び町がそれぞれの立場を尊重し、連携・協力して取り組むことをいう。

◆県西地域（２市８町）

神奈川県西部の広域行政区域で、小田原市、南足柄市、足柄上郡５町、足柄下郡３町をいう。

◆コンポスト

生ごみやし尿・下水道汚泥、家畜糞尿などの有機性廃棄物からできた堆肥又は堆肥化手法のこと。

<サ行>

◆受益者負担

公共サービスによって直接の利益を受ける者に対して課せられる負担。使用料、手数料など。

◆情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。

機密性：情報にアクセスすることを認可されたものだけがアクセスできることを確実にすること。

完全性：情報及び処理方法の正確さおよび完全である状態を安全防護すること。

可用性：許可された利用者が、必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること。

◆情報セキュリティポリシー

情報資産のセキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたもの。どのような情報資産をどのような脅威から、どのようにして守るのかについての基本的な考え方、体制、組織及び運用を含めた規定。

◆食育

自らが「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、食に関する情報提供活動や地域における実践活動などを行うこと。

◆総合行政ネットワーク

総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）のこと。通称 LGWAN（エルジーワン）。地方公共団体内の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。

<タ行>

◆地区計画

市町村の中の地区という単位で、その特性に合った建築物の形、色彩、公共施設の配置などを住民の意見をふまえて市町村が計画を定め、地区にふさわしいまちづくりを誘導することができる制度。

◆貯水槽水道

受水槽にいったん水道水を貯めてから給水する施設をいい、受水槽の管理と水質管理は、貯水槽管理者が行う。

◆電子入札

入札業務を、インターネットを利用したシステムで電子的に行うこと。

◆都市軸

まちづくりプロジェクトの一つ「魅力的な都市軸・うるおいの住環境形成プロジェクト」における「都市軸」とは、酒匂川左岸縦貫道路や東西連絡道路などの幹線道路の整備の進展にあわせてその沿道の景観の保全はもとより、さらに一歩進めて町全体の景観の保全などの総合的な生活環境整備につなげていくことを「軸」という言葉で表現したもので、特定の場所を指すものではない。

<ナ行>

◆ネットワーク

連絡を保って網状に結びつくこと。

◆ノーカーデー

環境面などから、車両の利用を規制する日のこと。役場では、職員の自家用車通勤の低減に取り組んでいる。

◆ノーマライゼーション

障害のある人等を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

<ハ行>

◆バイパス

交通渋滞の激しい道路の混雑を解消するために、その区間を迂回してつくる道路。

◆8020運動（ハチ・マル・ニイ・マル運動）

“80歳になっても20本以上自分の歯を保ちましょう”という運動で、20本以上の歯を持つ高齢者はそれ未満の人に比べ、活動的で、寝たきりとなることも少ないなど多くの報告がされているため、平成元年、厚生省（現・厚生労働省）と日本歯科医師会が提唱し、自治体、各種団体、企業、そして広く国民に呼びかけてきた。

◆パートナーシップ

協働や協力、提携することを指す。

地方の自主・自立が求められている中で、今後のまちづくりにおいては、地域住民との協働が不可欠なものとなっている。

◆パブリック・コメント

政策などの立案にあたって、広く人々の意見を求める制度。

◆ほ場

田畑、農地のこと。

◆保留フレーム

市街化区域・市街化調整区域の区分の見直しにあたり、将来の市街地人口の目標値に相当する面積のうち、市街地としての整備が明らかな部分だけを市街化区域とし、その他の部分については計画的に整備することが明らかとなった時点で、市街化区域に編入する。この部分を「保留フレーム」という。

<マ行>

◆まちかどレポーター

レポーターを公募し、地域や行政の情報を収集・提供する制度。町では、この制度を広報紙づくりに活用している。

◆メディア

手段・媒体。主に情報を伝える新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどのマス・メディアを意味する。

<ヤ行>

◆u-Japan

ubiquitous net-Japan（ユビキタスネット・ジャパン）の略。2010年に実現する新たな社会の姿をいい、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単に接続できる環境が整備された社会。

◆有収率

料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量を給水量で除した率。施設の稼働が収益につながっているかを確認でき、この率が低いと漏水やメータの不感等の要因が考えられる。

◆ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などにかかわらず、あらゆる人にとって使いやすいようにデザインすること。

<ラ行>

◆レセプト

医療機関が患者の診療に要した医療費を保険者である市町村や保険組合に請求する時に使用する診療報酬明細書。

<ワ行>

◆ワークショップ

「様々な人が集まり、共同作業を通じて、何かを創り出す行為」であり、住民参加型まちづくりにおける合意形成の手段として用いられている。

夢おおい21プラン 第4次実施計画

■発行日 平成21年3月

■発行 大井町

〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子1995

電話 0465-83-1311（代）

HP <http://www.town.oi.kanagawa.jp/>

■編集 大井町企画財政課

